

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (1)



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

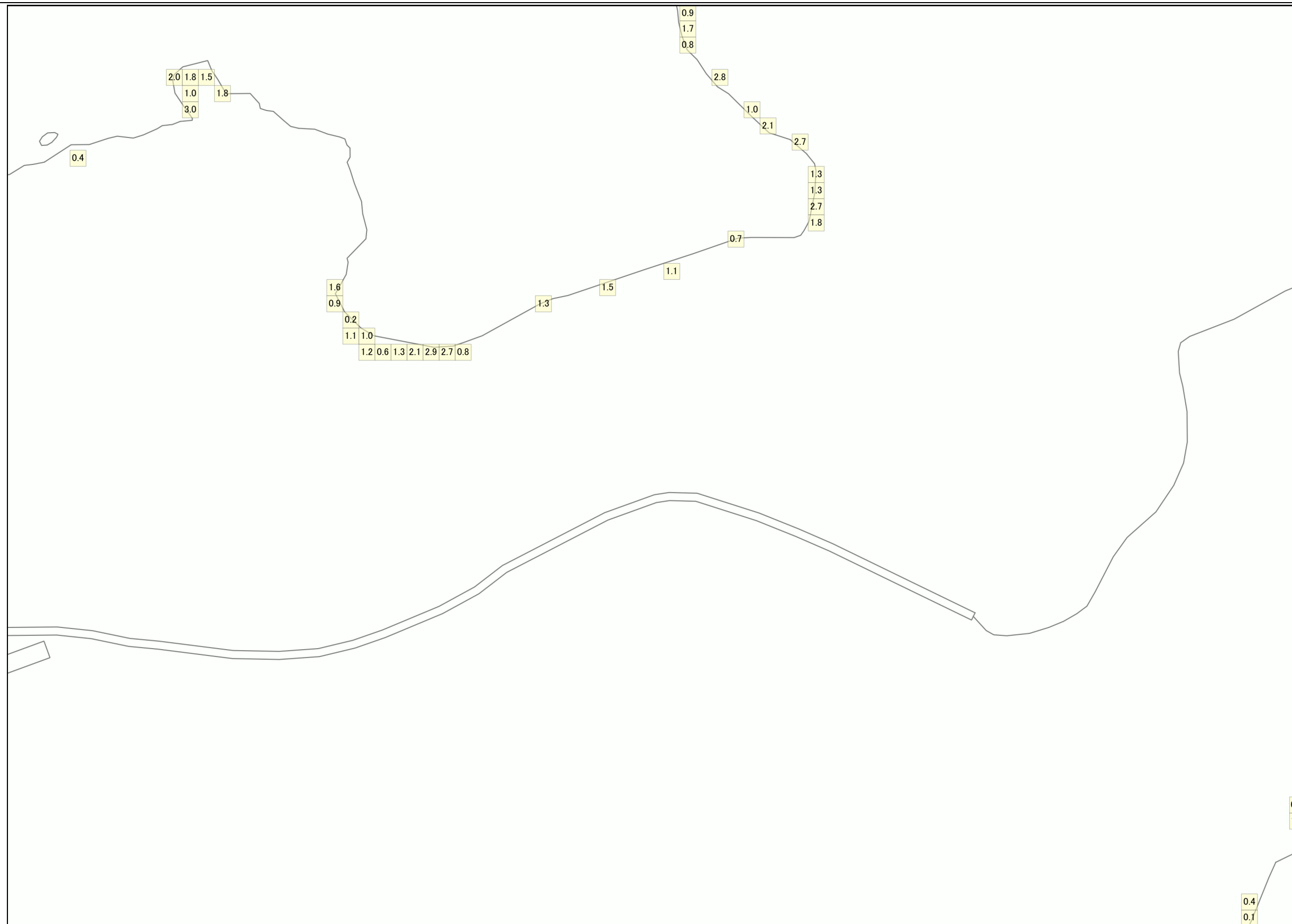
縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (2)



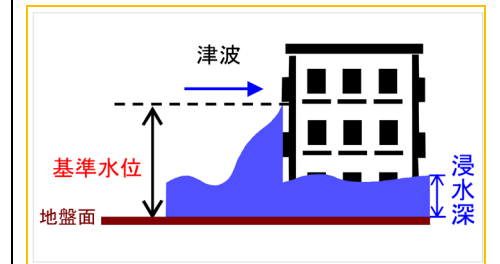
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

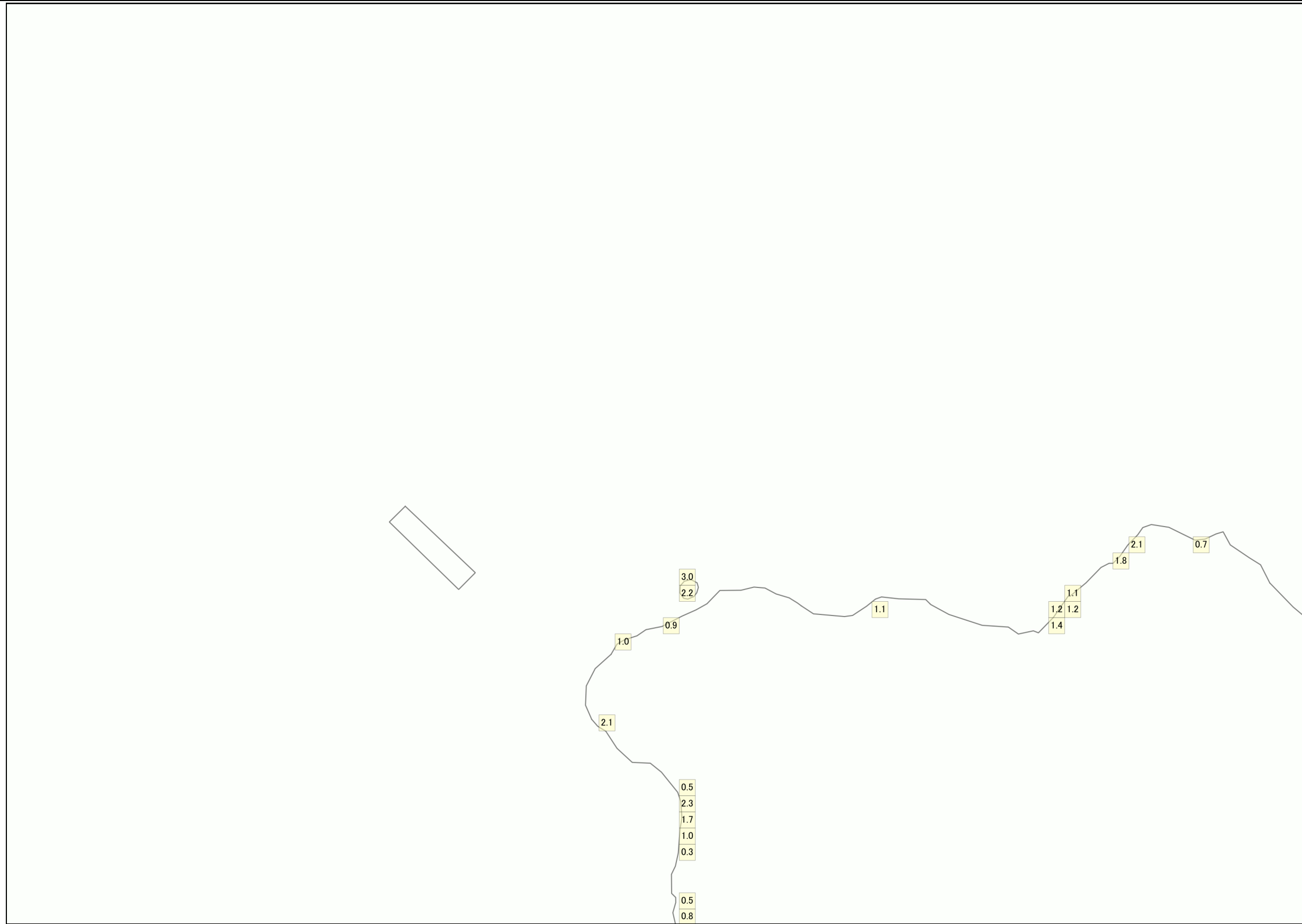
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (3)



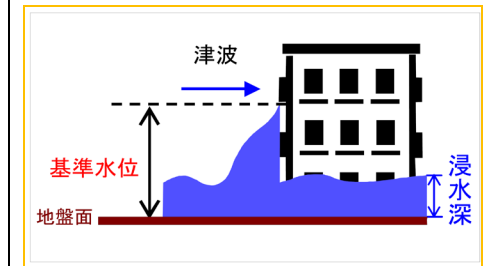
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

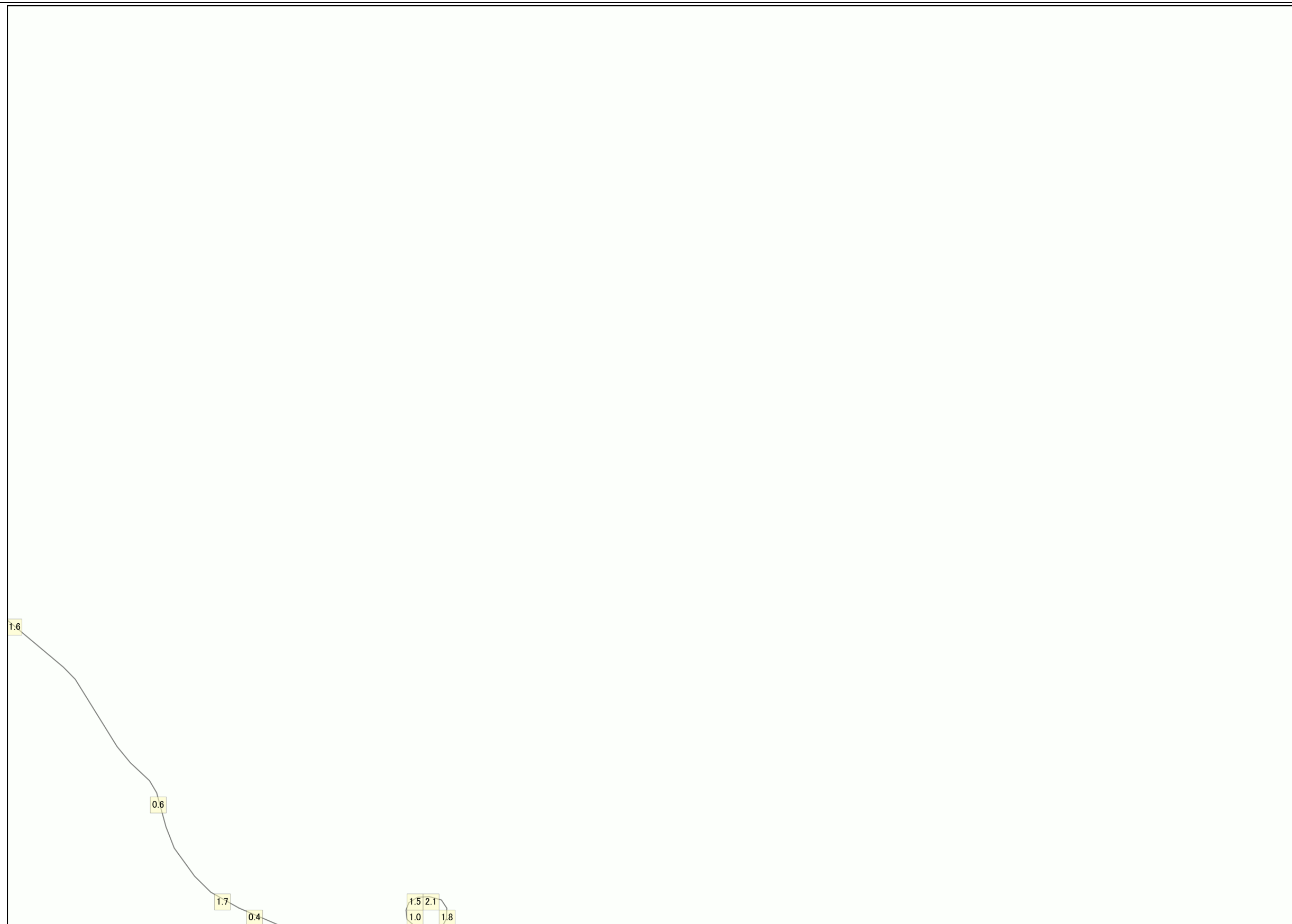
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (4)



縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 298)

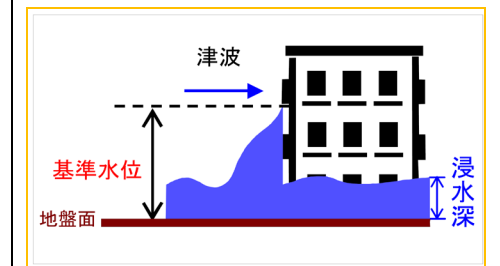
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

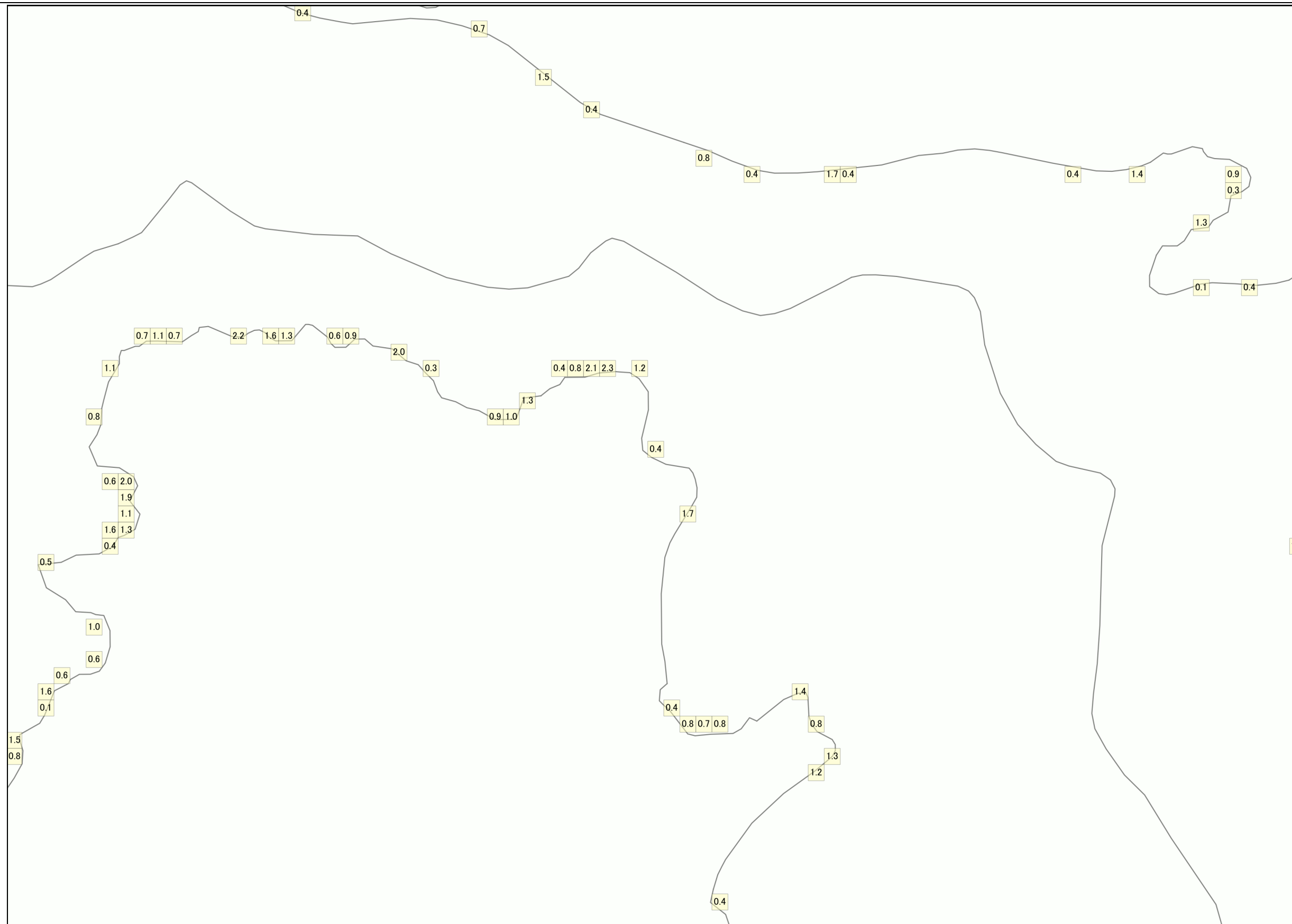
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (5)



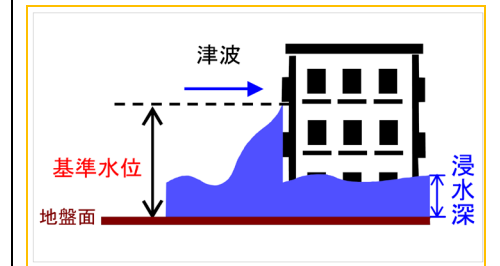
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛り土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

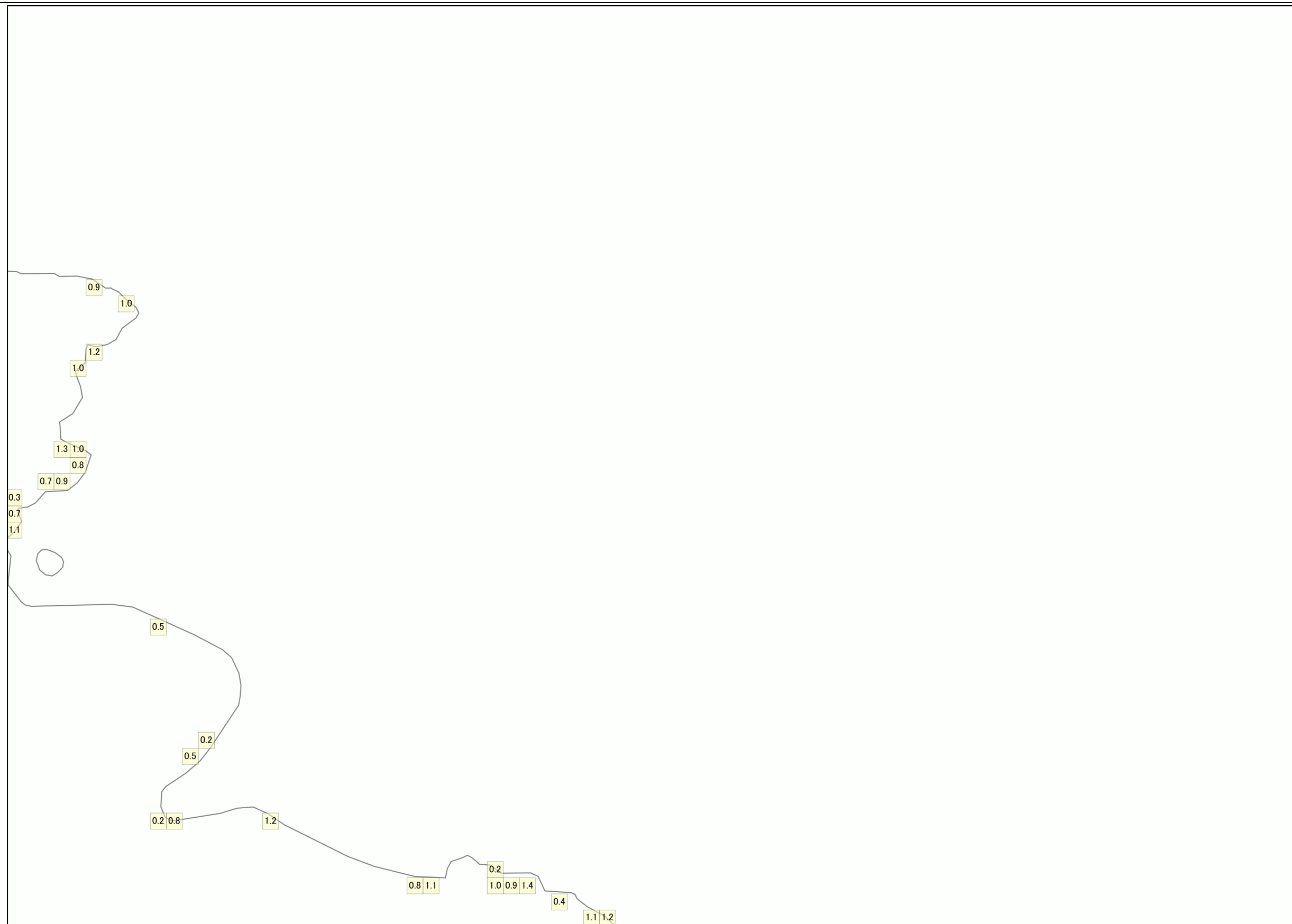
縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (6)



縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

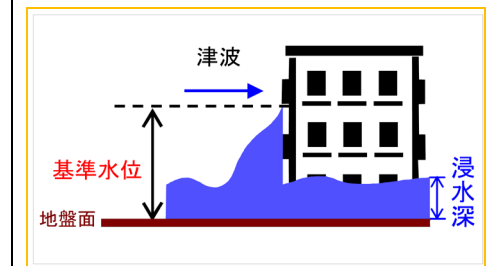
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)(以下、「法」という。)第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ(メートル)で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形(標高)データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

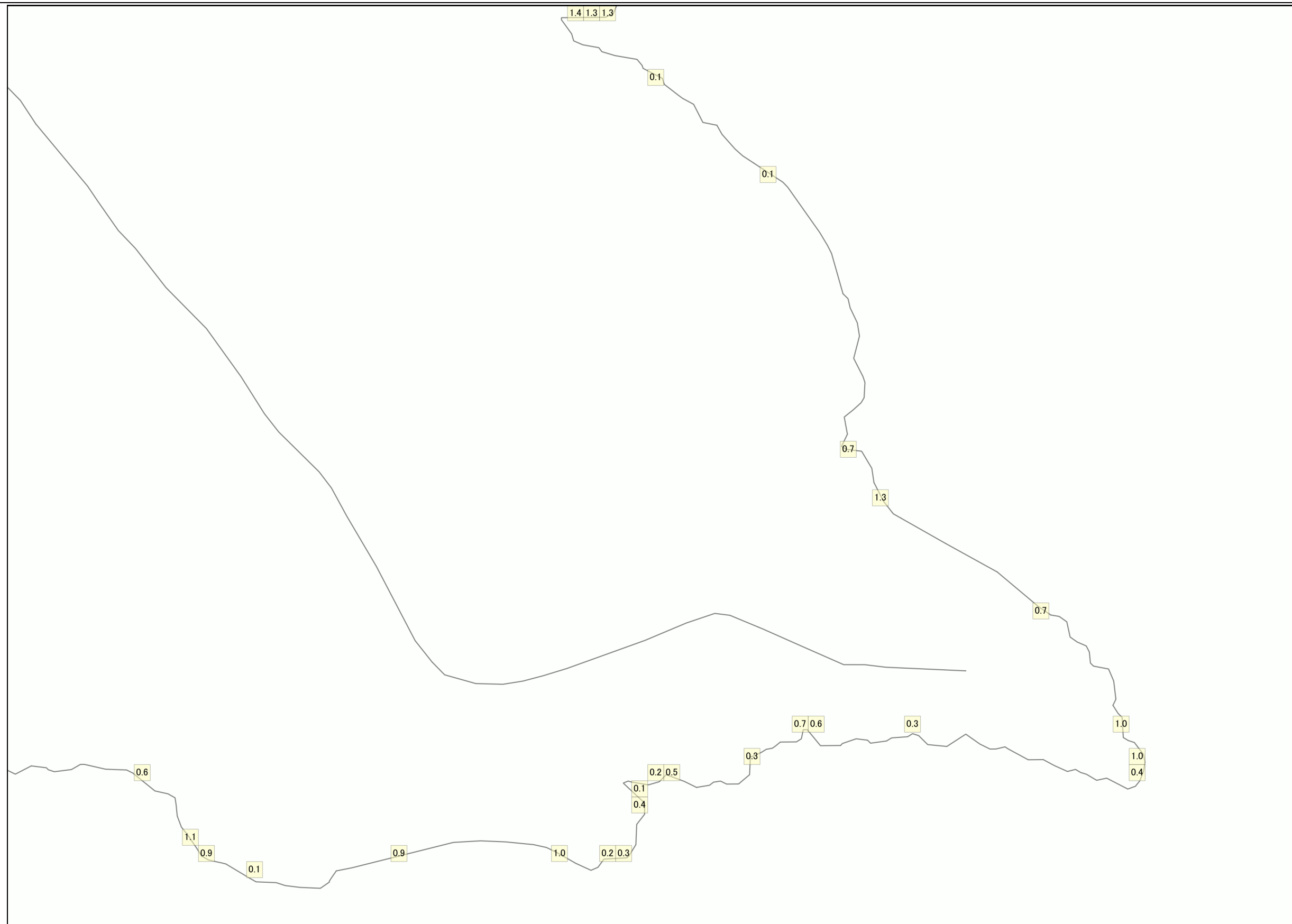
[凡例] 津波災害警戒区域

0.0 基準水位(メートル)

告示番号 島根県告示第222号

告示年月日 令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (7)



縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

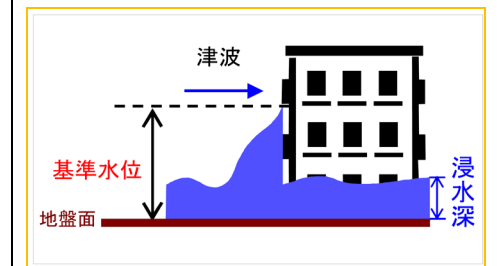
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)(以下、「法」という。)第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ(メートル)で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形(標高)データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

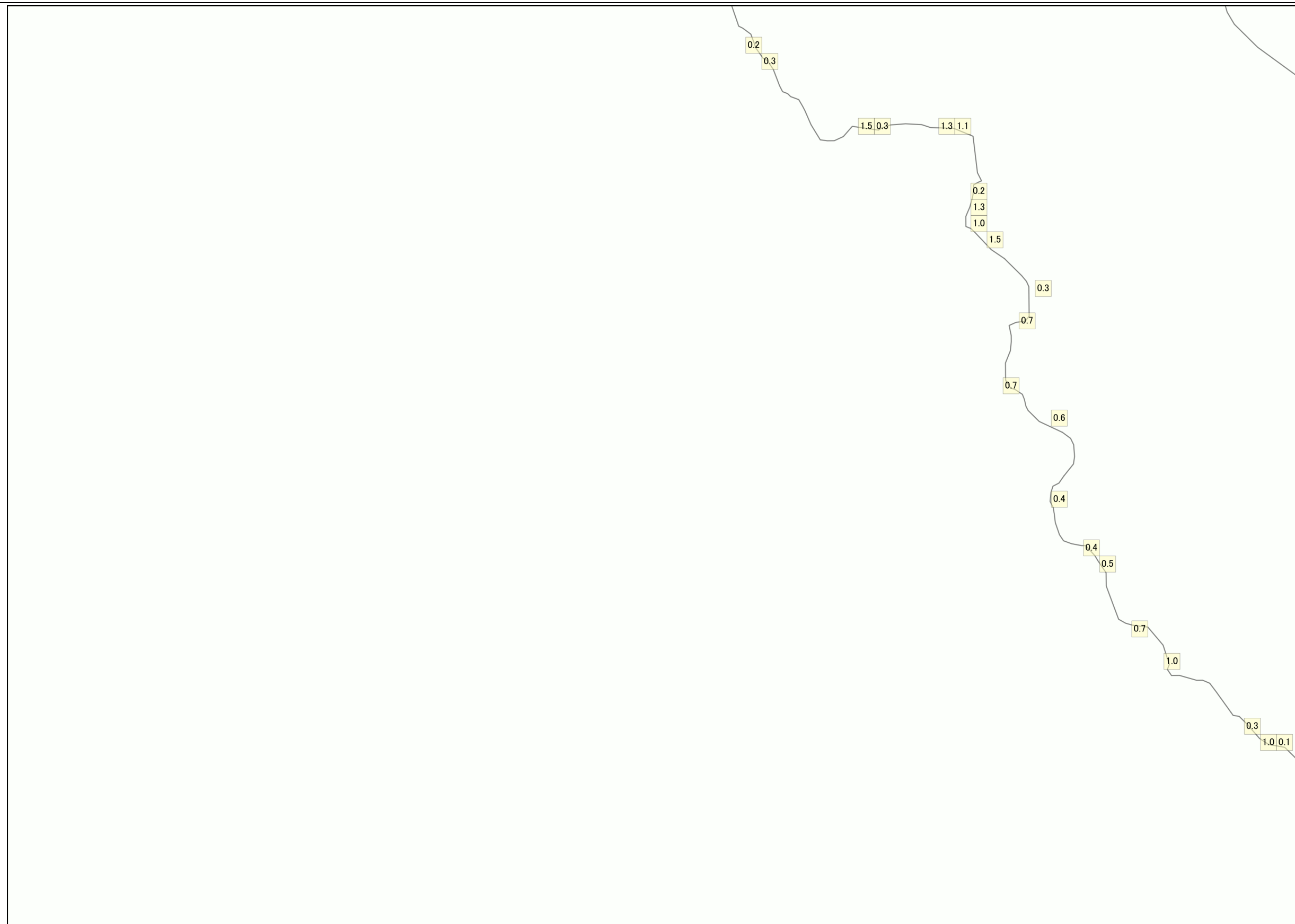
[凡例] 津波災害警戒区域

0.0 基準水位(メートル)

告示番号 島根県告示第222号

告示年月日 令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (8)



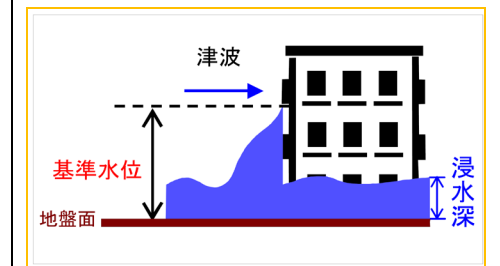
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

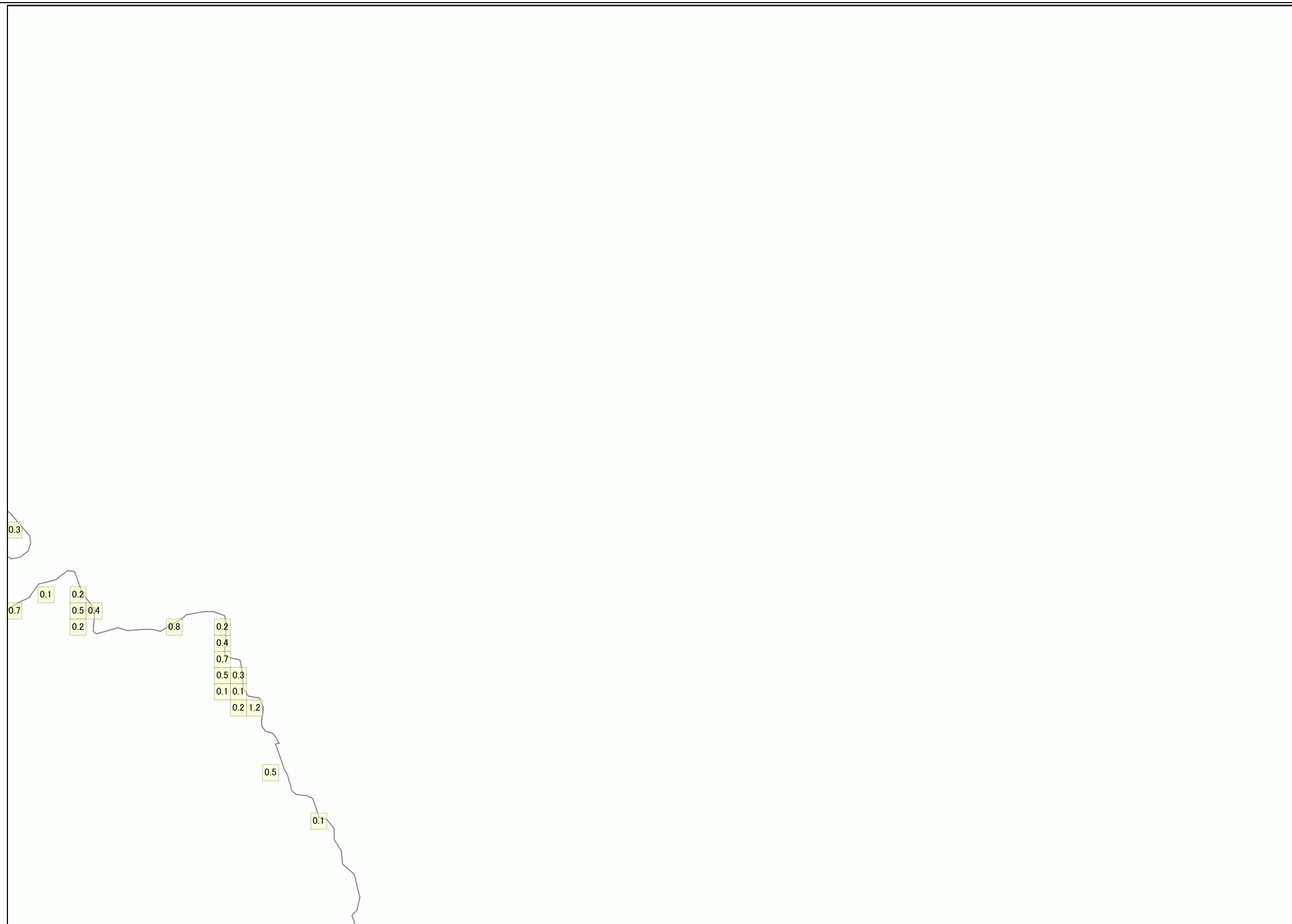
縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (9)



縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 298)

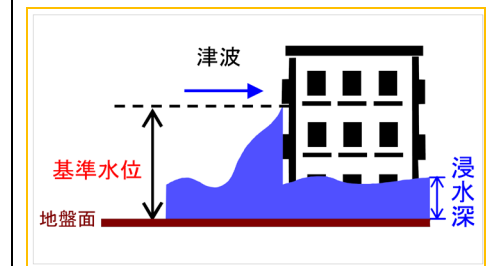
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

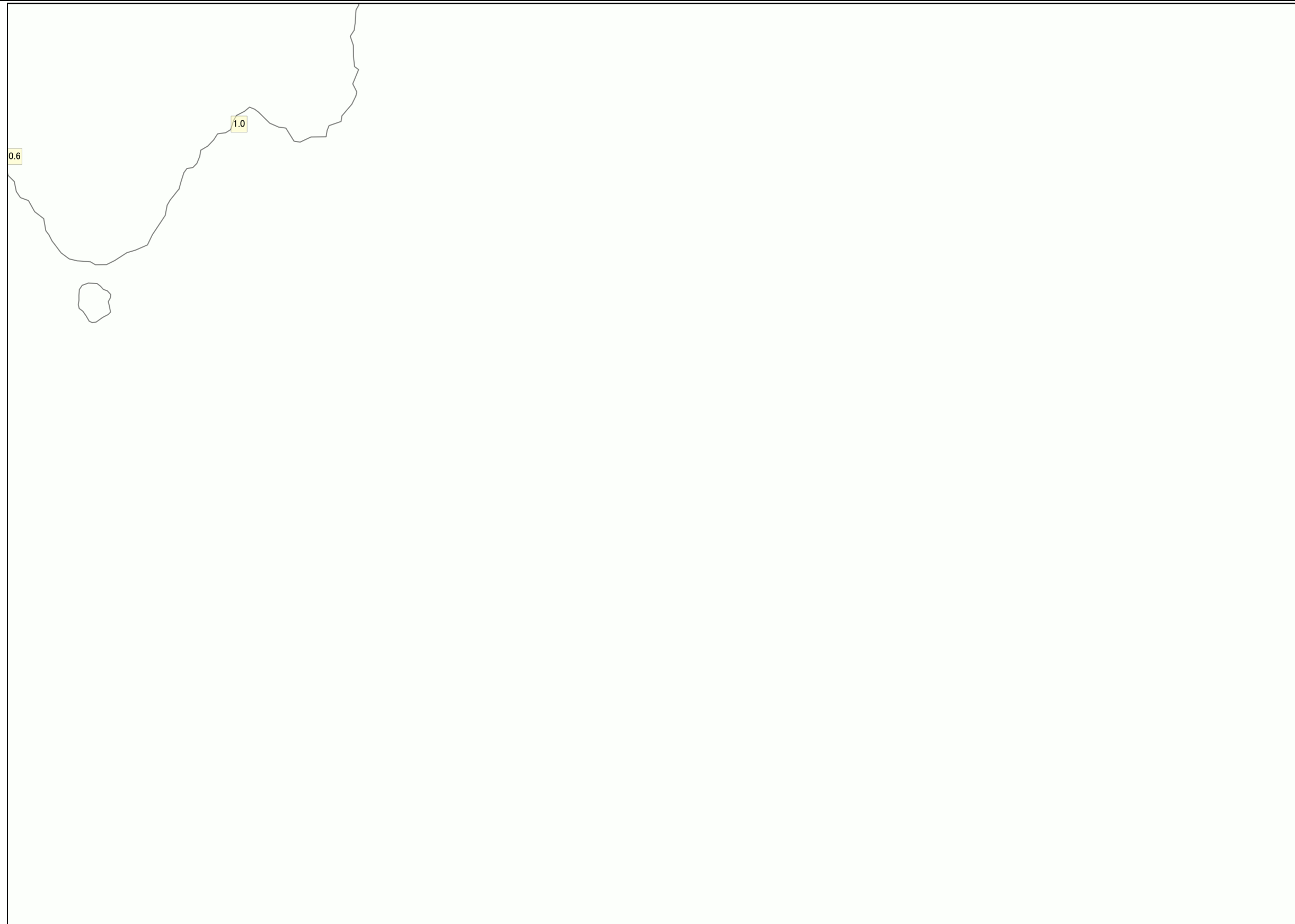
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (10)



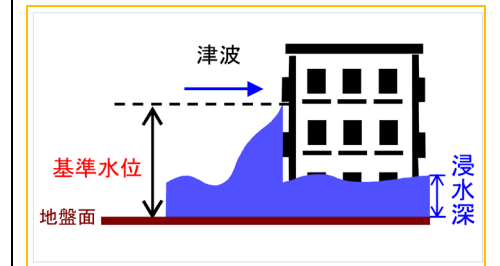
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
 0.0 基準水位(メートル)

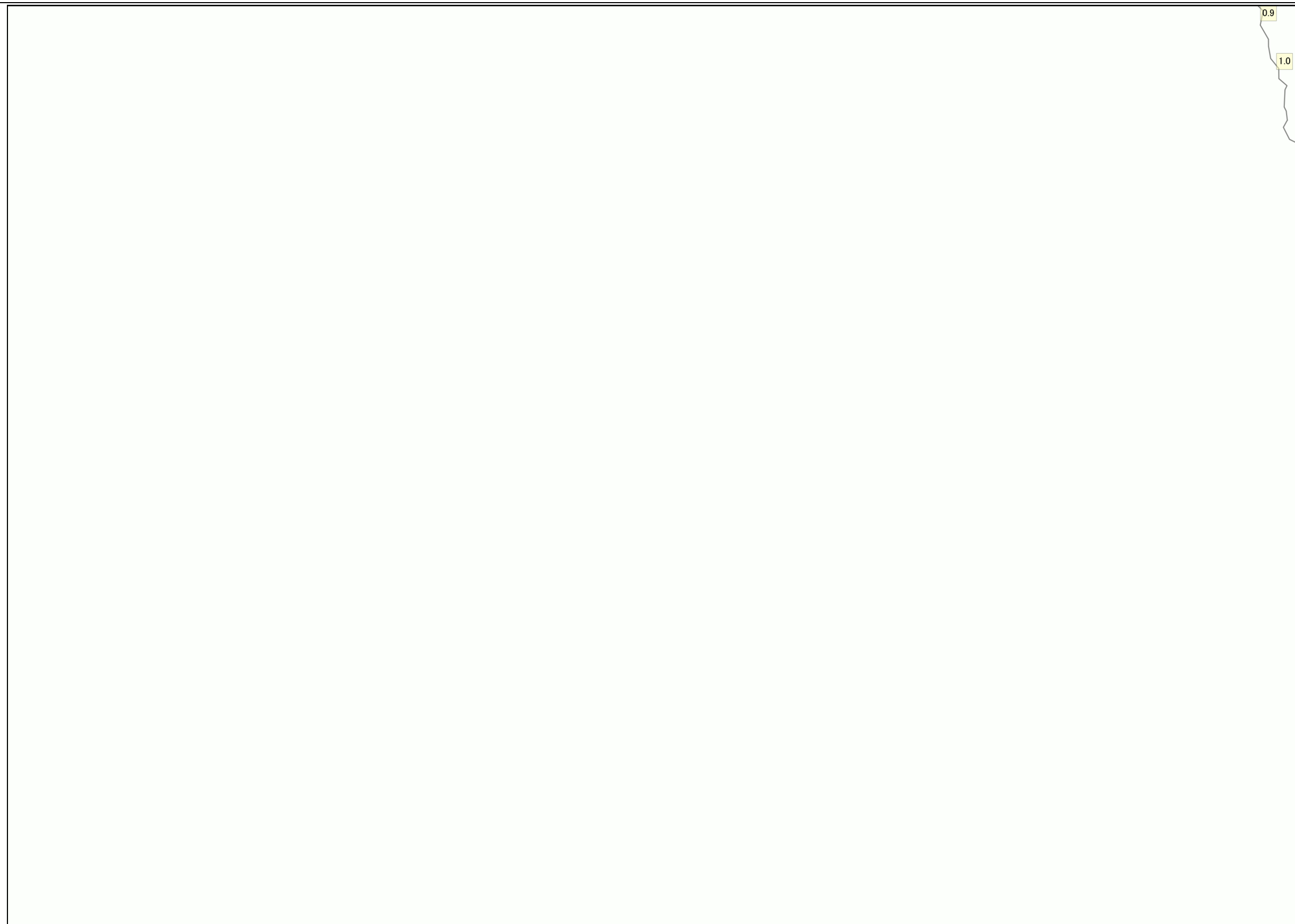
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



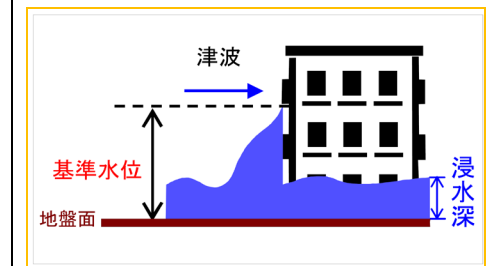
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

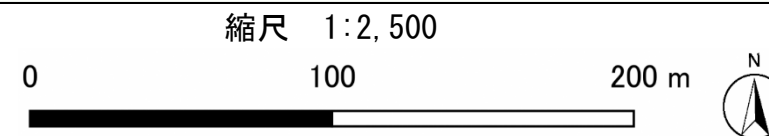
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

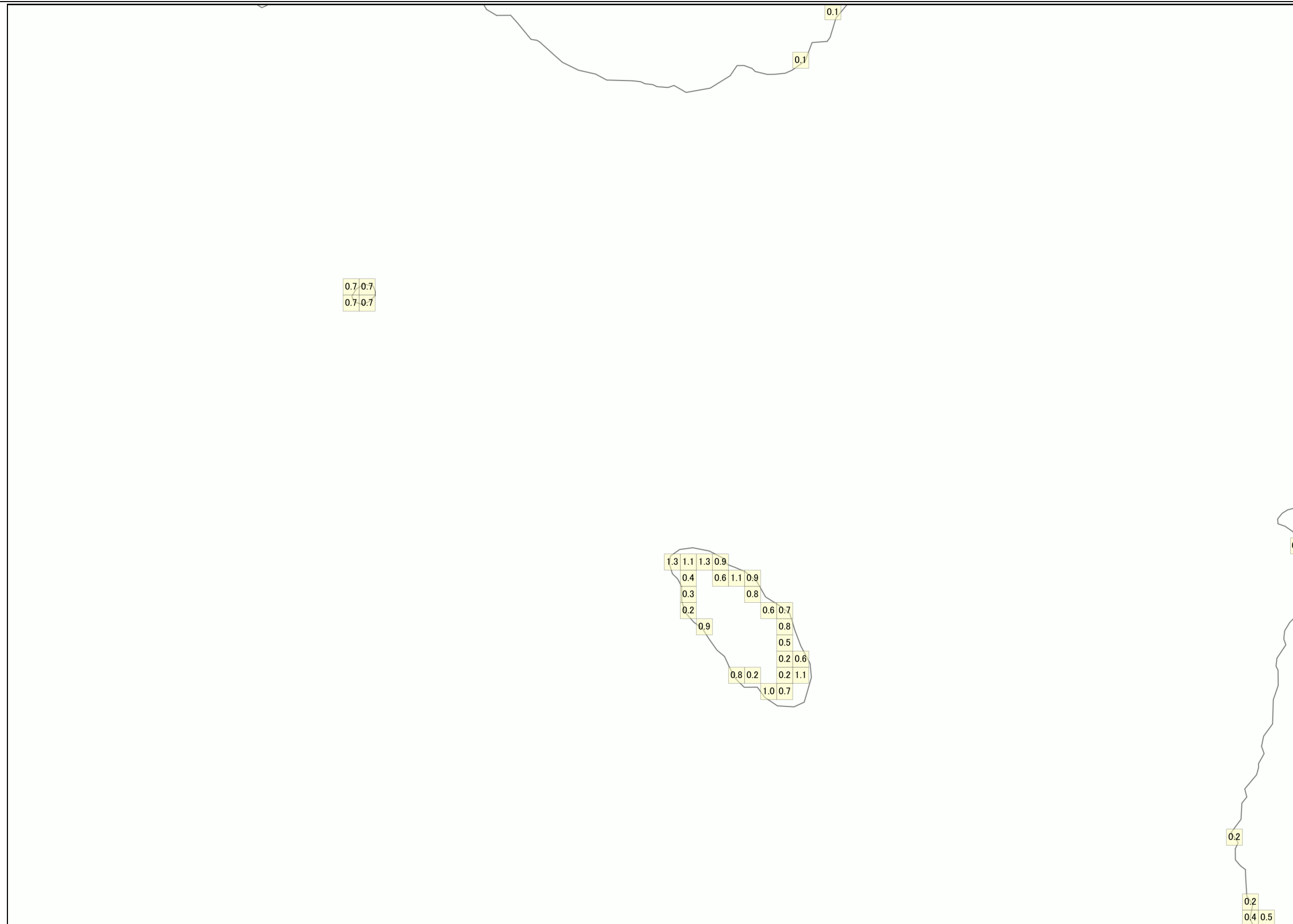
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例]	津波災害警戒区域
	0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



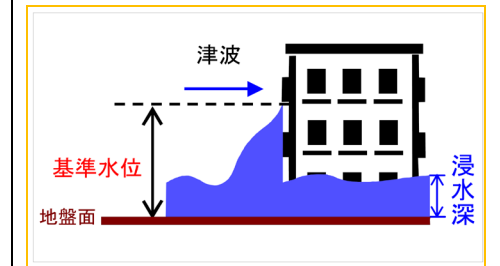
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

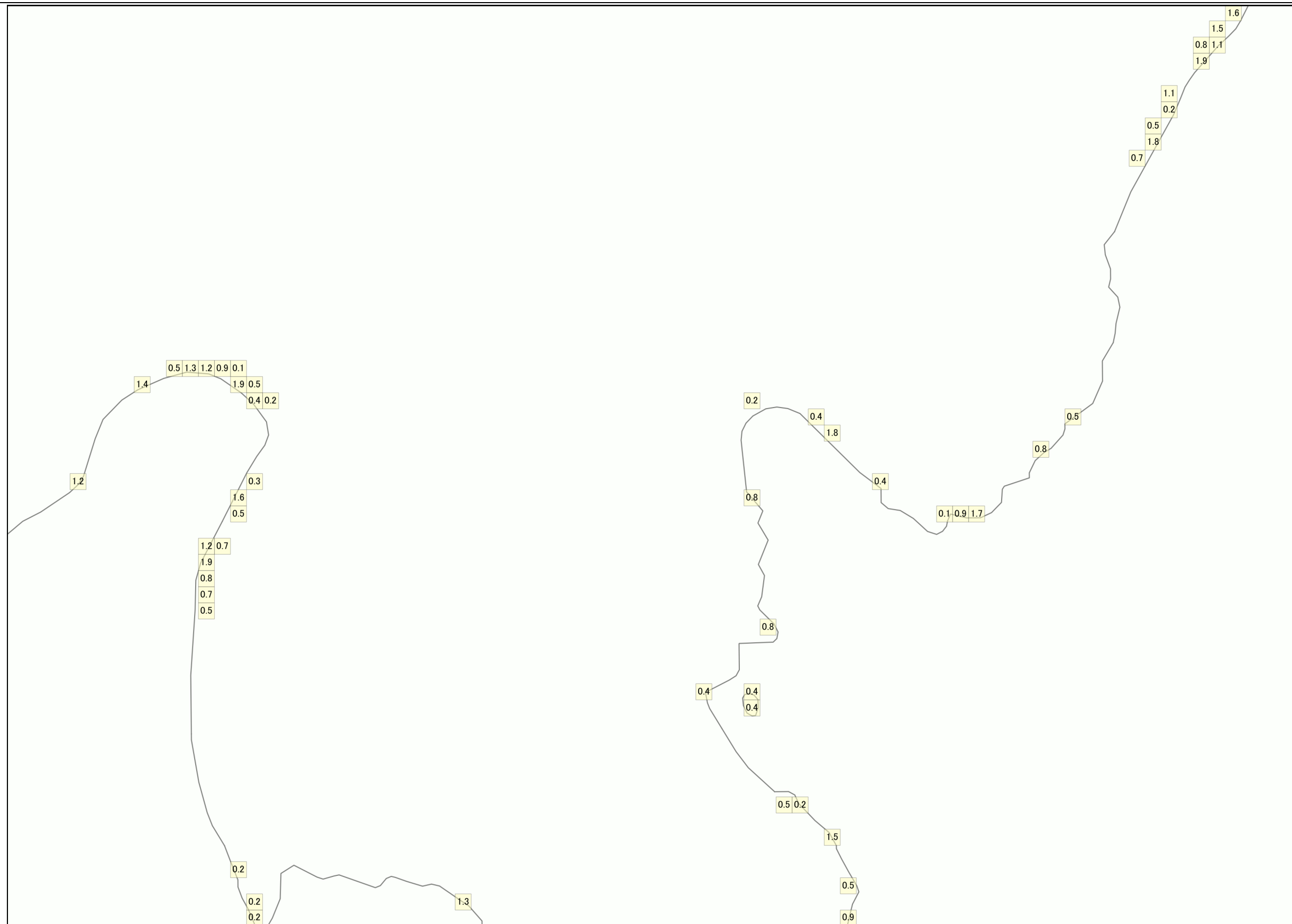
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例]	津波災害警戒区域
	0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500
 0 100 200 m
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (13)



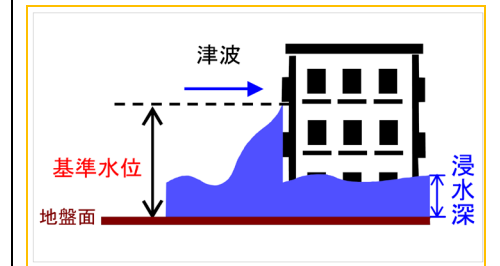
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

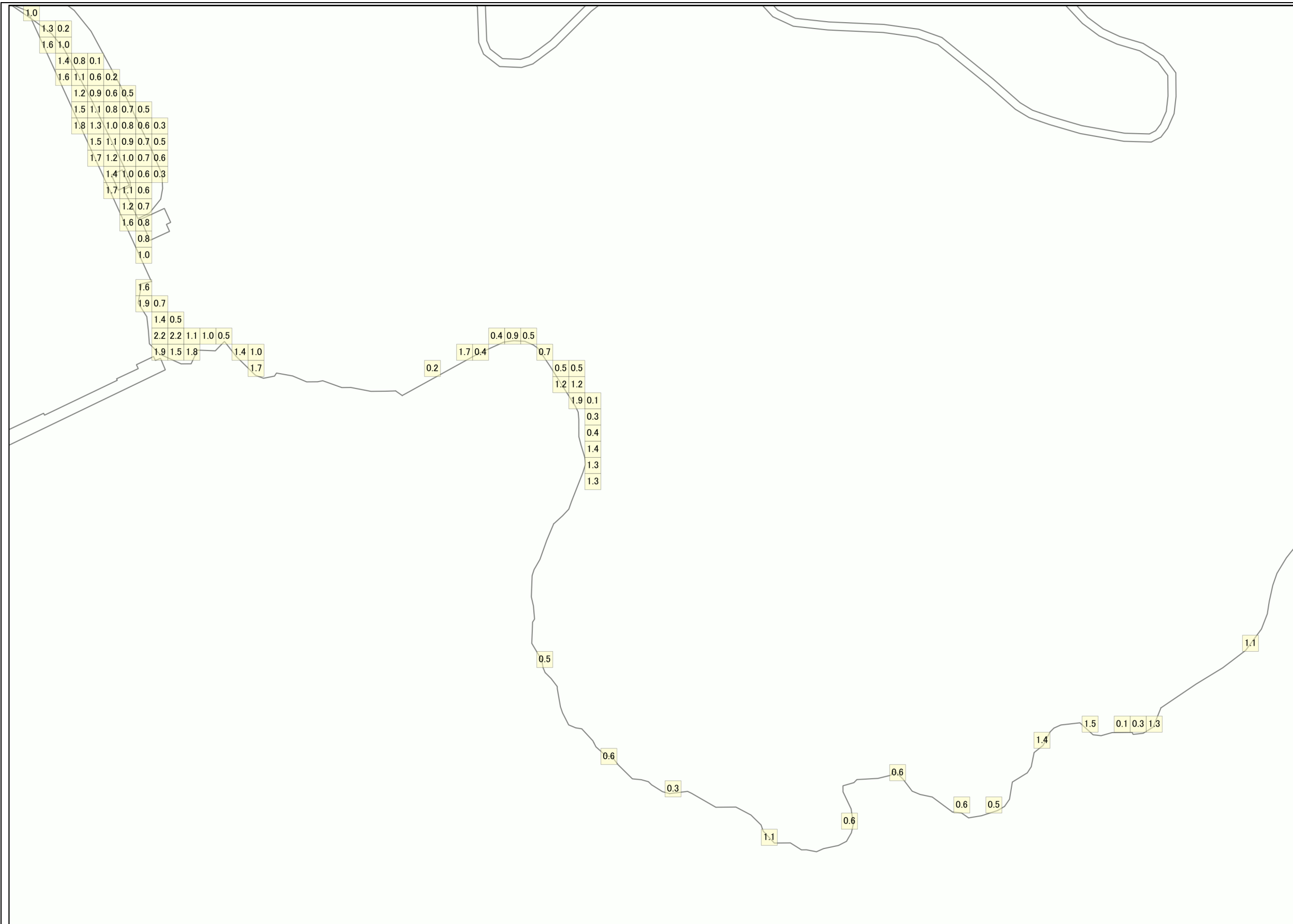
縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (14)



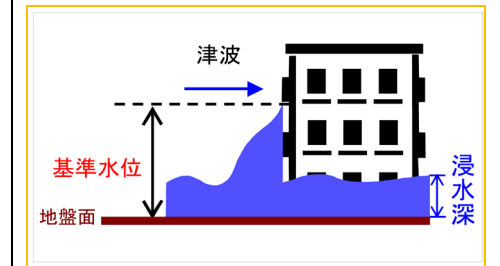
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

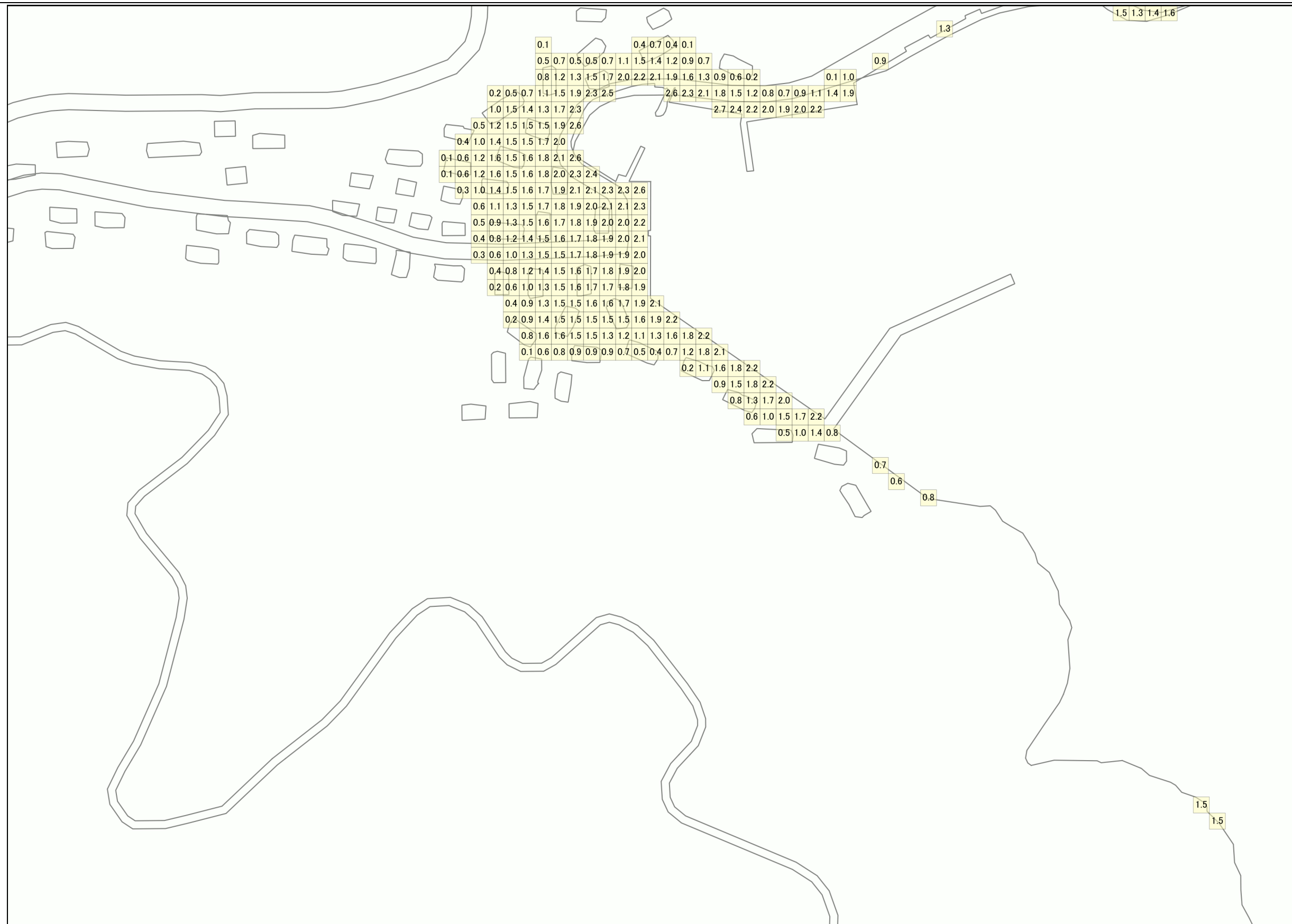
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (15)



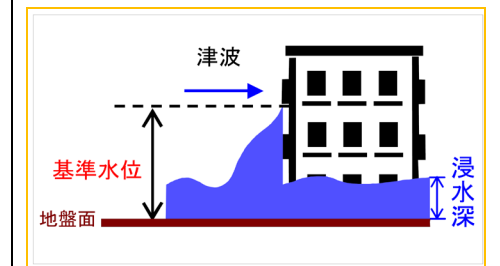
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 298)

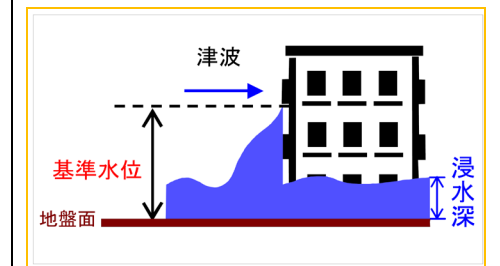
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

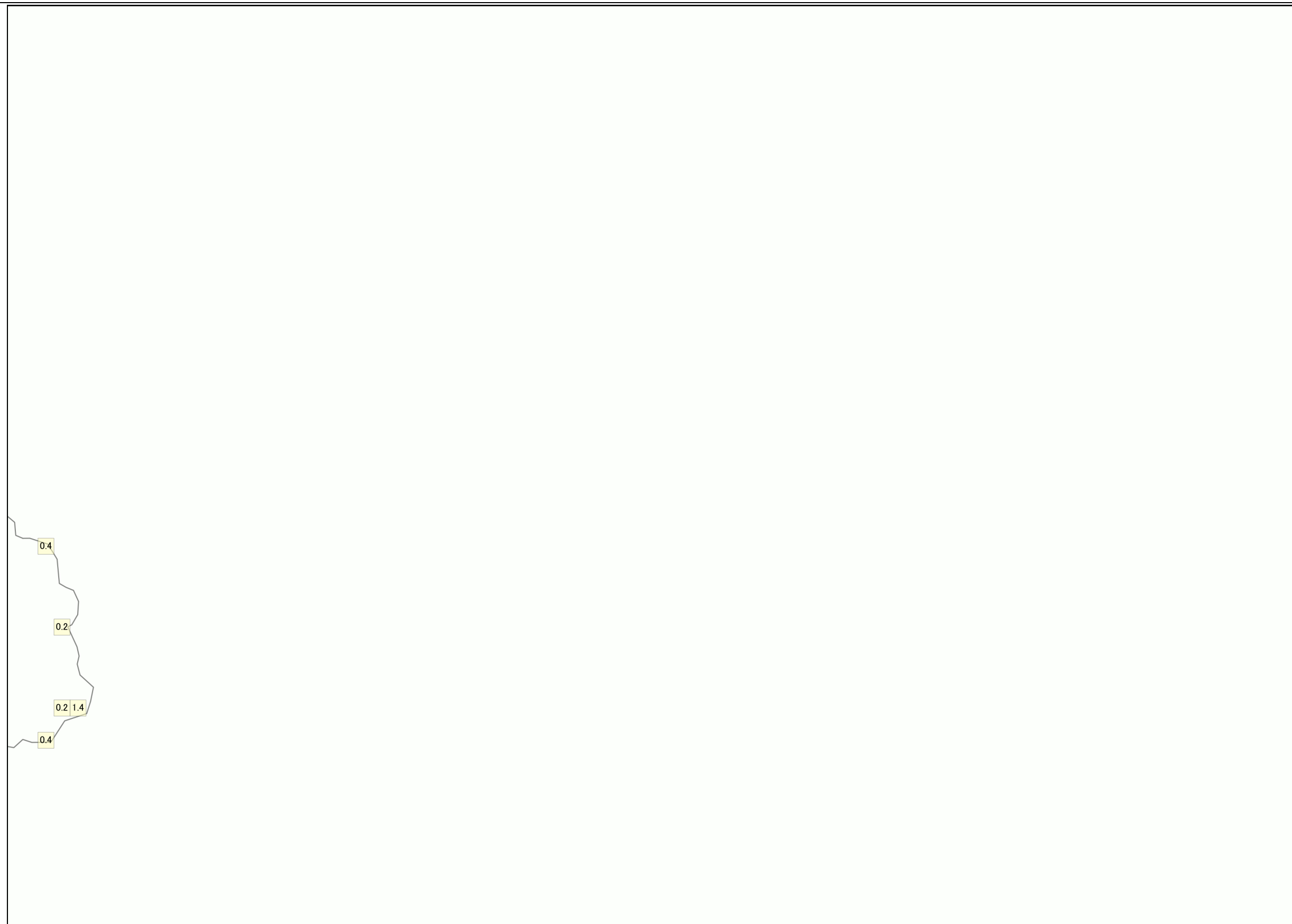
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域

0.0 基準水位(メートル)

告示番号 島根県告示第222号

告示年月日 令和5年3月24日



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例]	津波災害警戒区域
	0.0 基準水位(メートル)

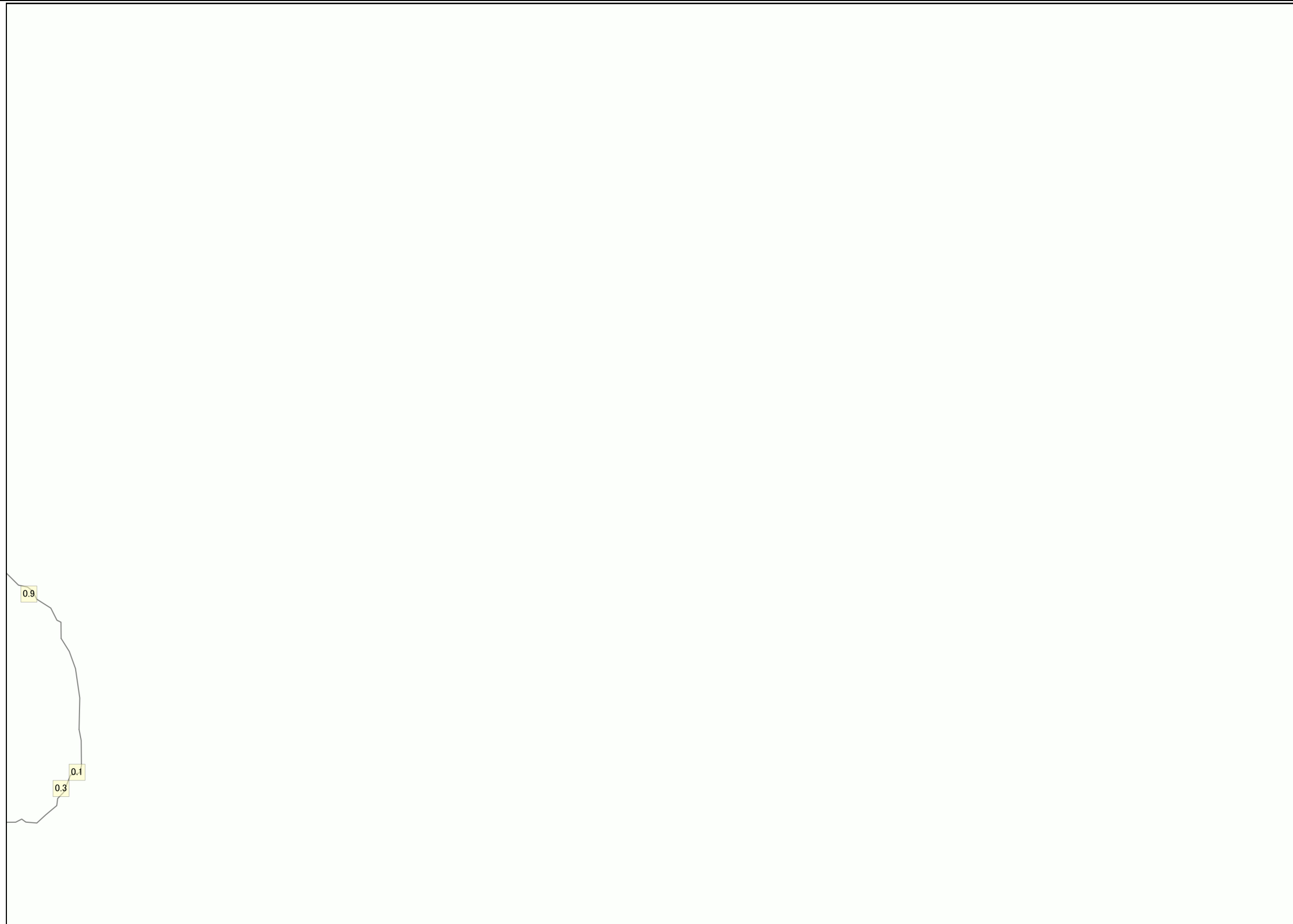
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)



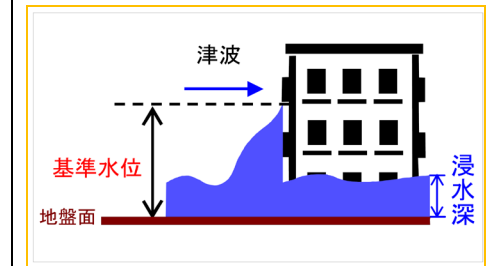
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例]	津波災害警戒区域
	0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

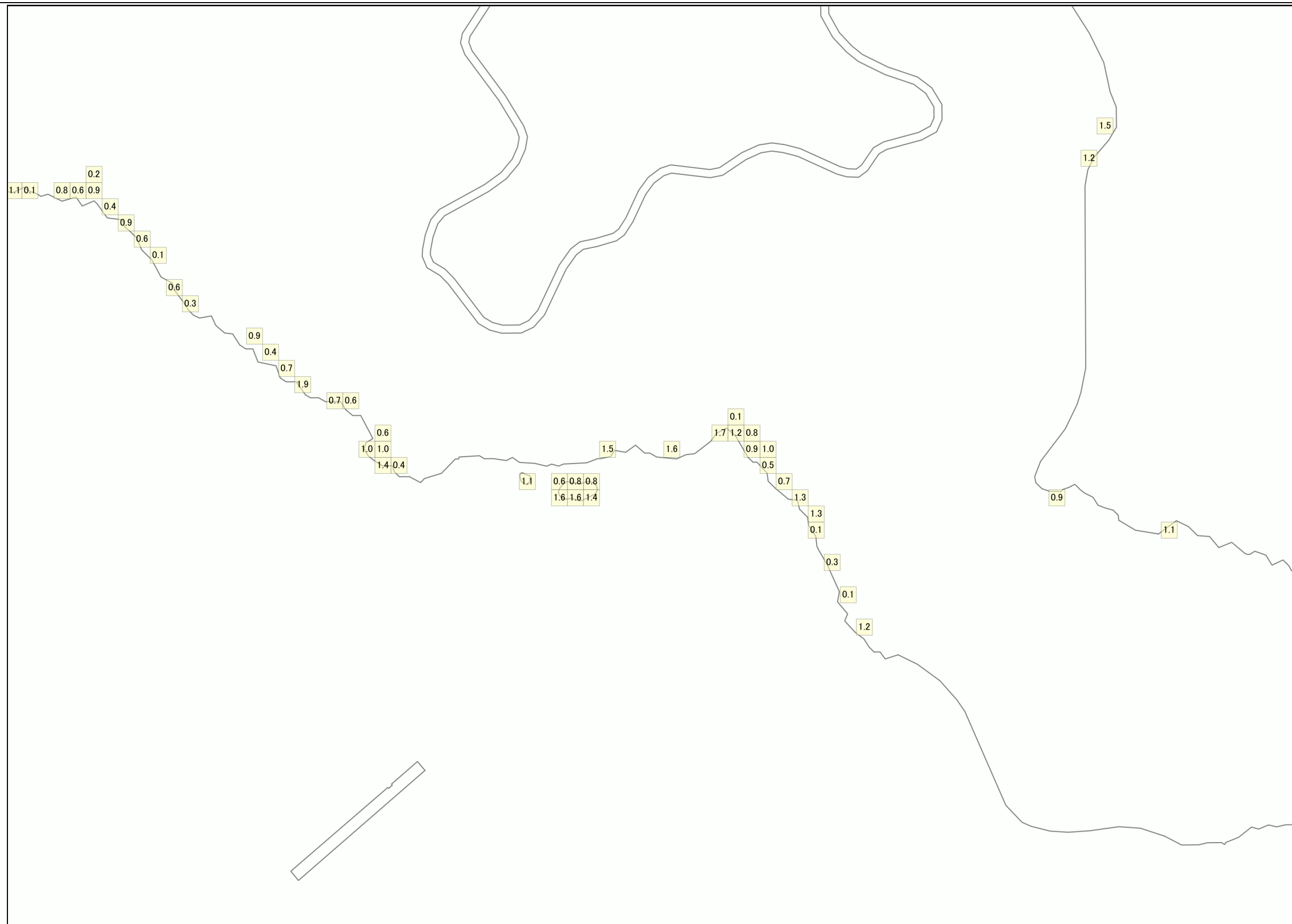
縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (19)



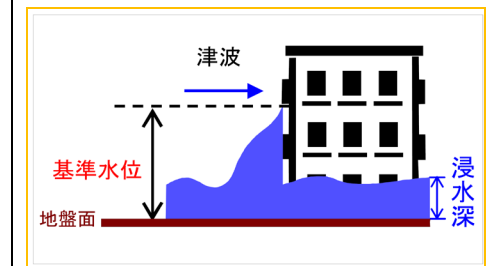
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

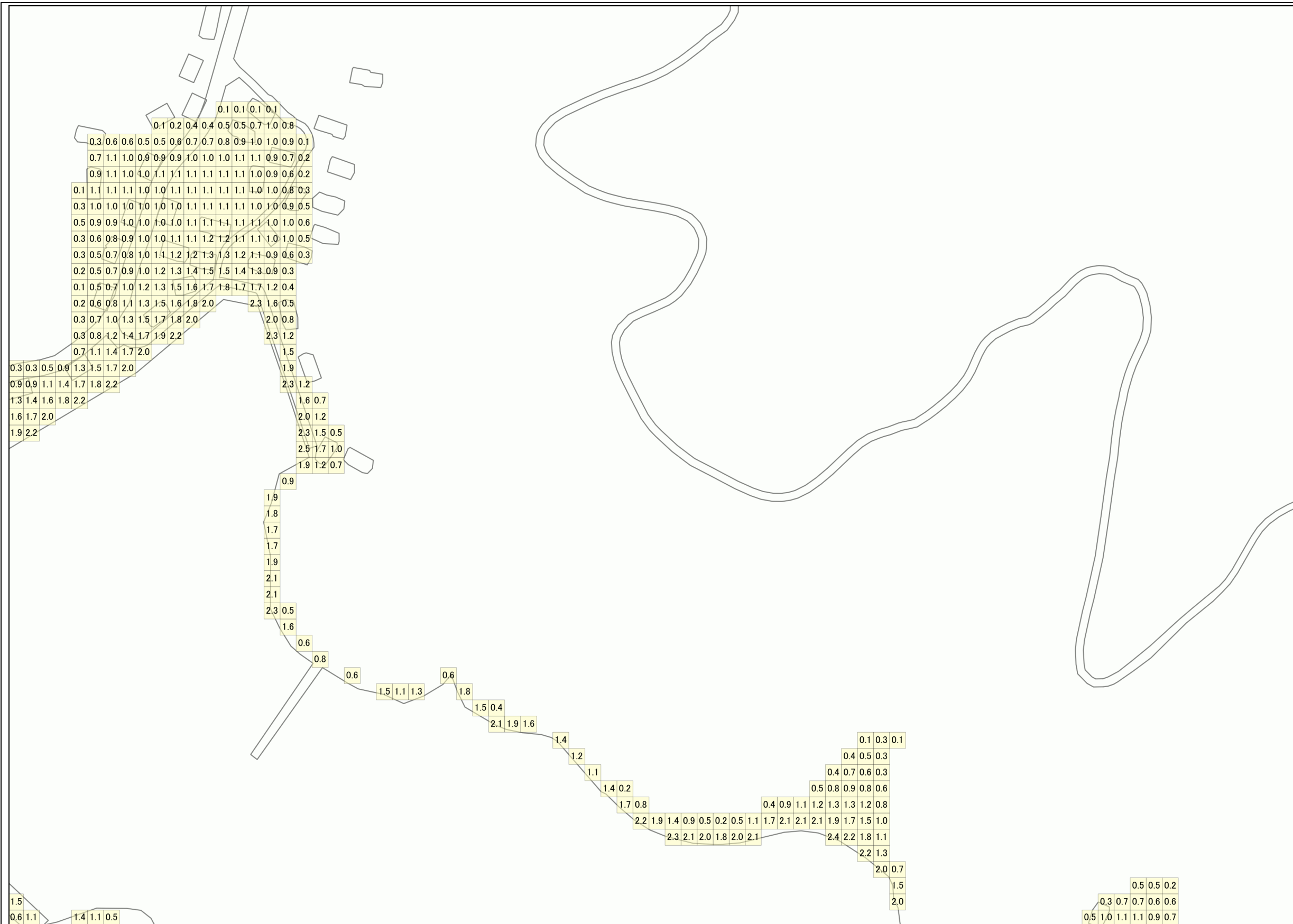
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (20)



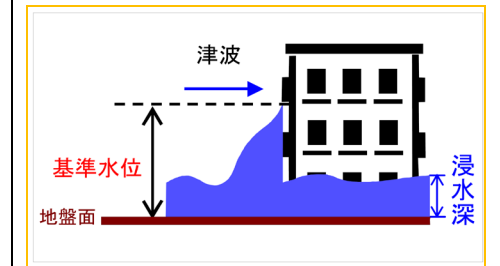
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

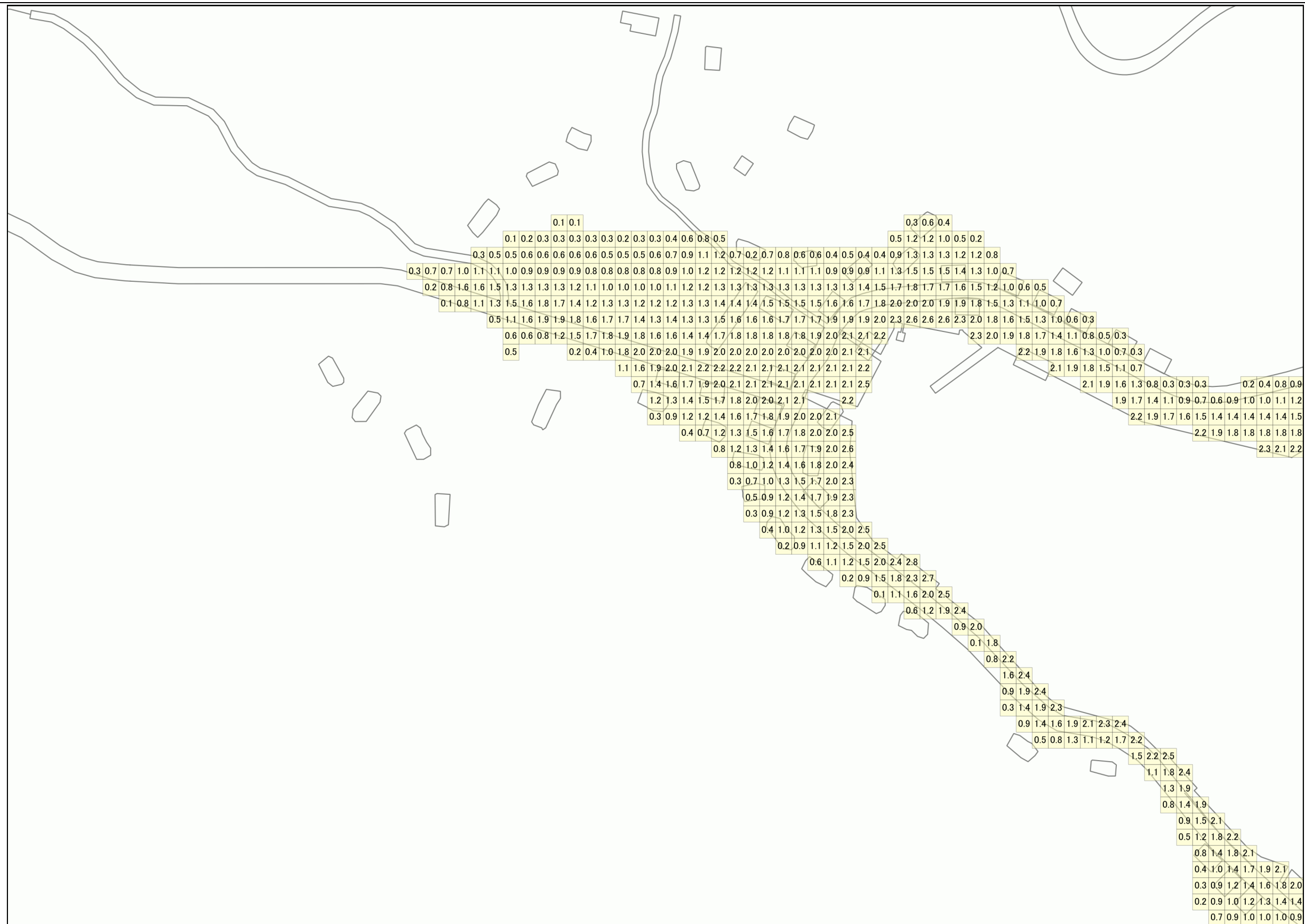
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (21)



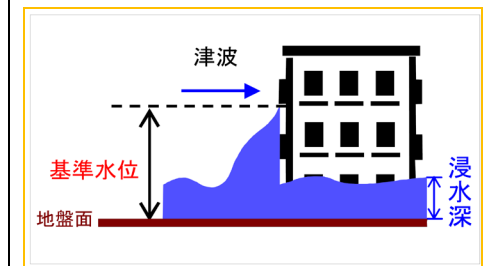
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛り土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
 0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

0.3 0.8 0.9 0.9 0.6 0.1
0.2 0.7 0.4

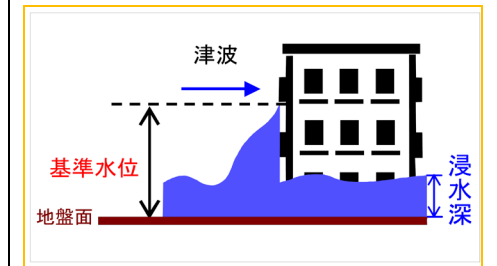
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (23)



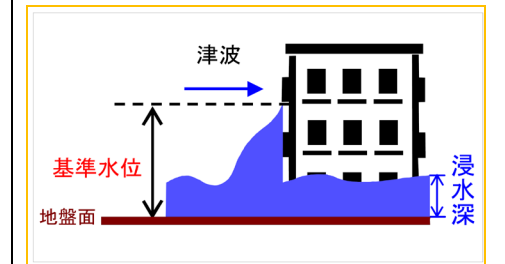
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛り土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 298)



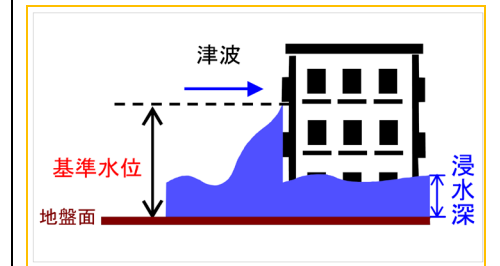
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

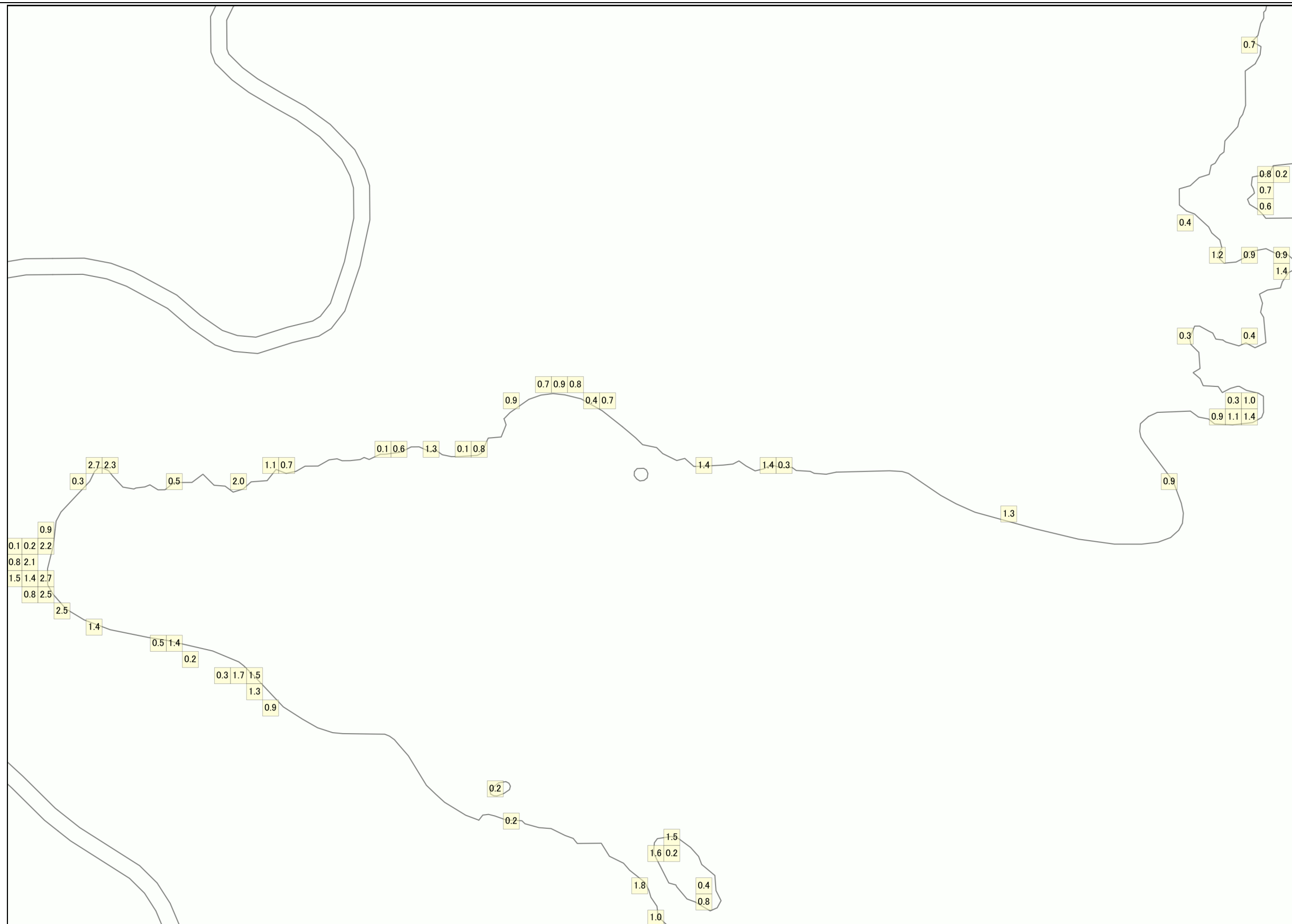
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (25)



縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

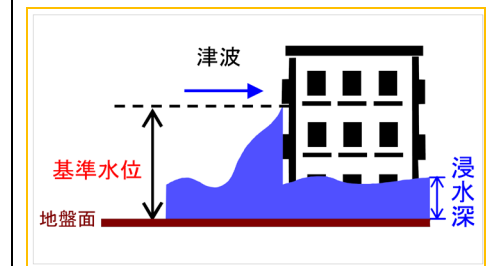
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)(以下、「法」という。)第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ(メートル)で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形(標高)データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域

0.0 基準水位(メートル)

告示番号 島根県告示第222号

告示年月日 令和5年3月24日



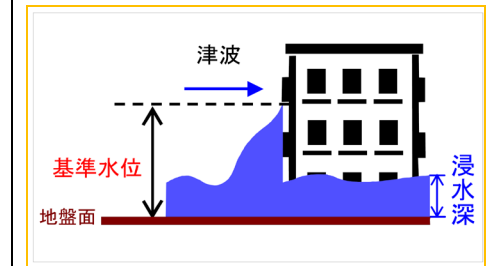
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

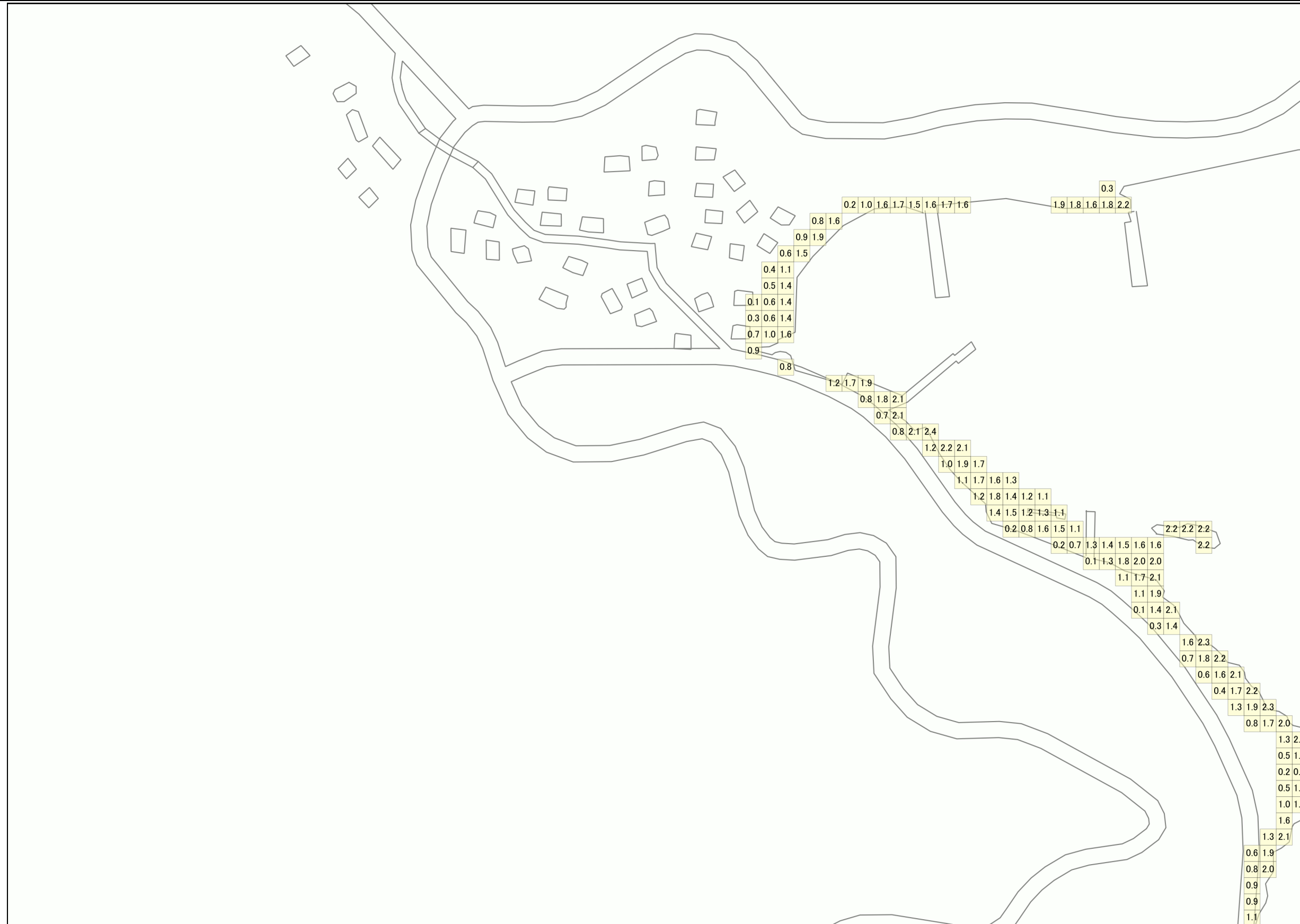
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
 0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



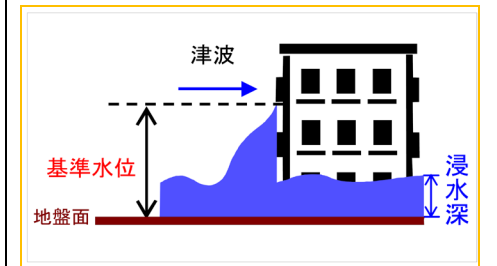
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (28)



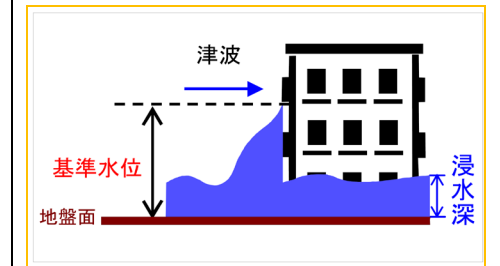
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

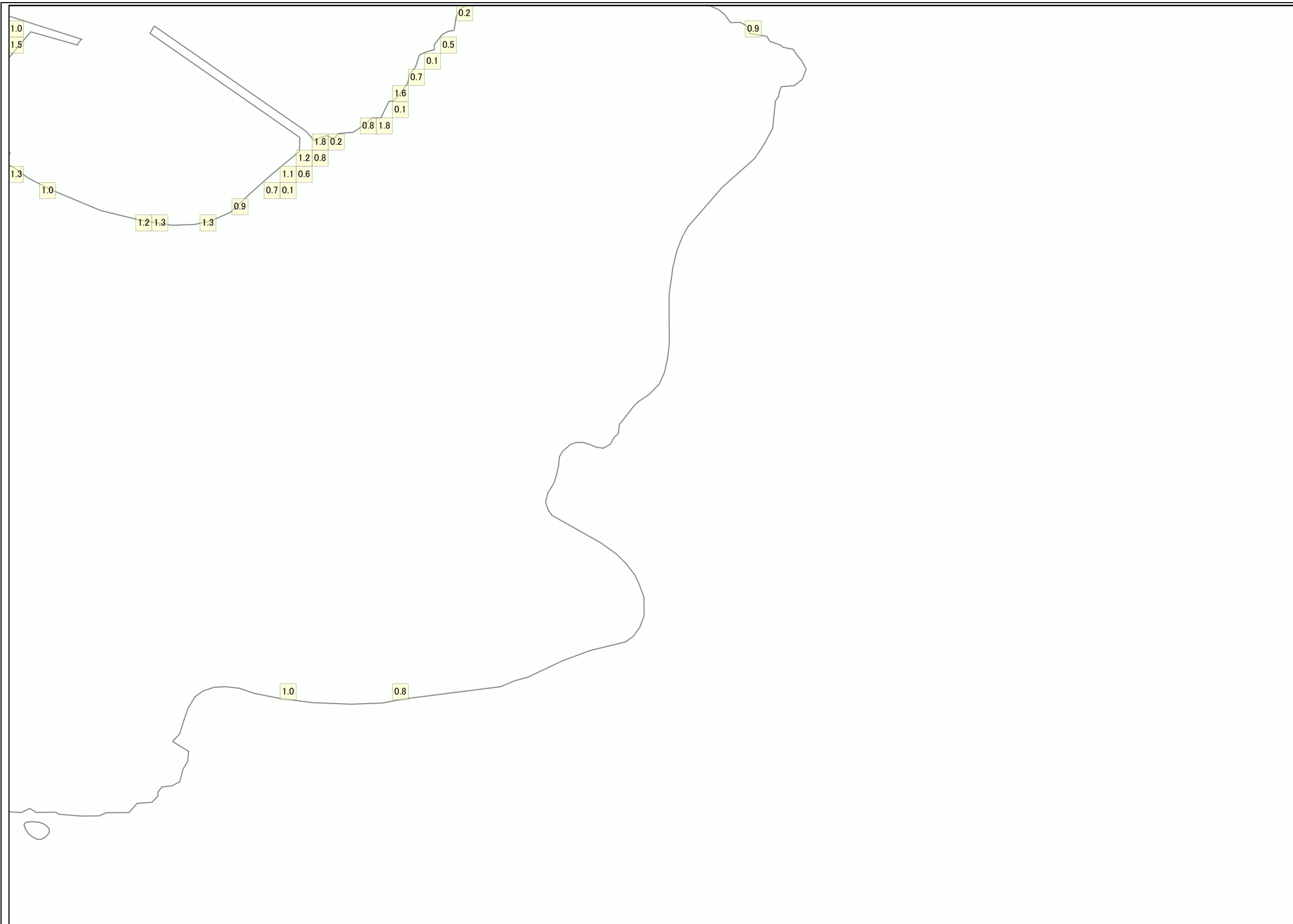
縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (29)



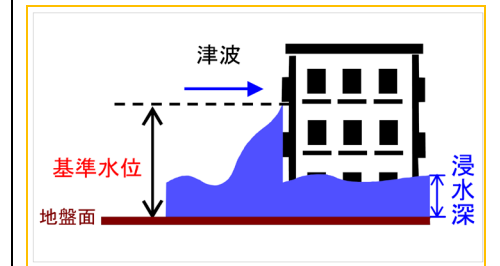
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

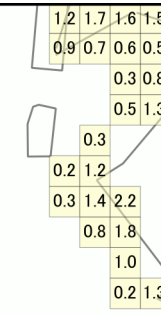
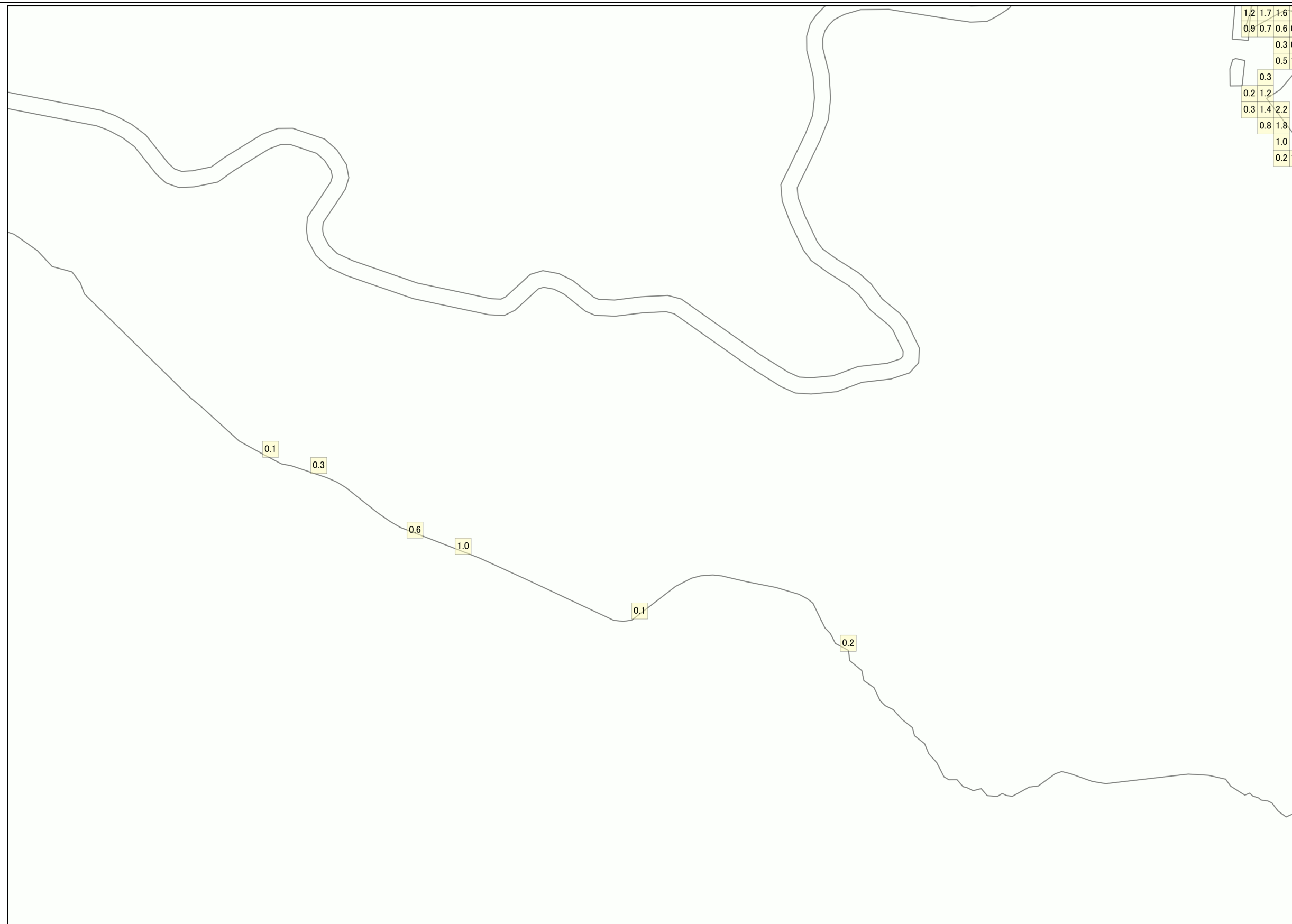
縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (30)



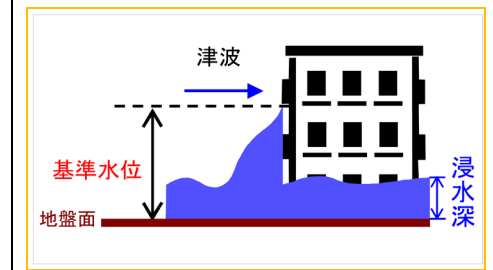
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

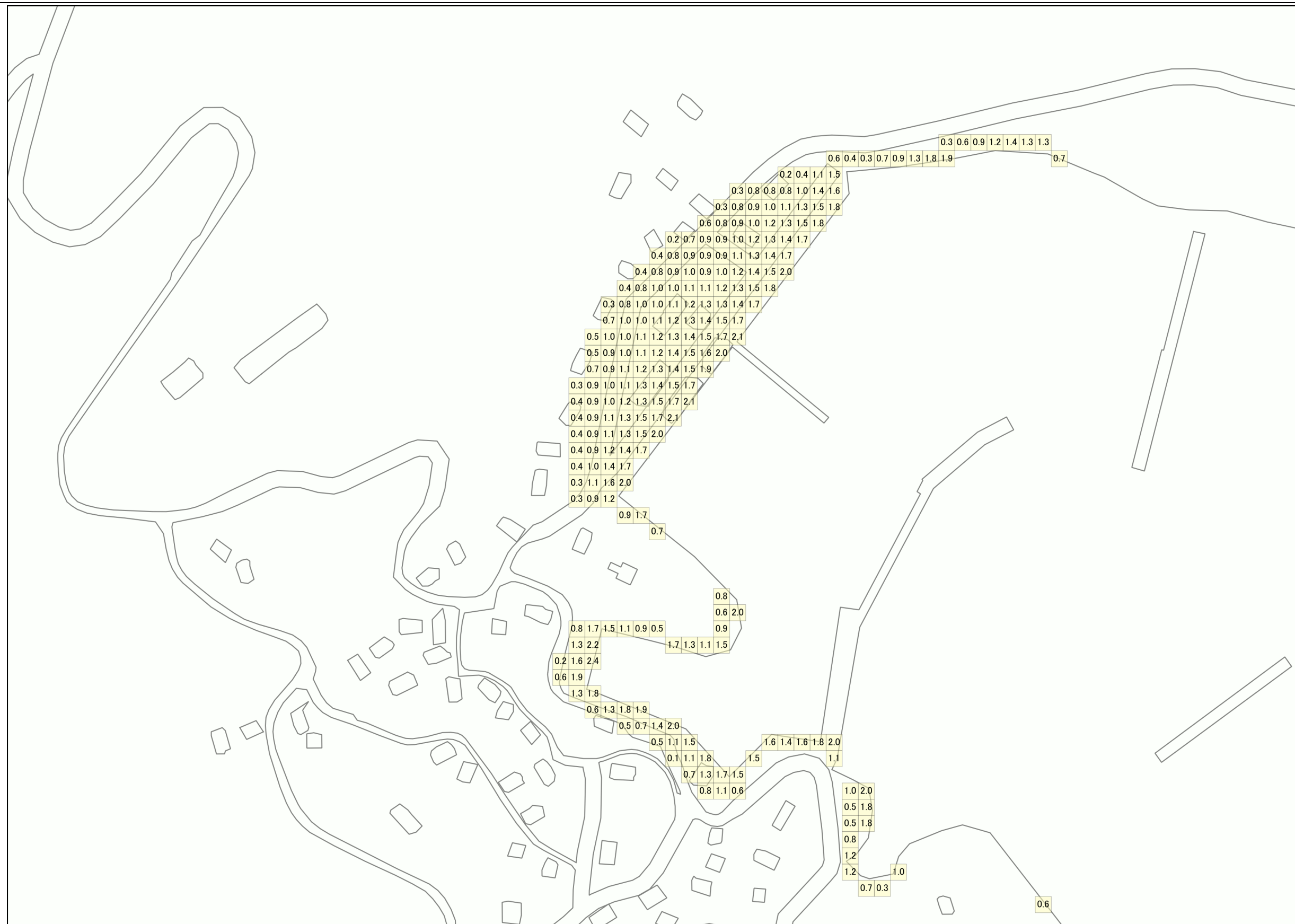
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

〔凡例〕	
	津波災害警戒区域
	基準水位(メートル)
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500
0 100 200 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (31)



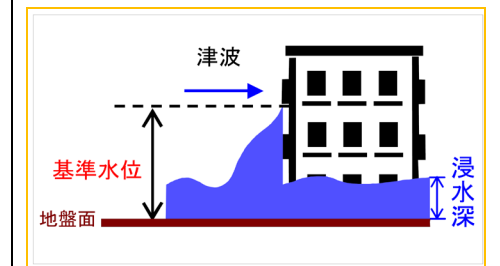
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛り土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

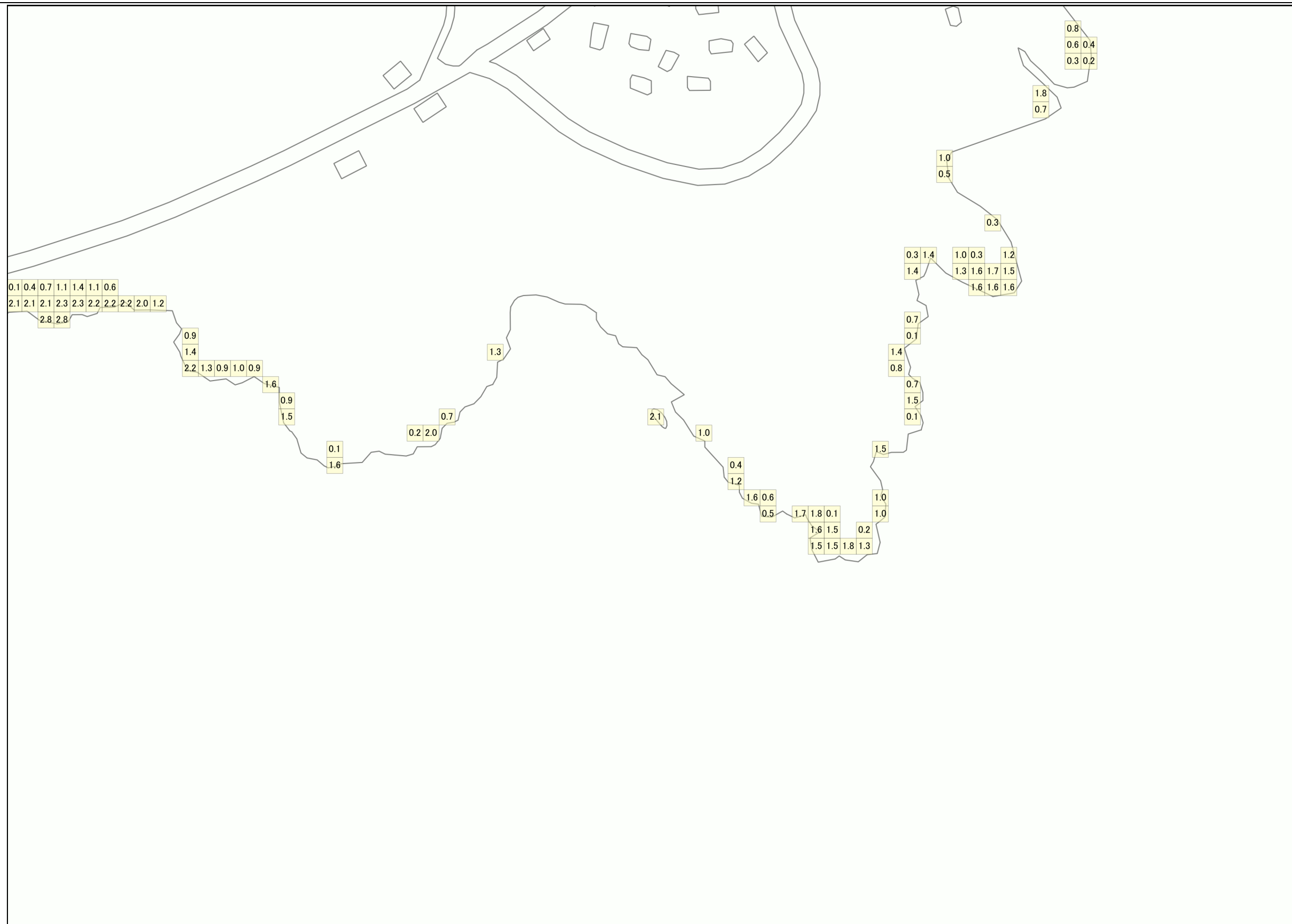
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (32)



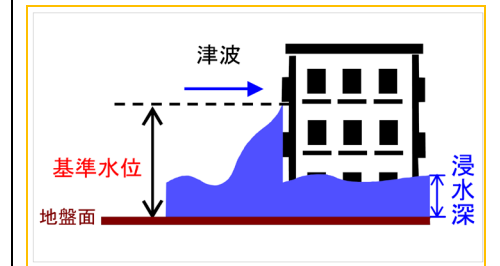
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

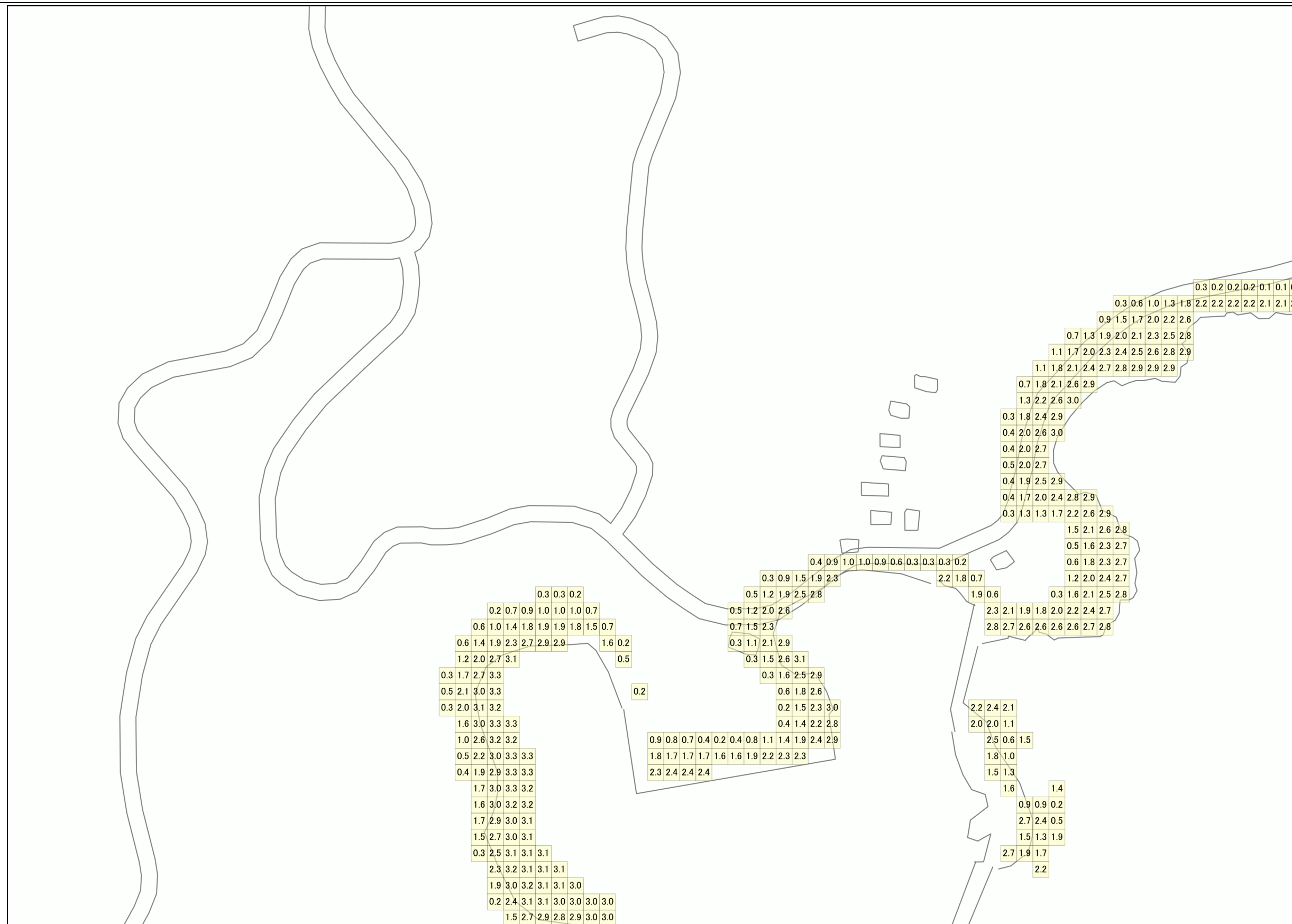
[凡例] 津波災害警戒区域

0.0 基準水位(メートル)

告示番号 島根県告示第222号

告示年月日 令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (33)



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

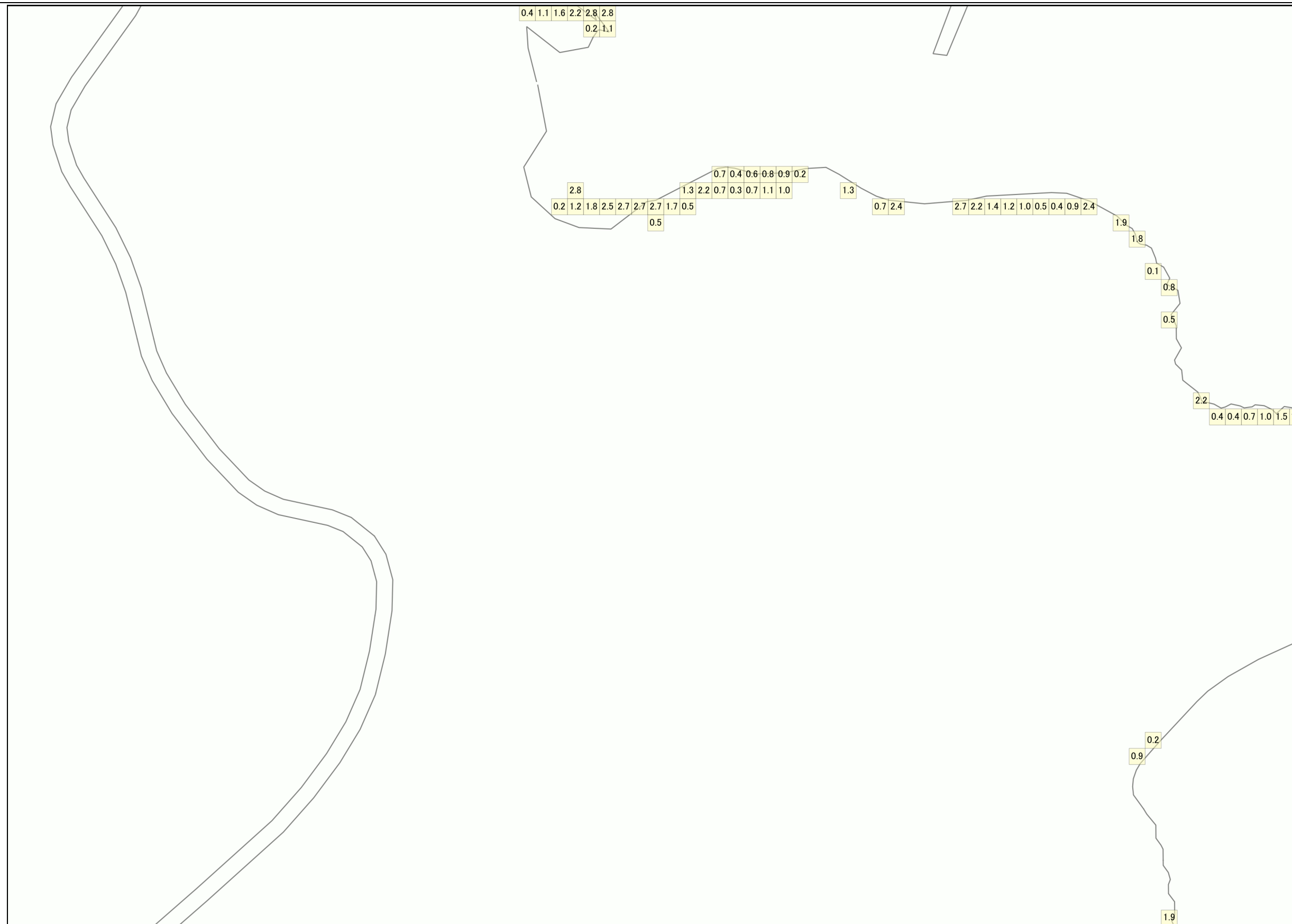
縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (34)



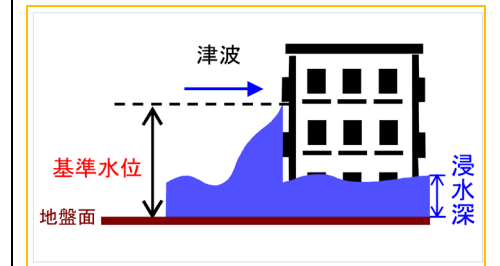
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

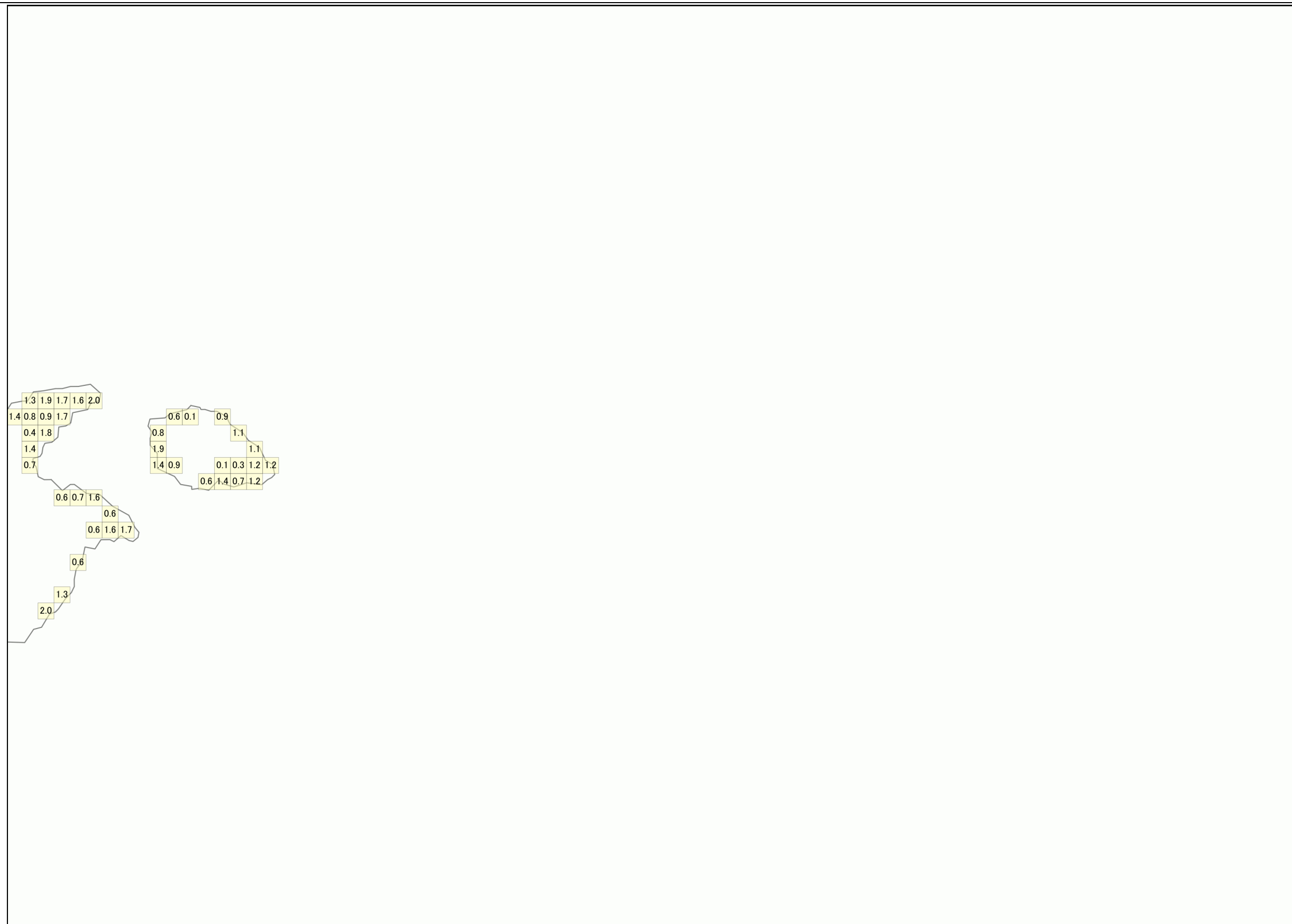
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (35)



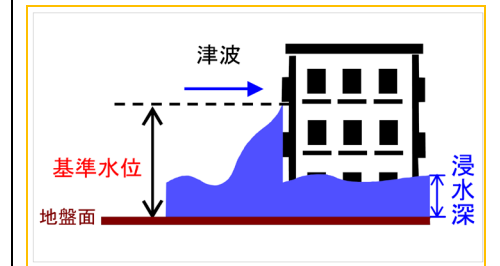
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

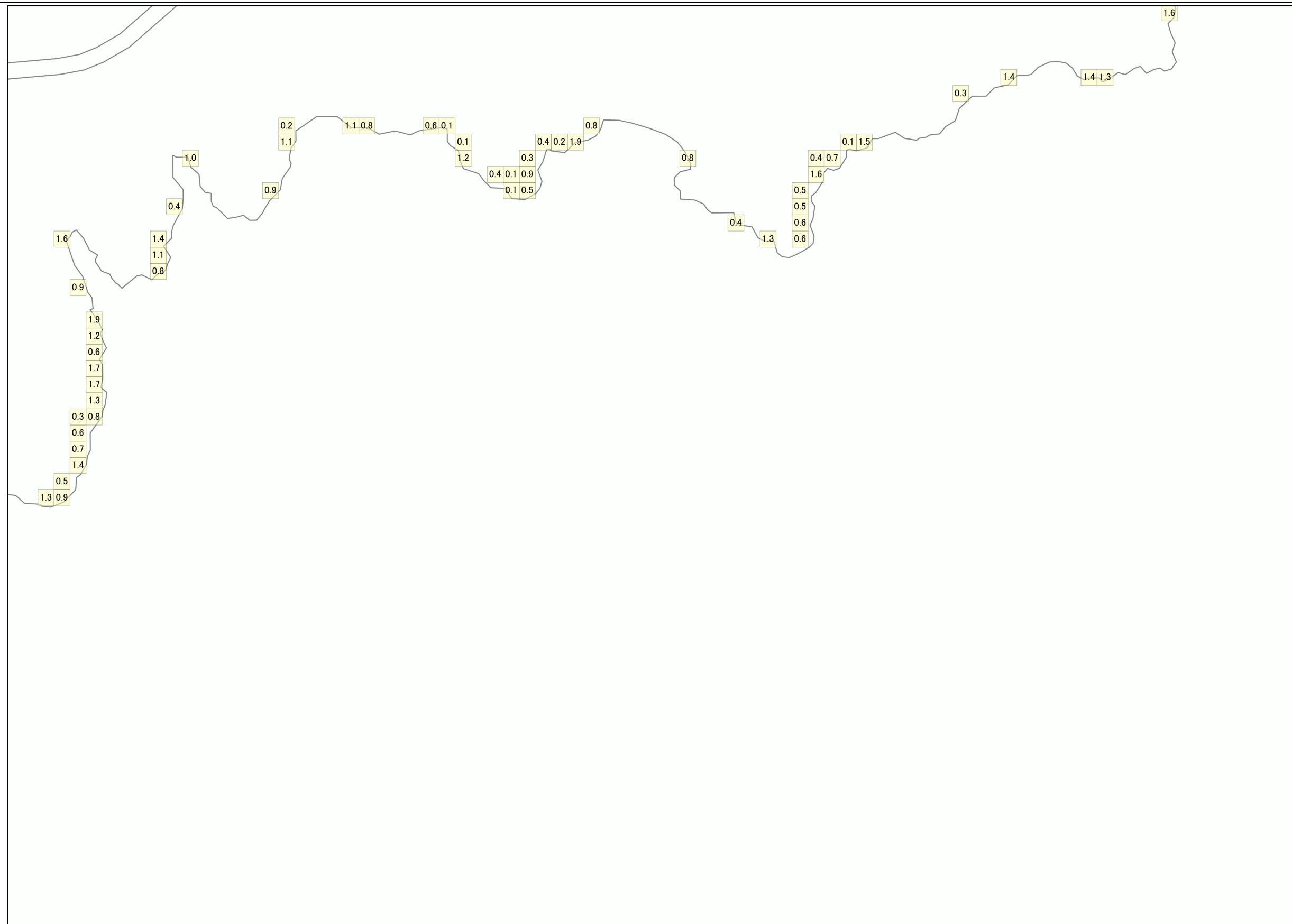
縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R4JHs298)

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (36)



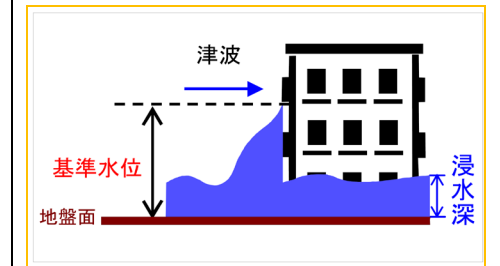
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

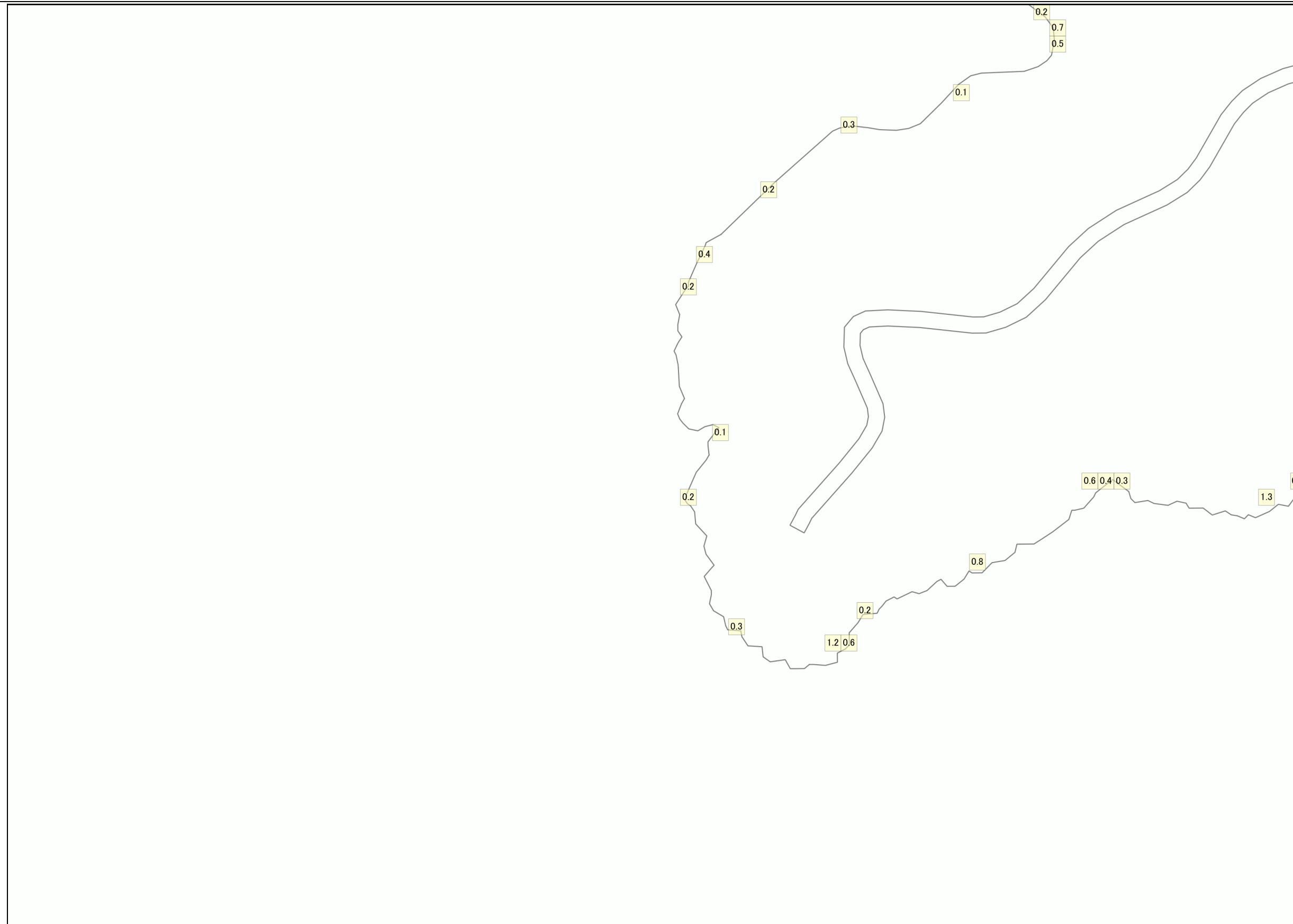
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



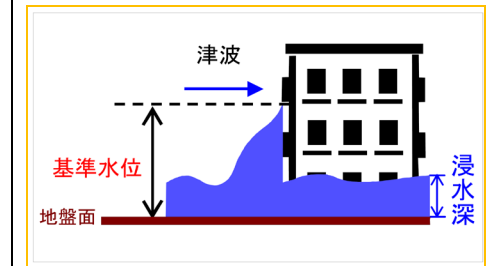
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

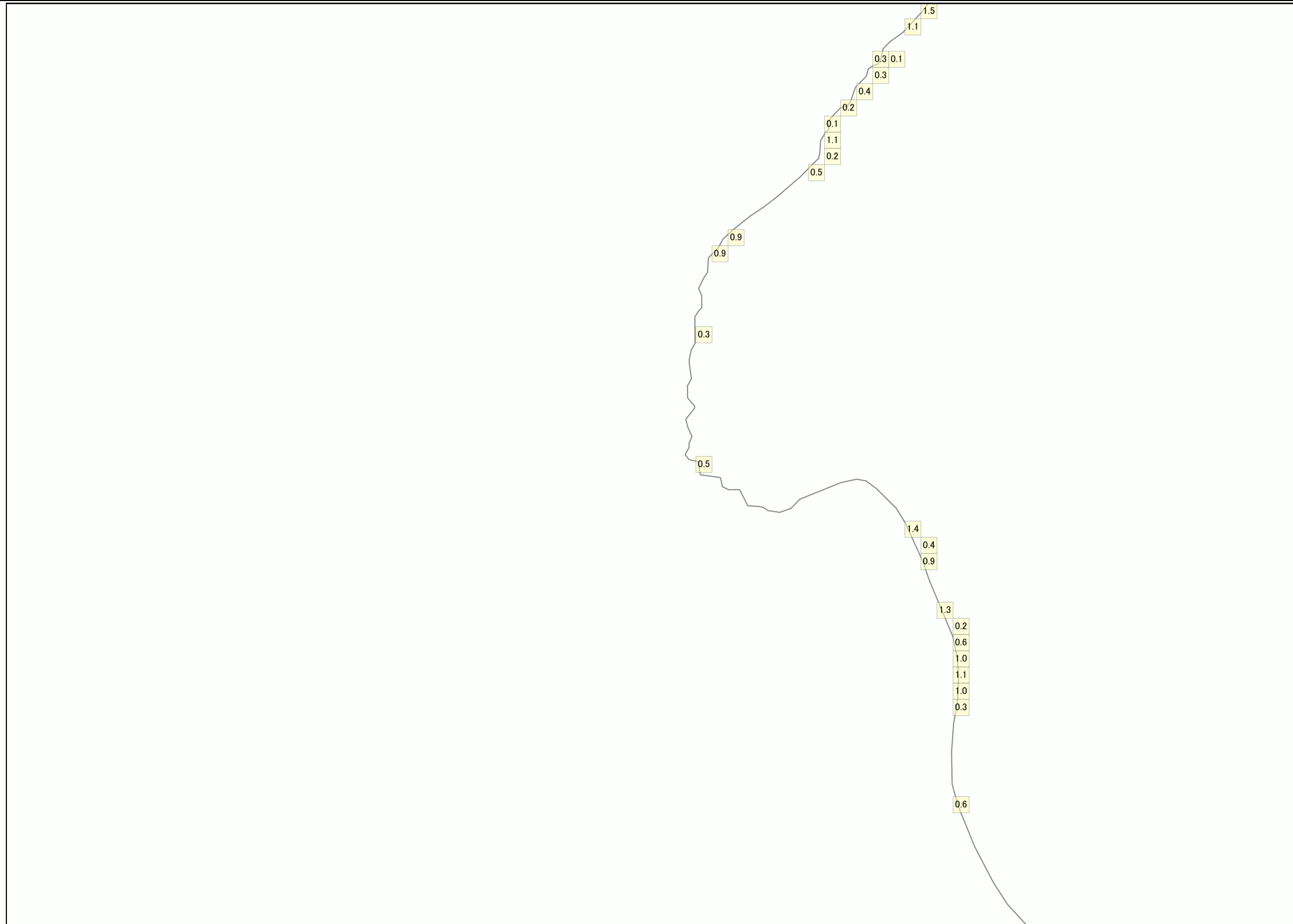
縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

[凡例]	津波災害警戒区域
	0.0 基準水位(メートル)
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日



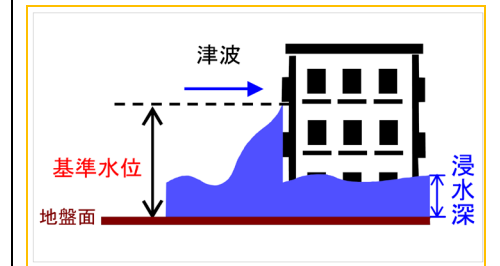
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

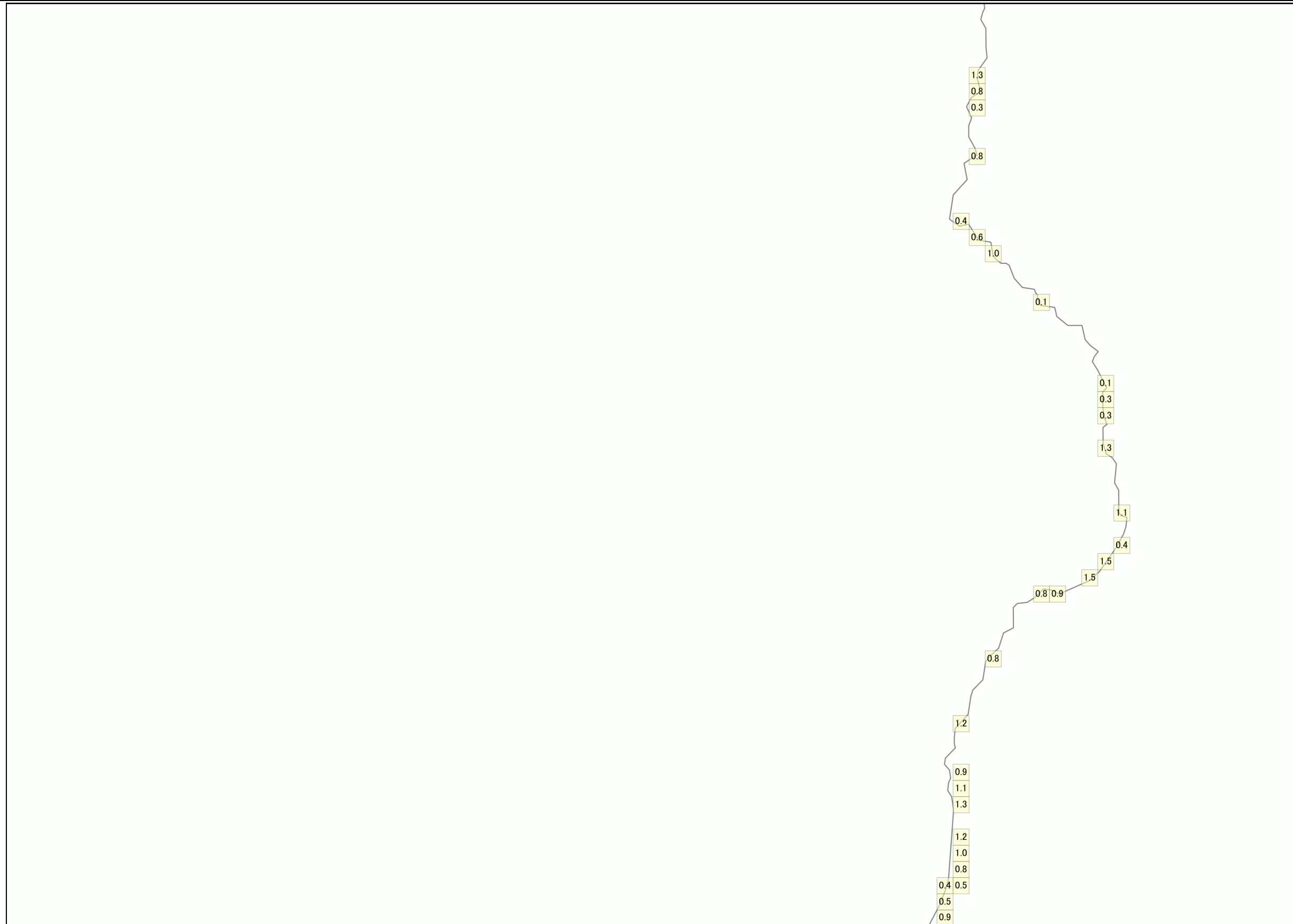
[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)



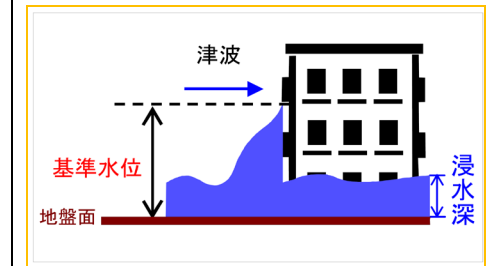
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

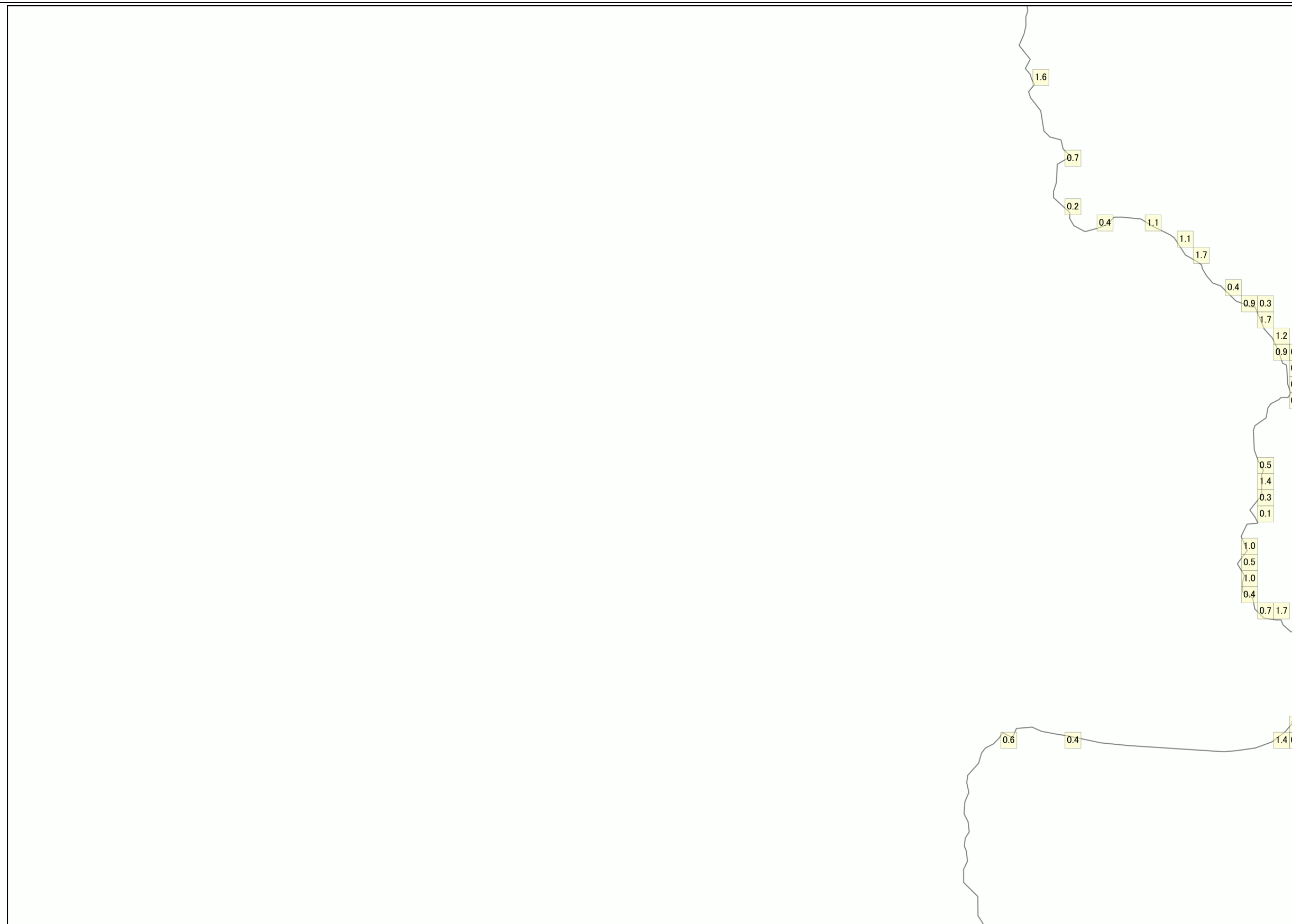
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例]	津波災害警戒区域
	0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500
0 100 200 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 298)



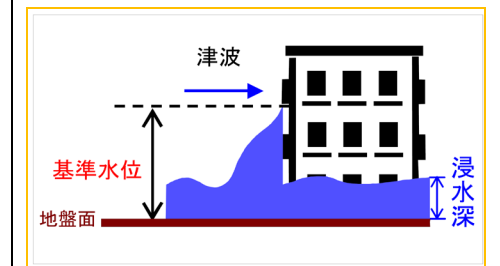
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

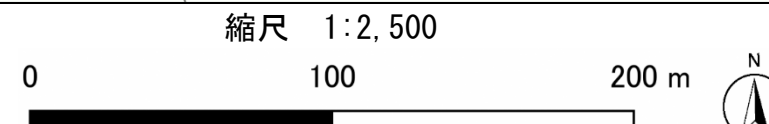
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

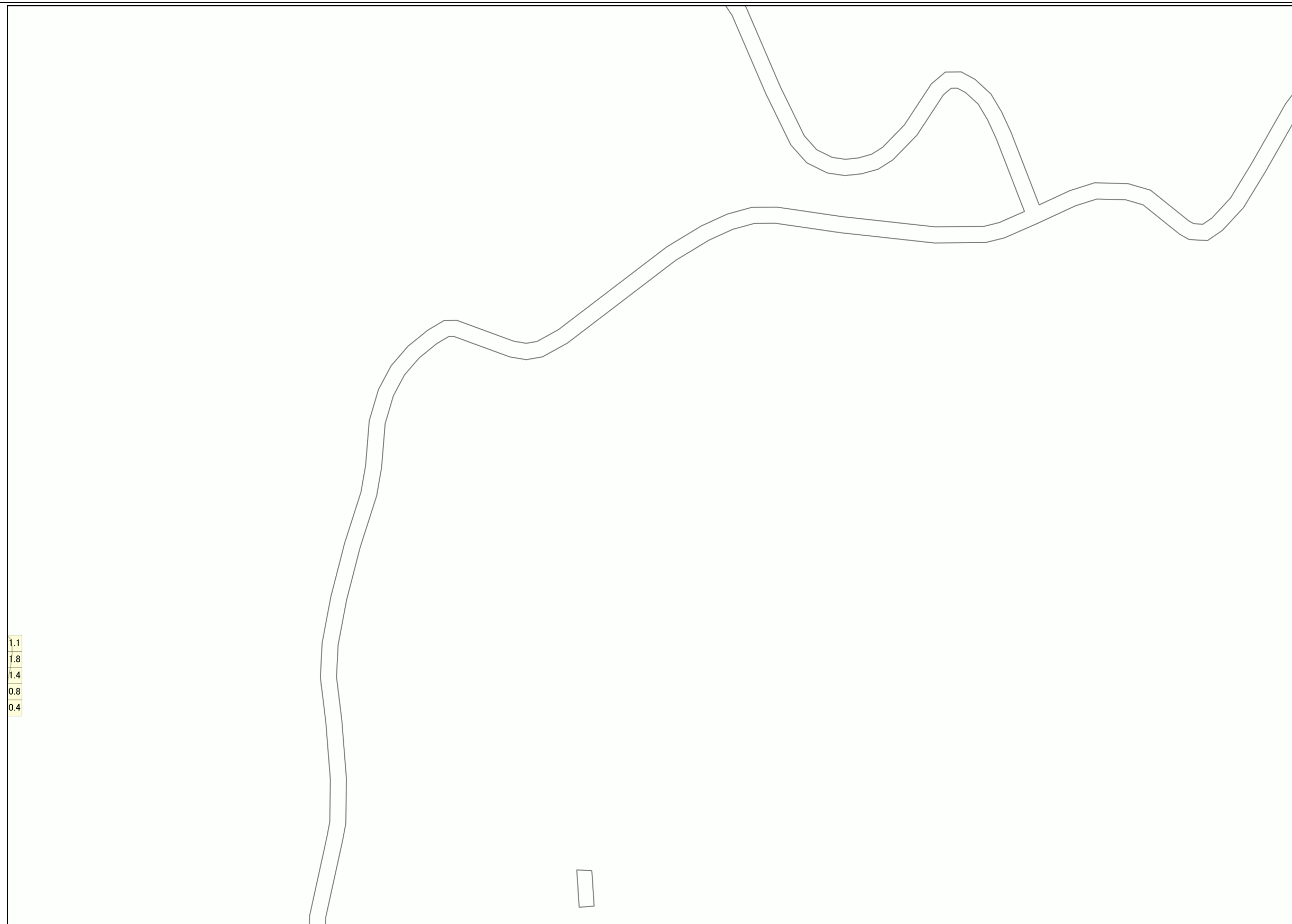
[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (41)



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

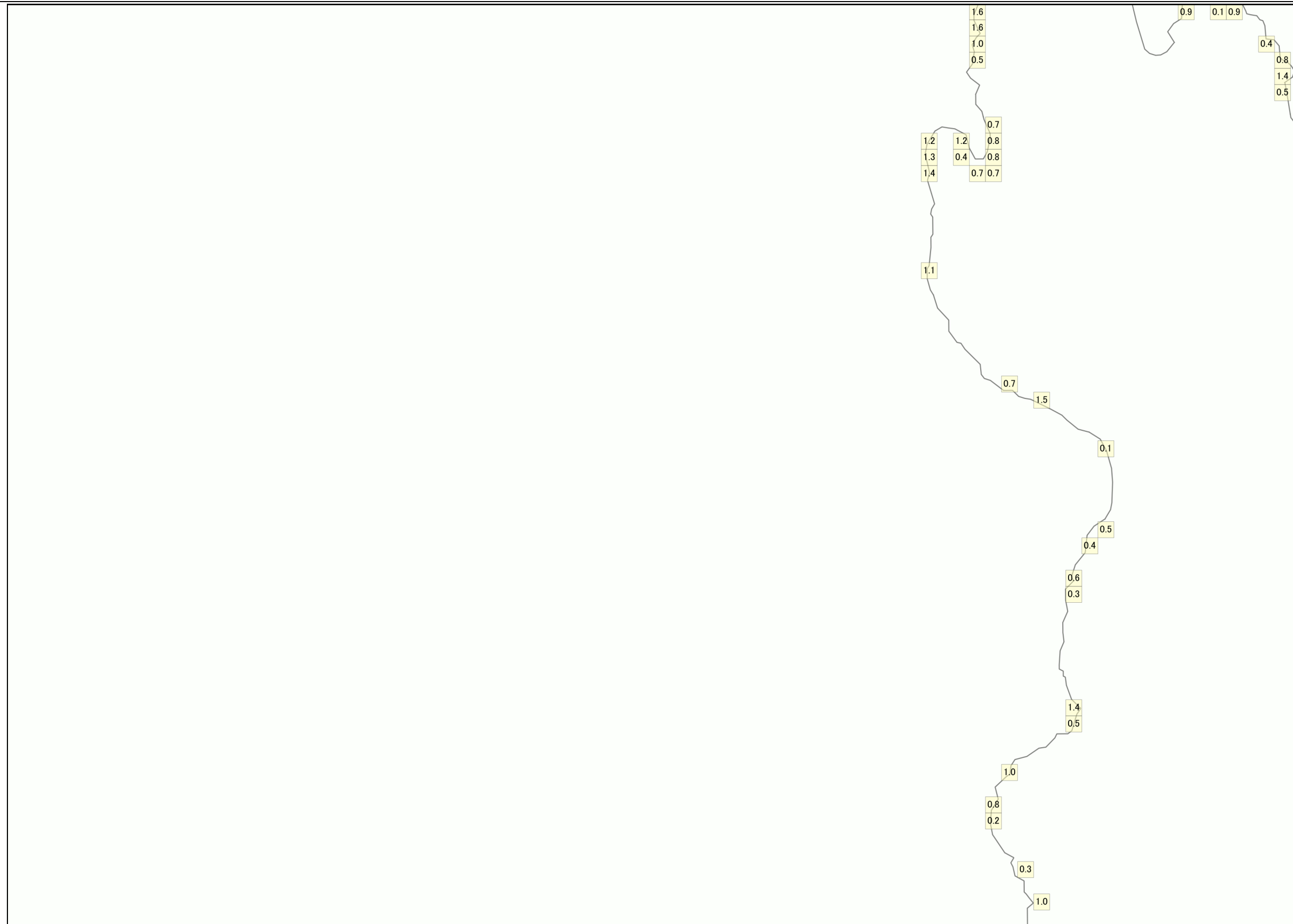
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
 0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



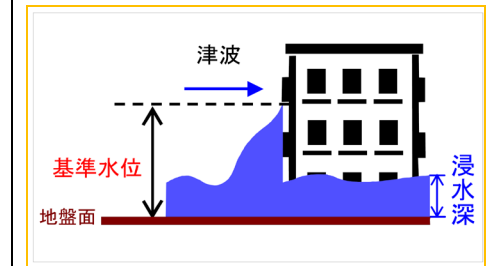
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)



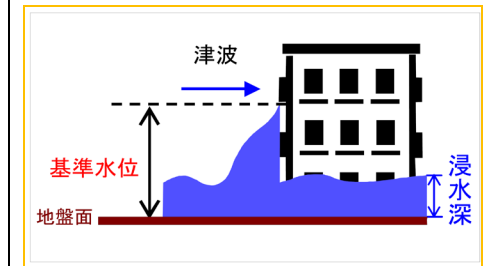
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

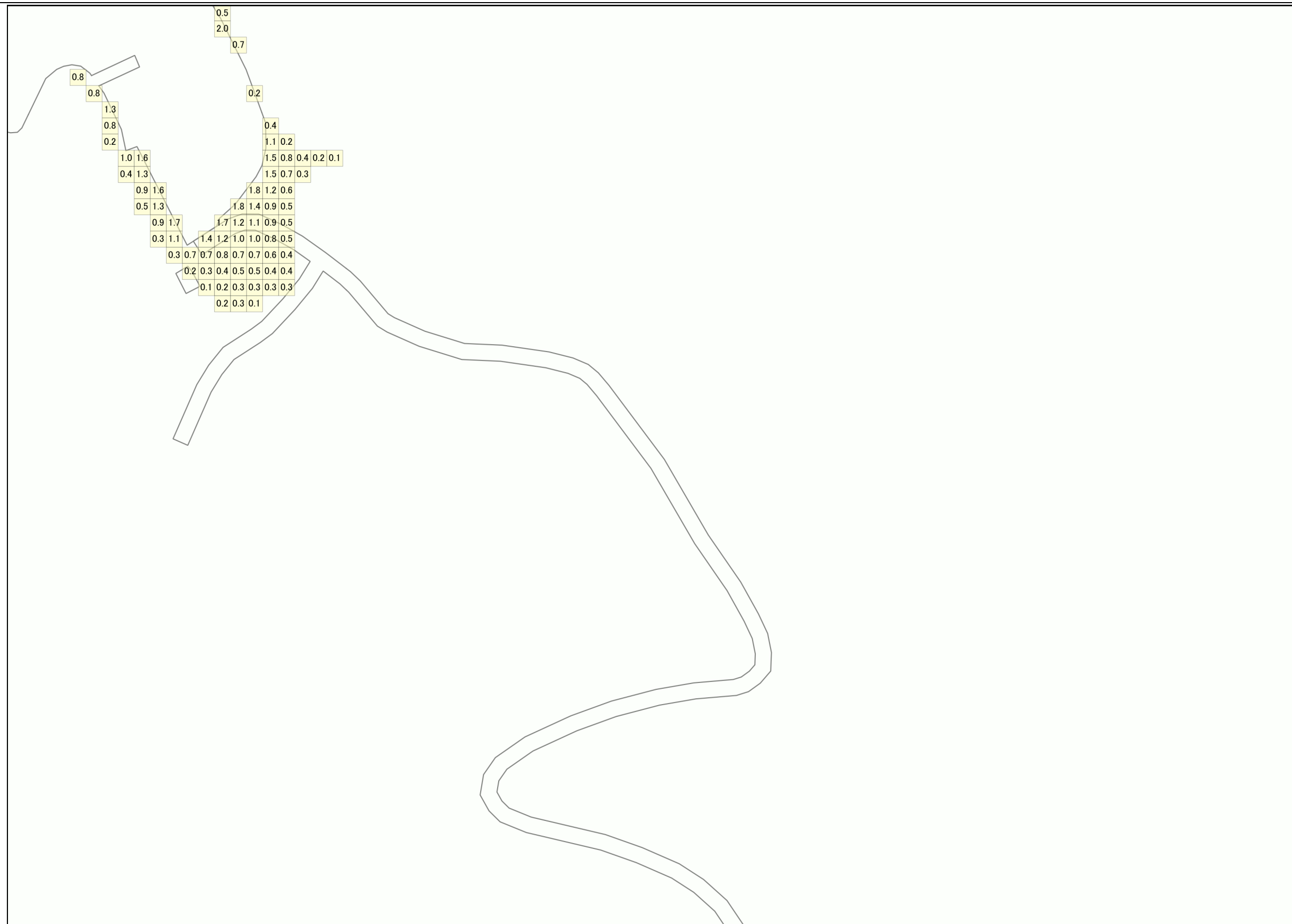
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例]	津波災害警戒区域
	0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (44)



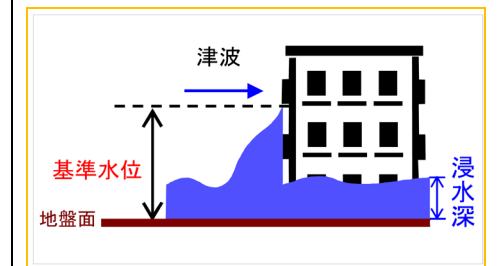
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

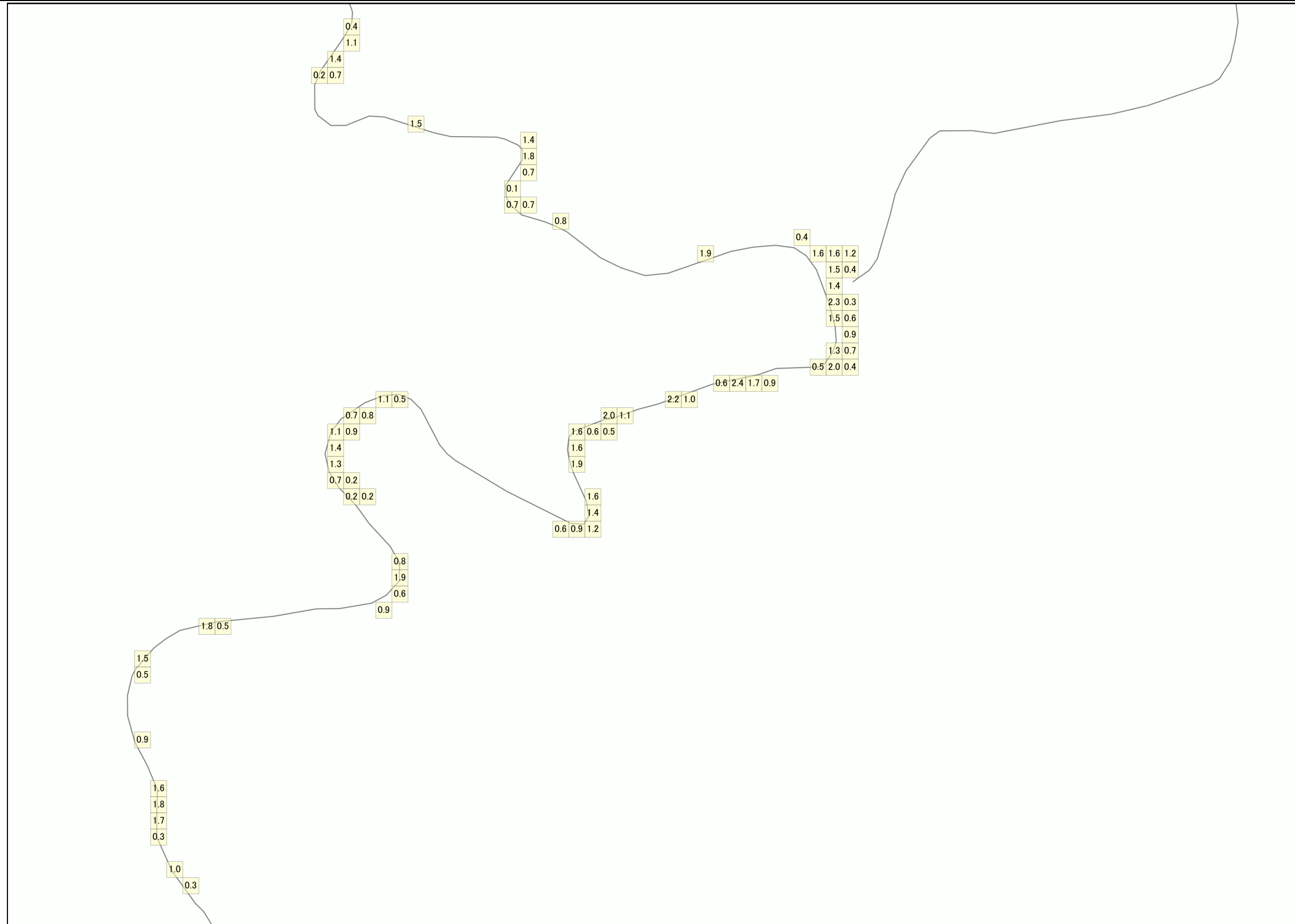
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 298)

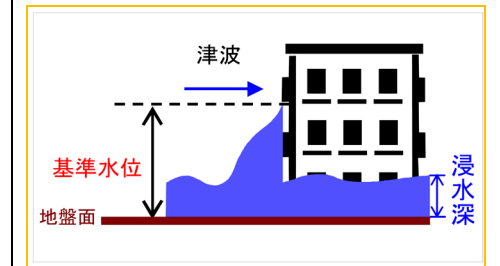
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

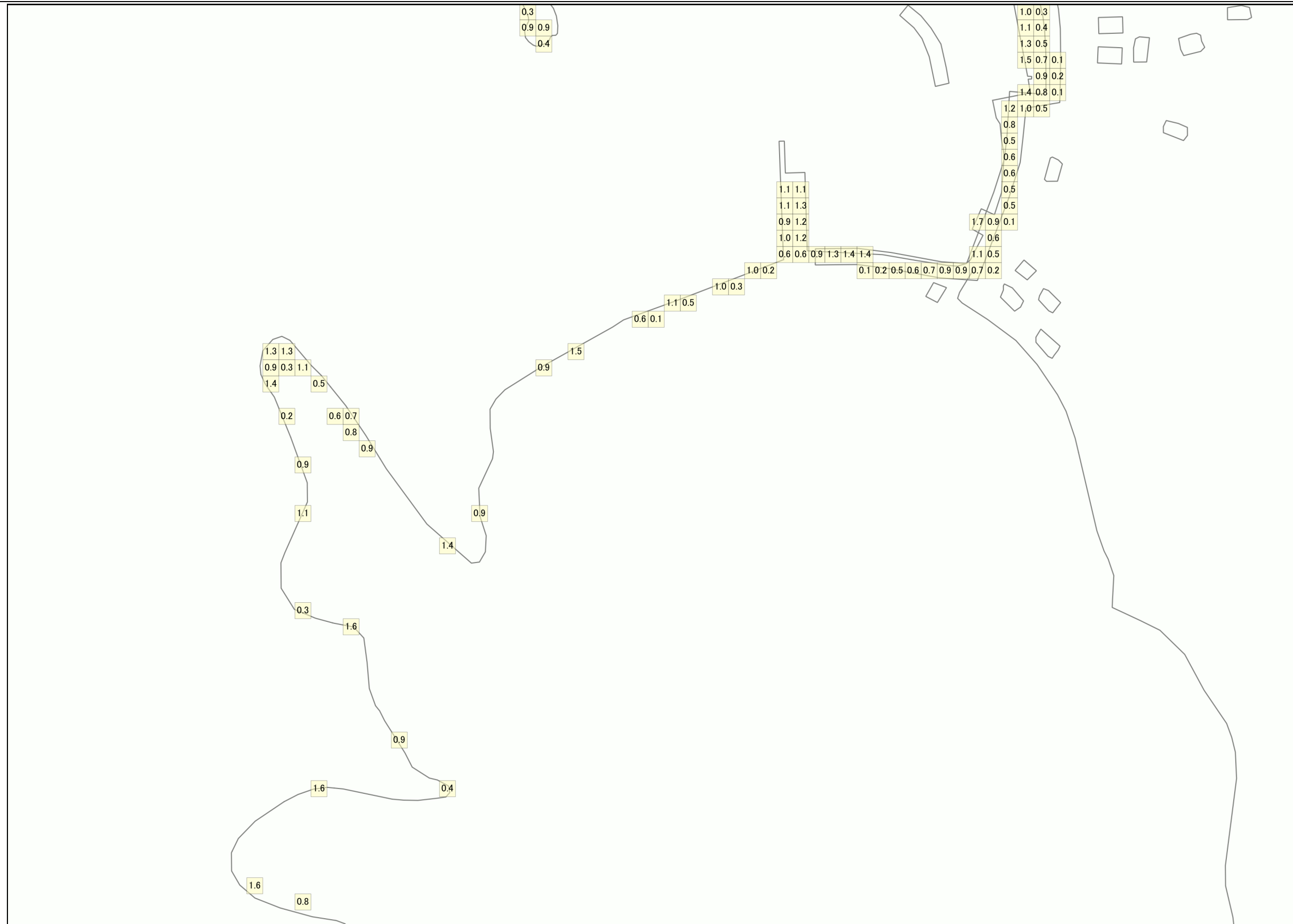
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域

0.0 基準水位(メートル)

告示番号 島根県告示第222号

告示年月日 令和5年3月24日



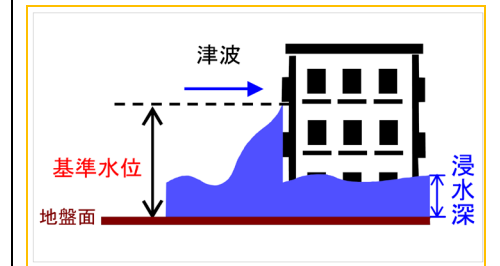
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

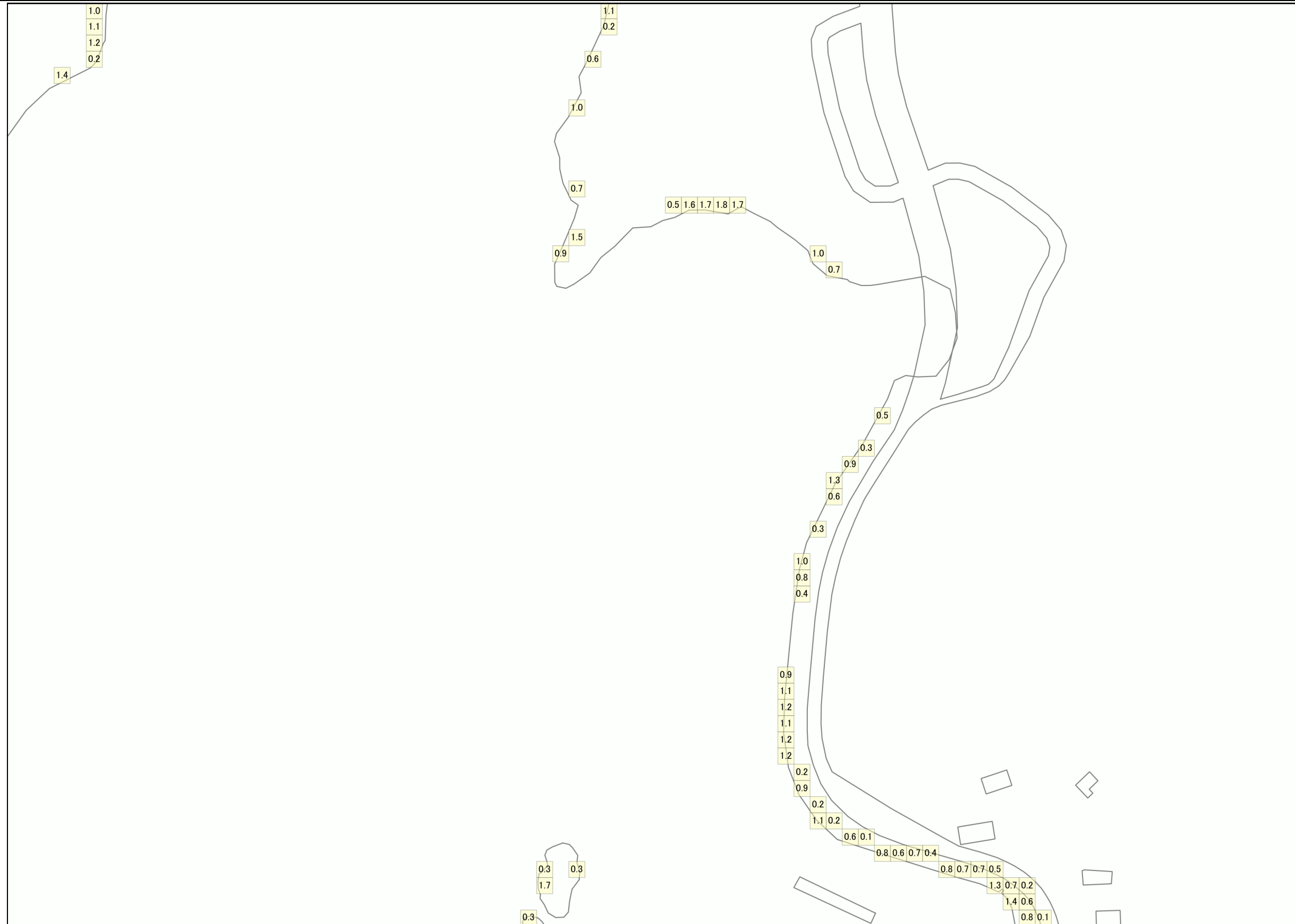
縮尺 1:2,500

0 100 200 m

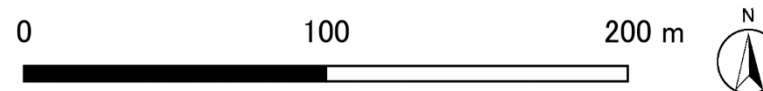


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

〔凡例〕	
 	津波災害警戒区域
0.0	基準水位(メートル)
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日



縮尺 1:2,500



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

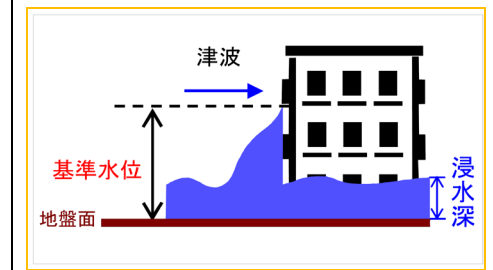
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)(以下、「法」という。)第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ(メートル)で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形(標高)データ】

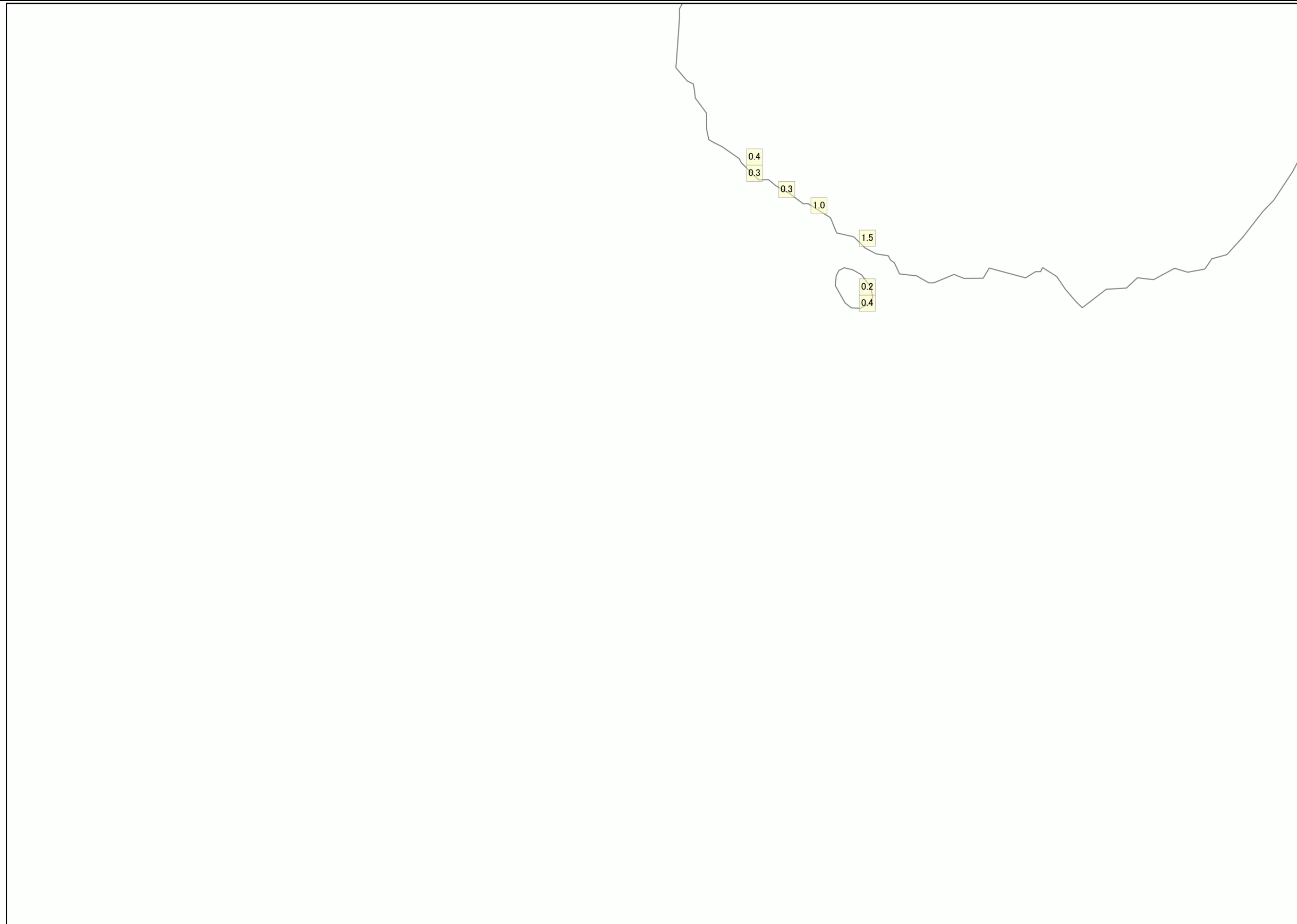
- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例]	津波災害警戒区域
	0.0 基準水位(メートル)
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (48)



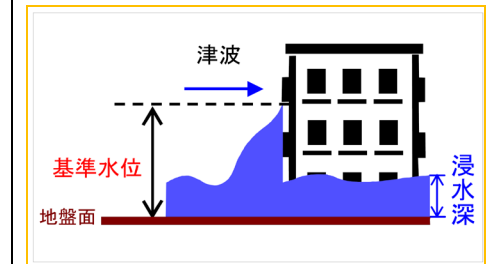
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

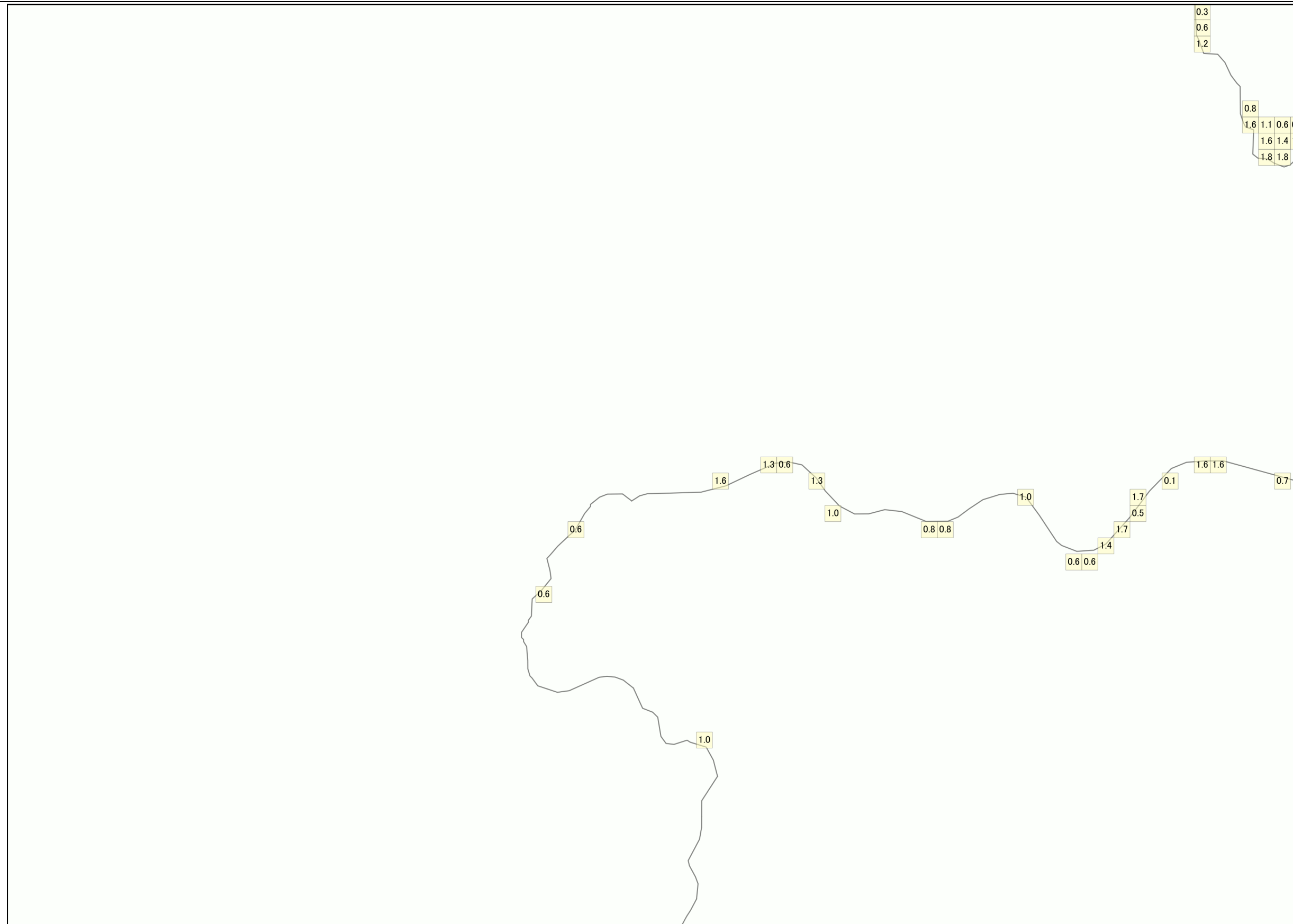
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R4JHs298)



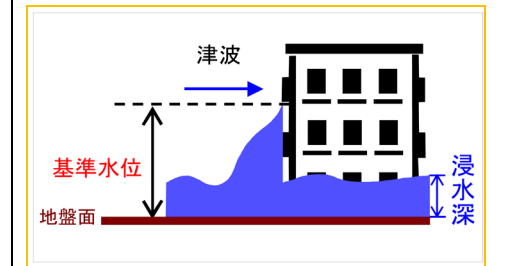
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

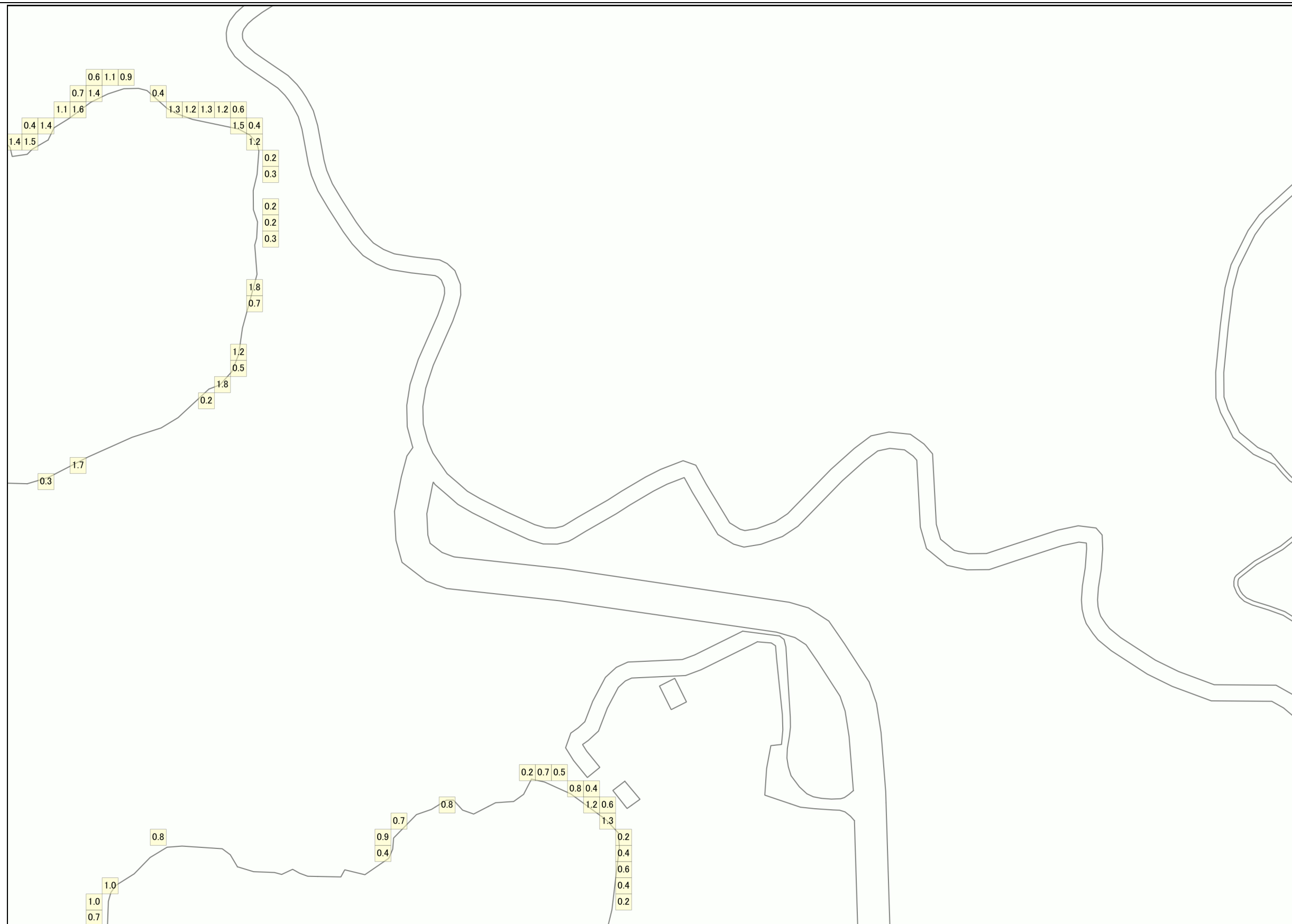
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (50)



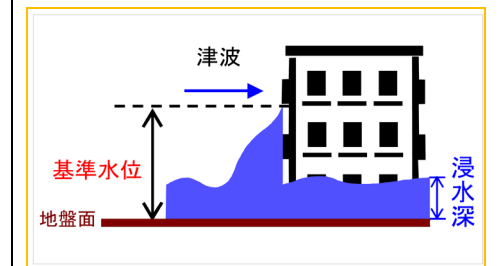
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

[凡例] 津波災害警戒区域

0.0 基準水位(メートル)

告示番号 島根県告示第222号

告示年月日 令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (51)



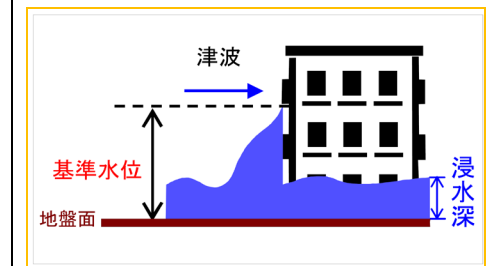
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

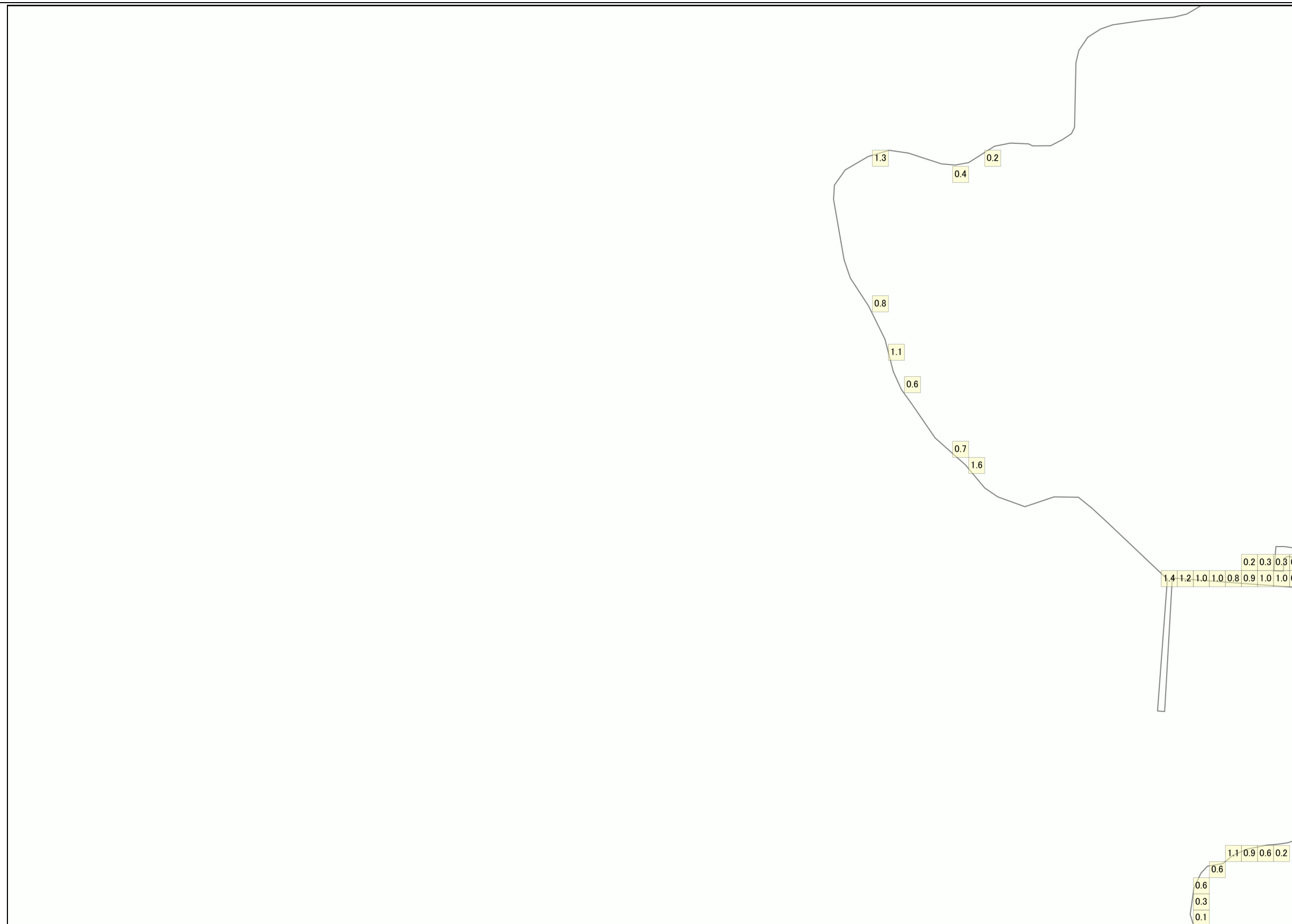
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



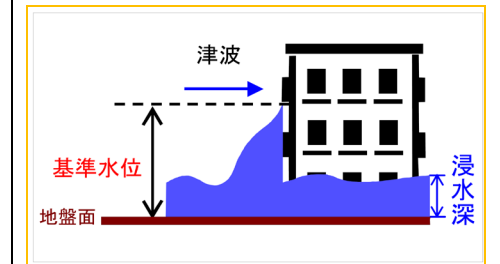
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

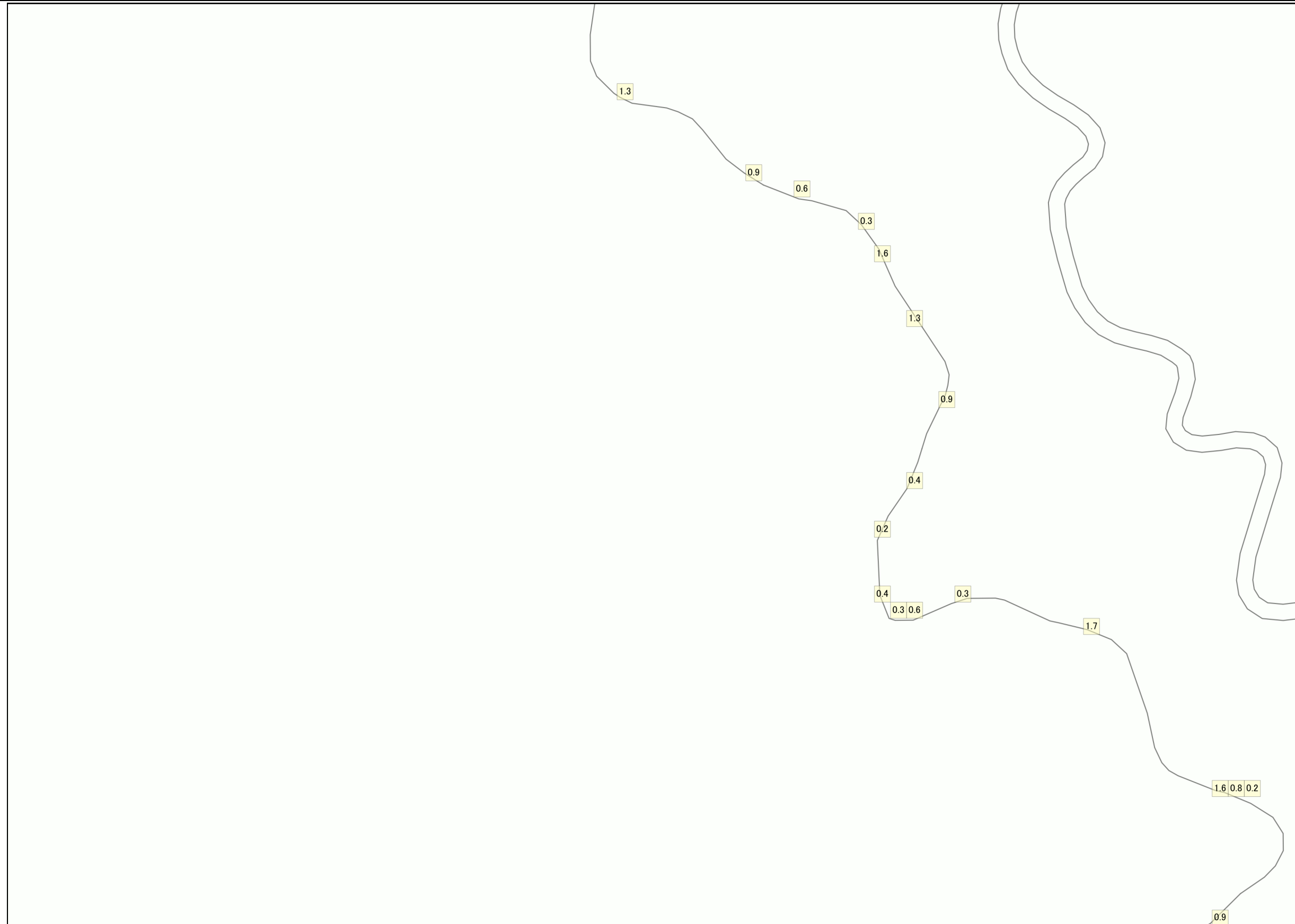
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



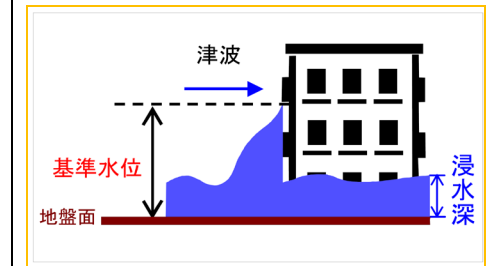
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

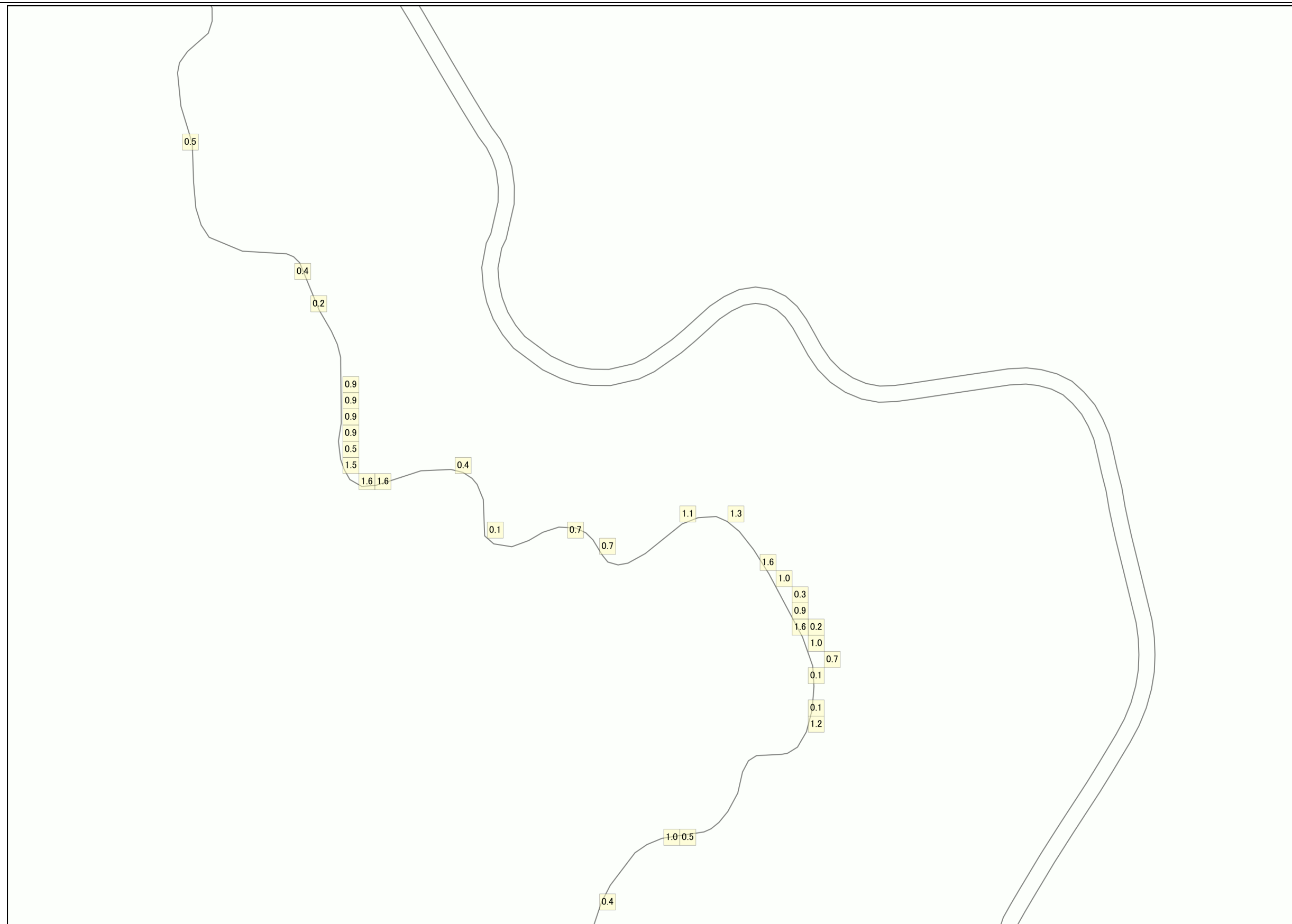
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (54)



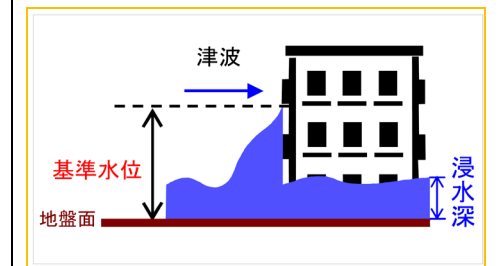
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

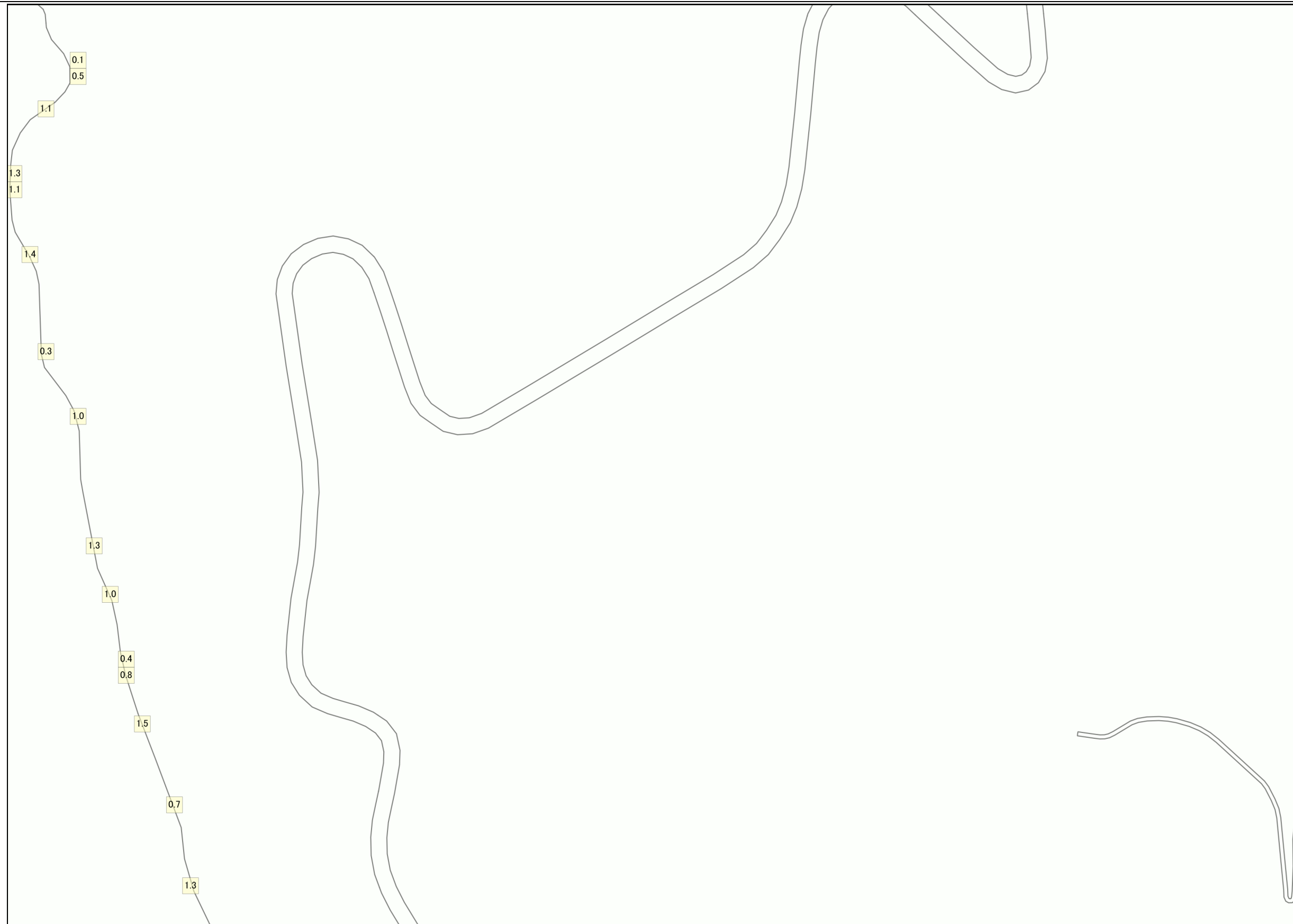
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (55)



縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

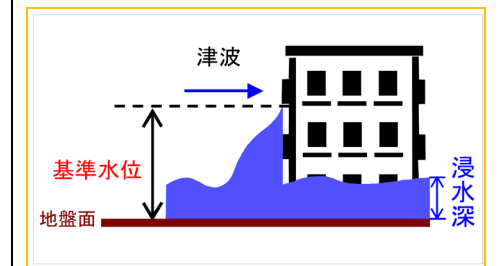
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)(以下、「法」という。)第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ(メートル)で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形(標高)データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

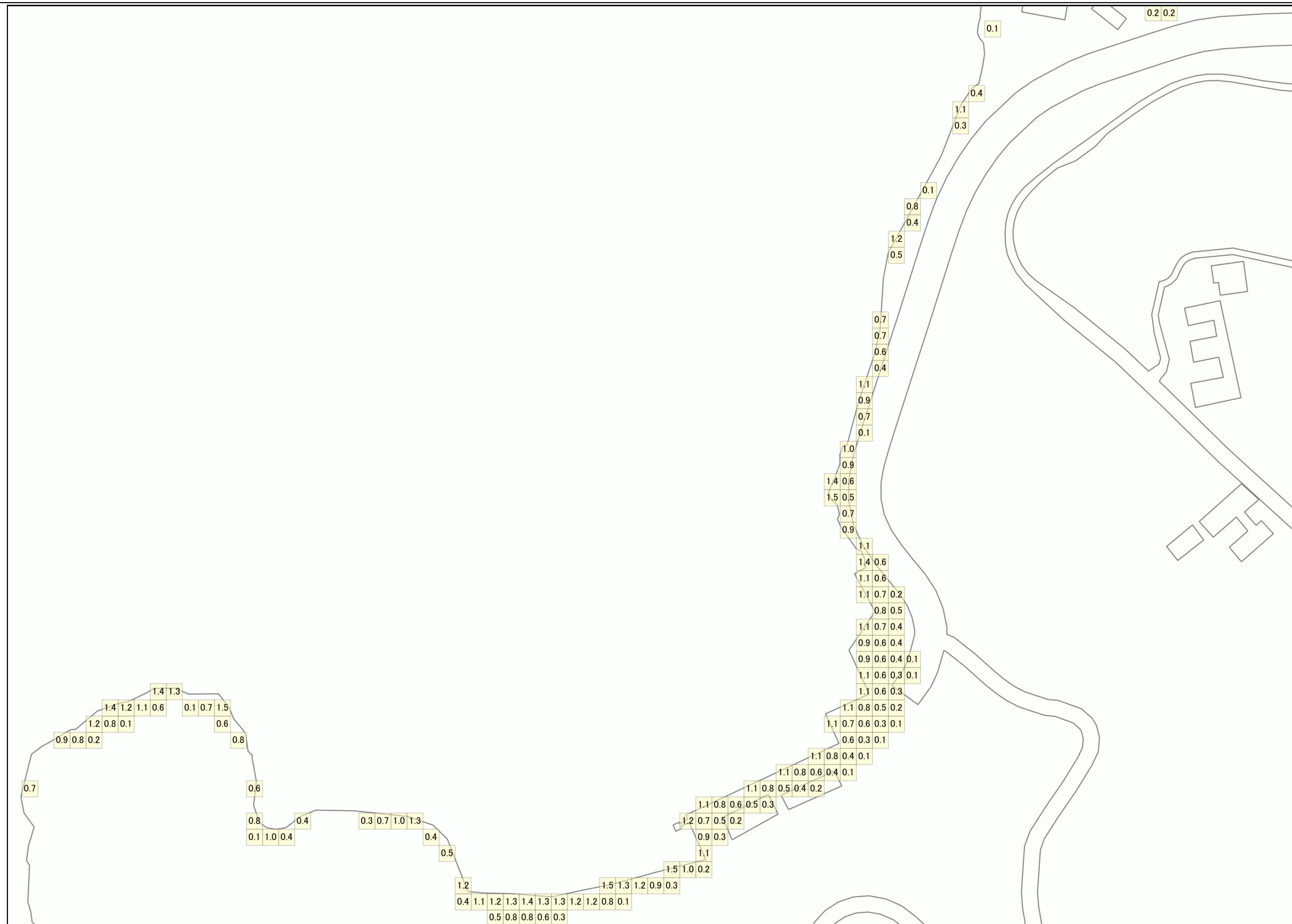
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (56)



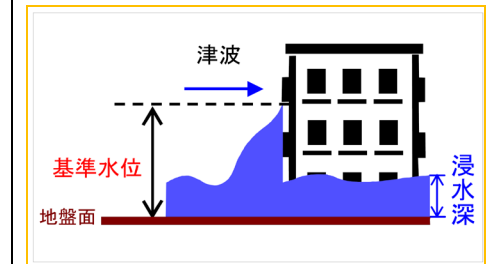
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛り土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



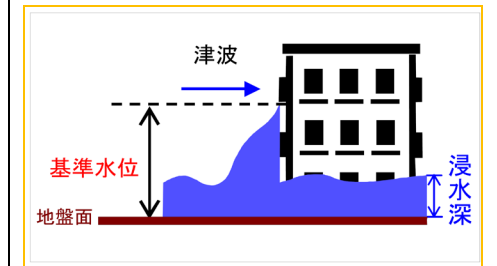
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



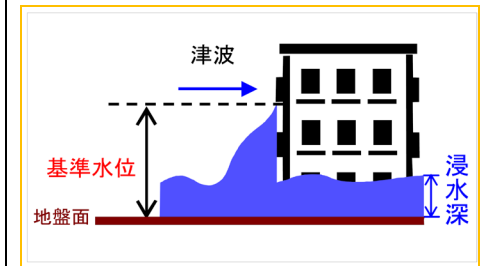
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

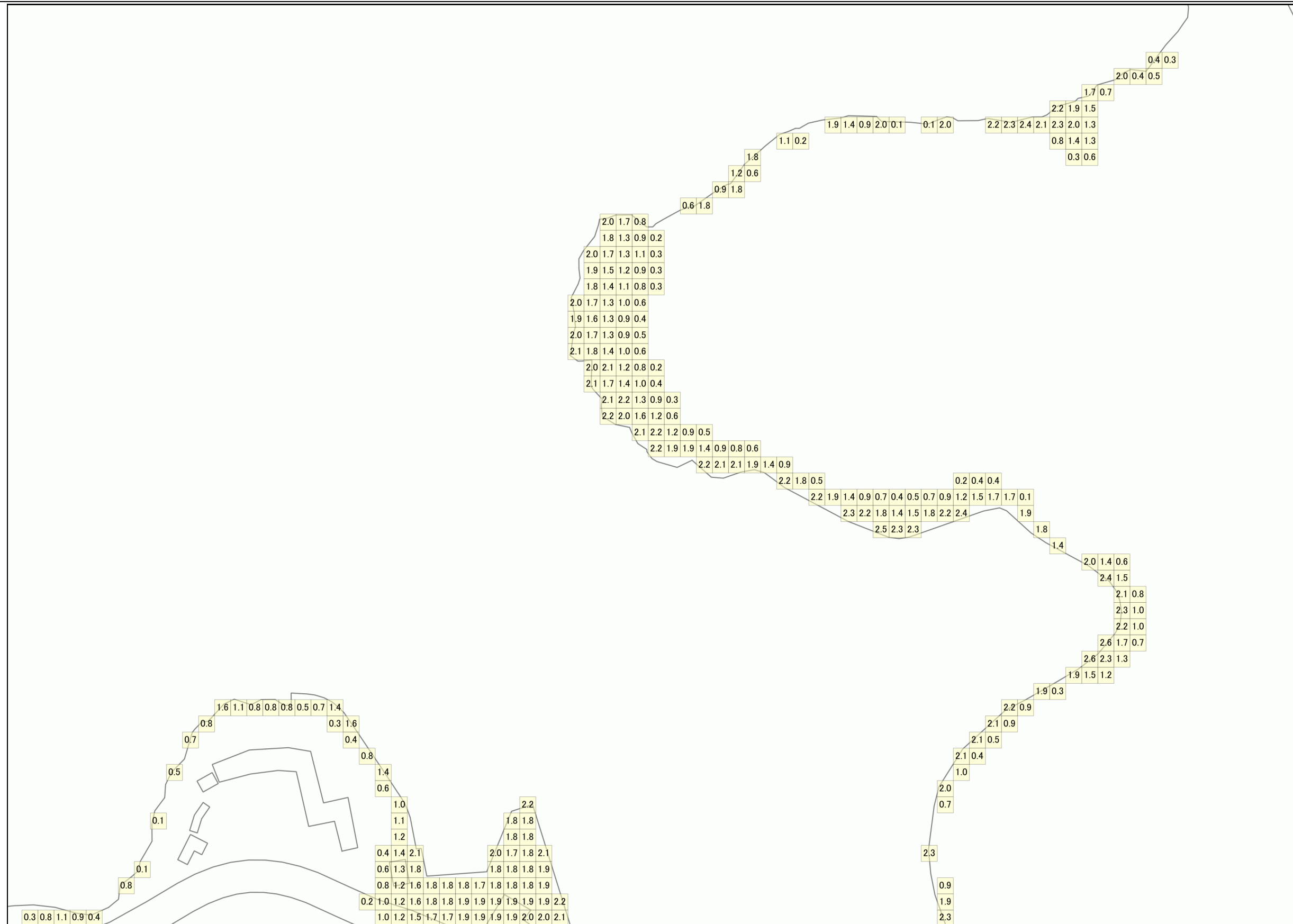
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] □ 津波災害警戒区域

0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



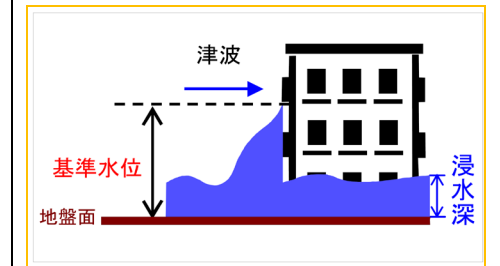
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

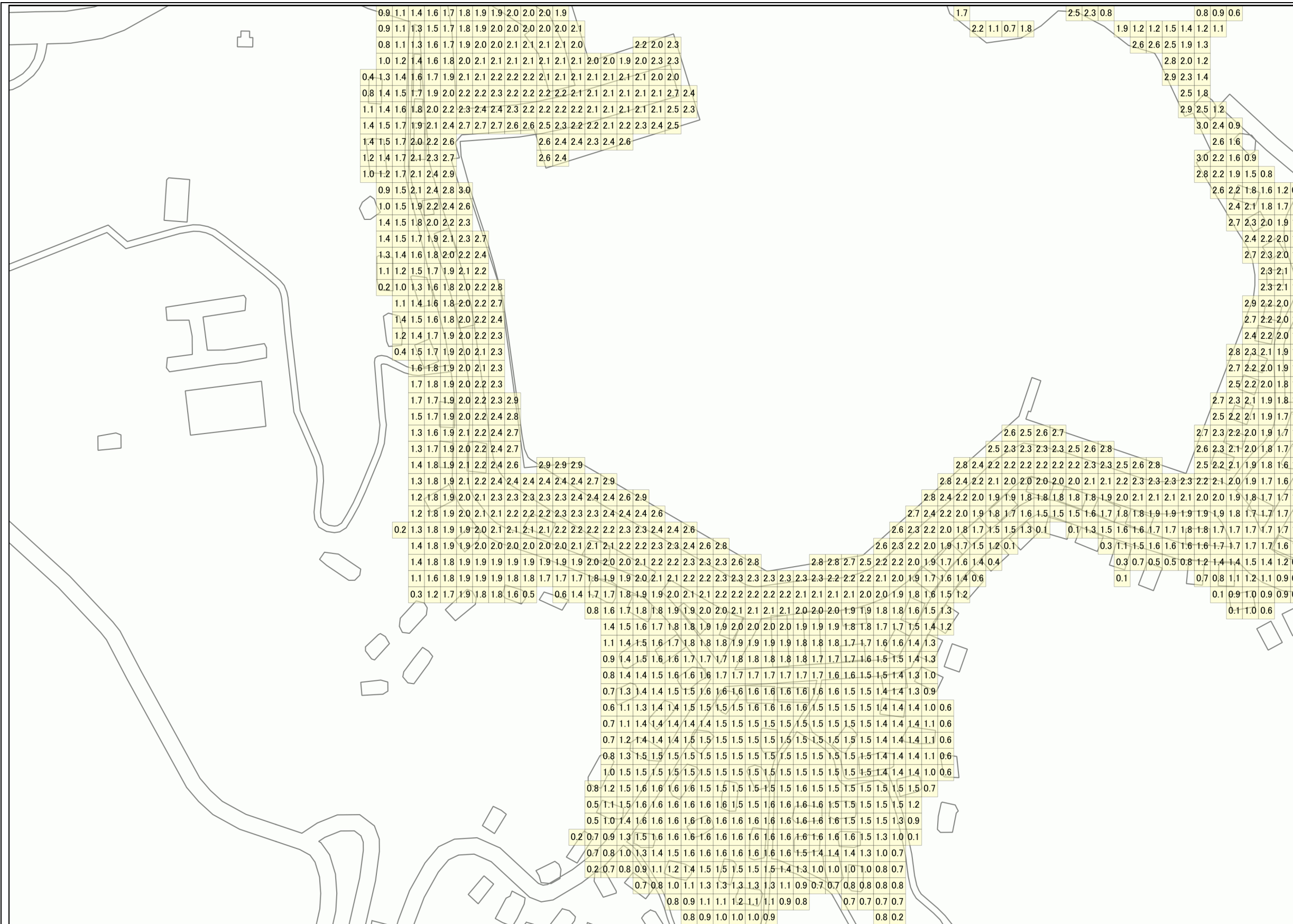
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

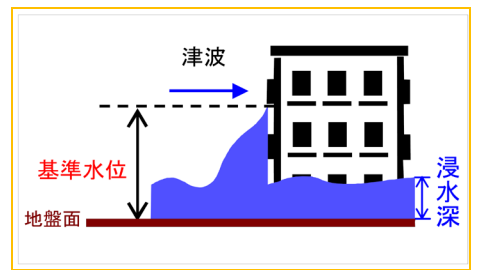
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (60)



<留意事項>

- 【津波災害警戒区域】**
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
 - 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】**
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
 - 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。

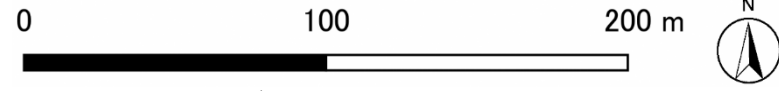


- 【地形（標高）データ】**
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛り土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

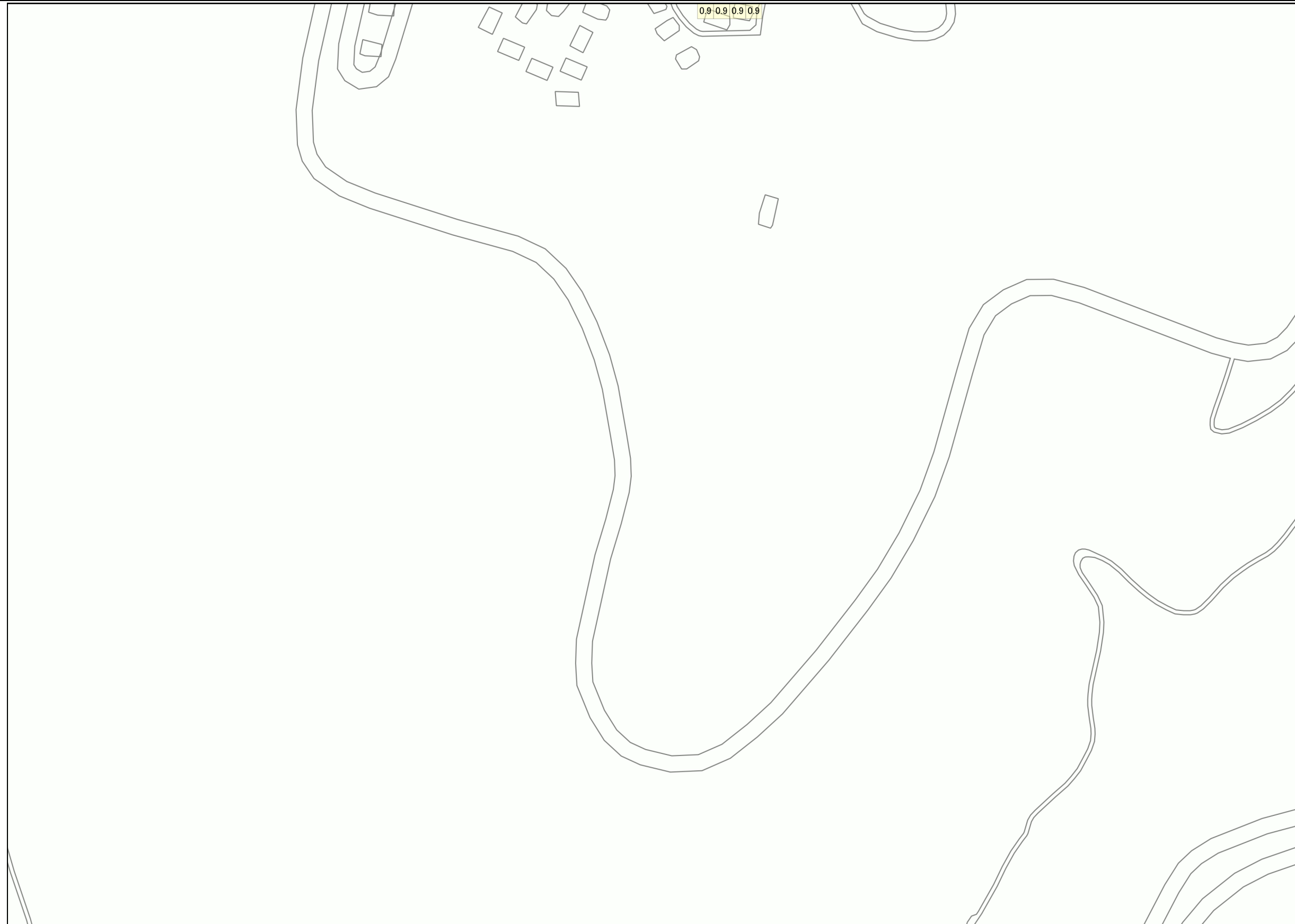
- 【背景地図】**
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

〔凡例〕	
	津波災害警戒区域
0.0	基準水位(メートル)
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



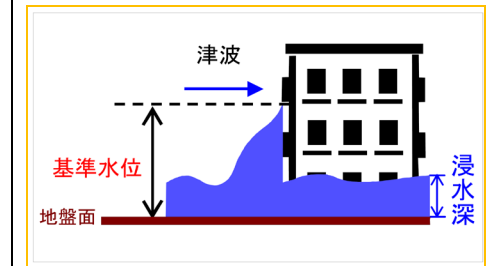
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

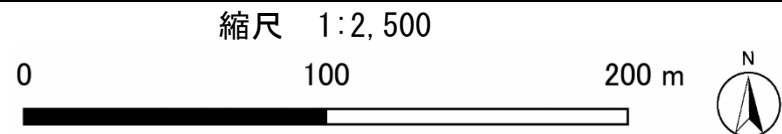
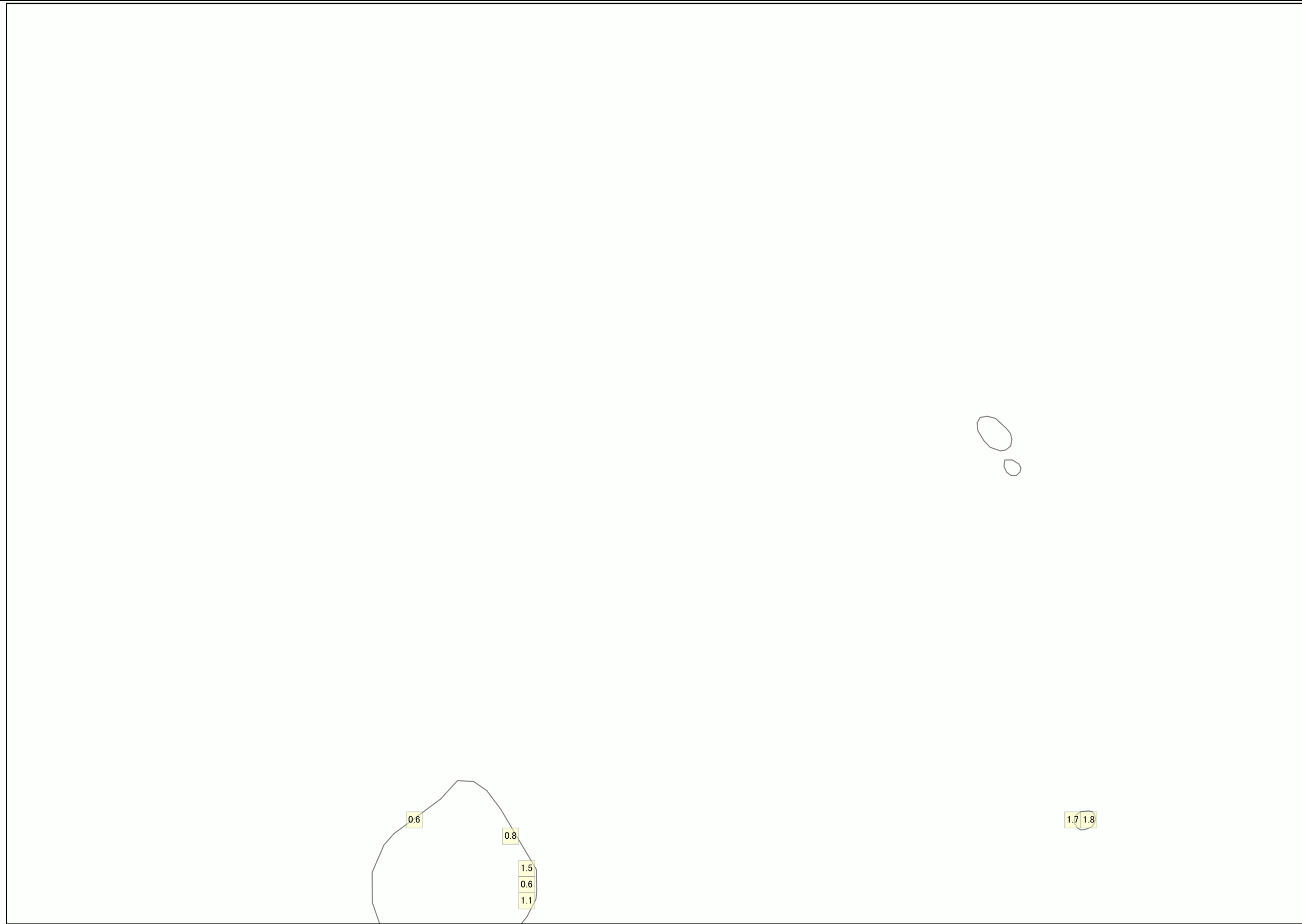
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例]	津波災害警戒区域
	0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 298)

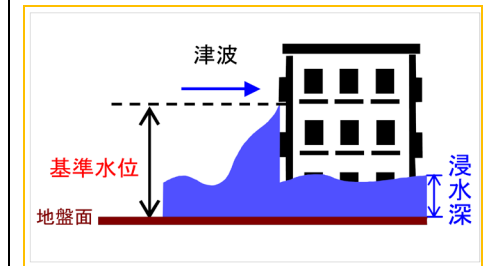
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

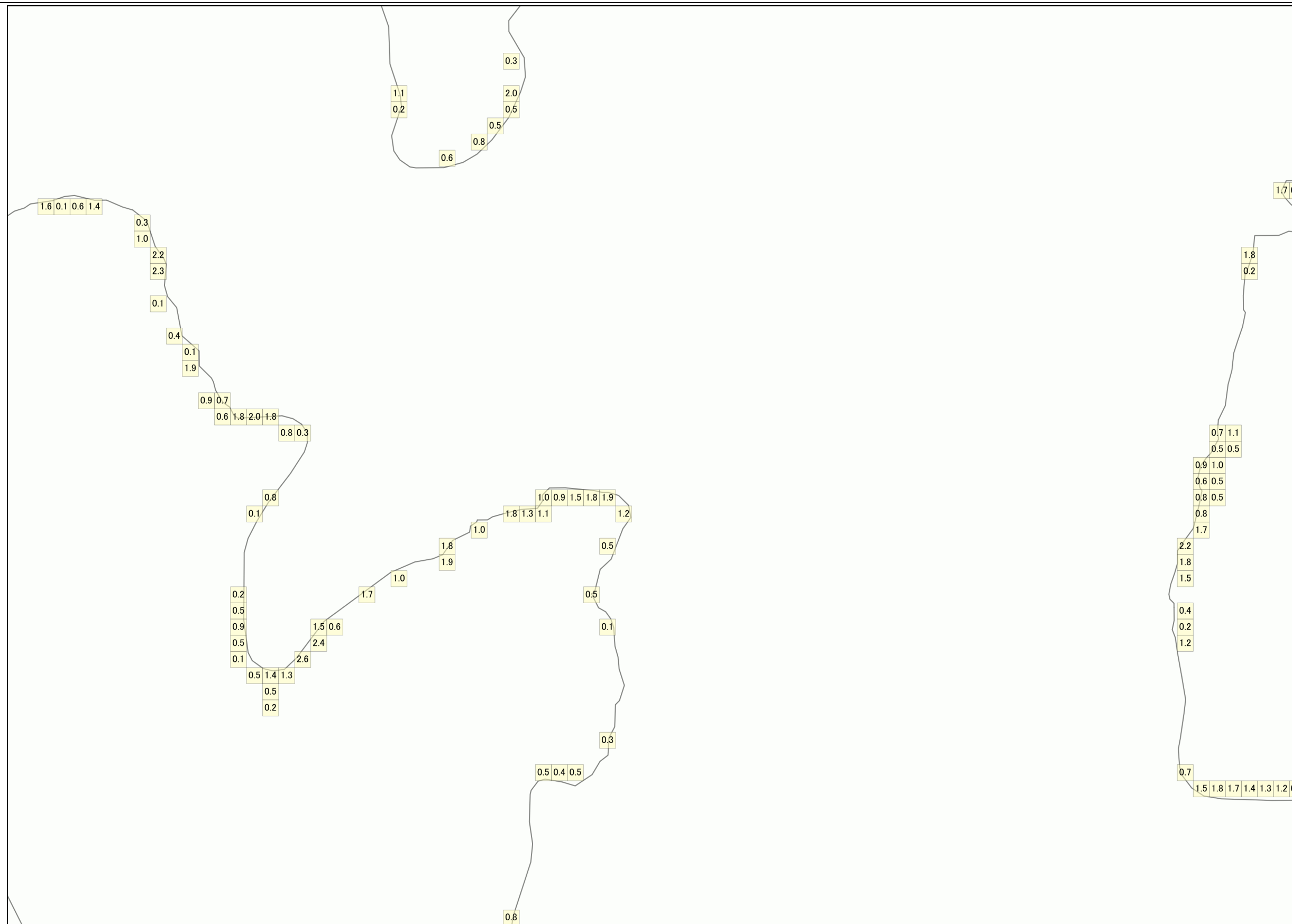
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (63)



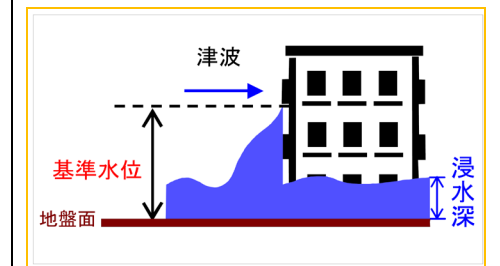
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

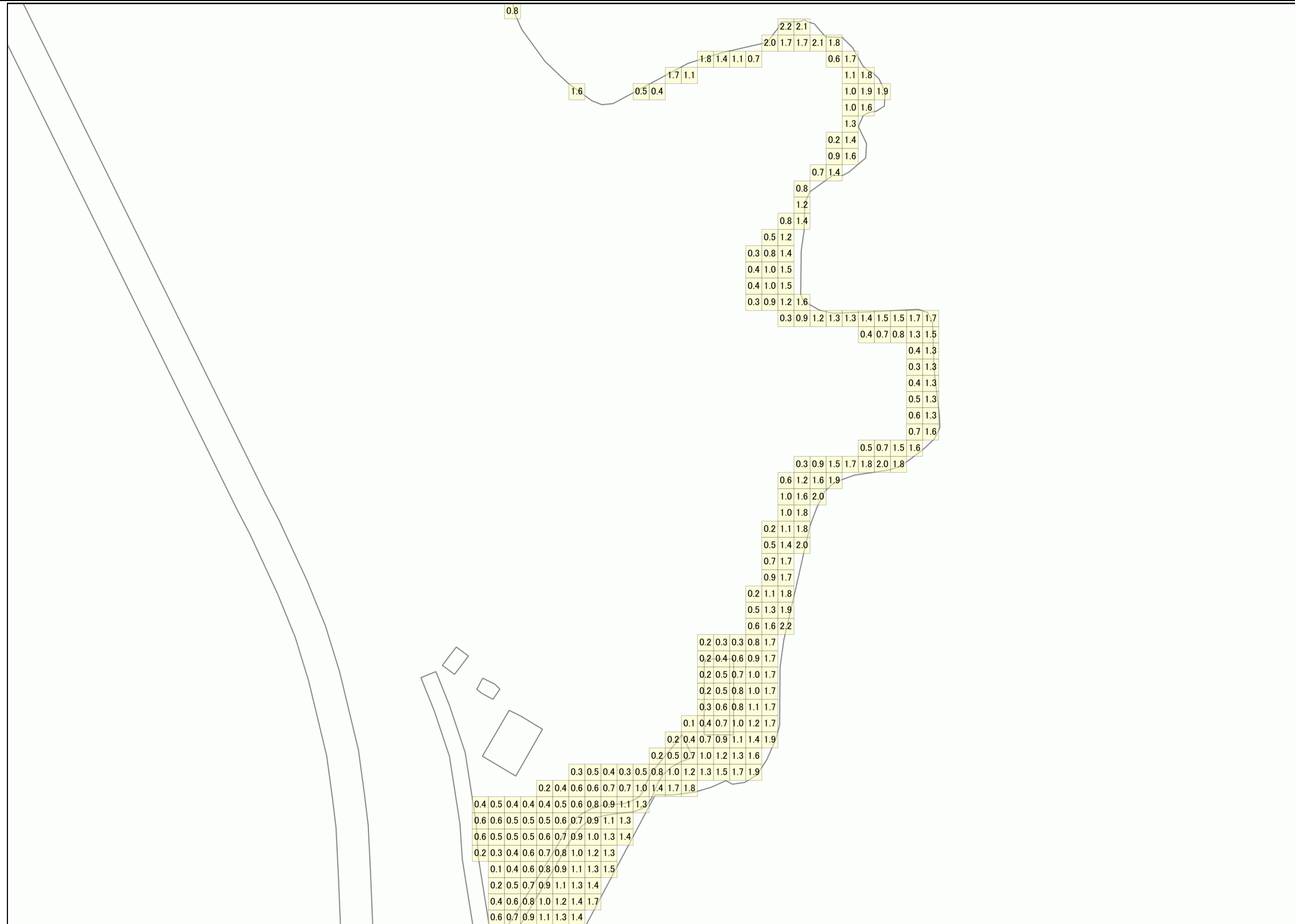
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

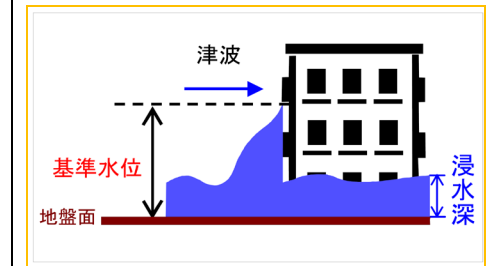
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)(以下、「法」という。)第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ(メートル)で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形(標高)データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

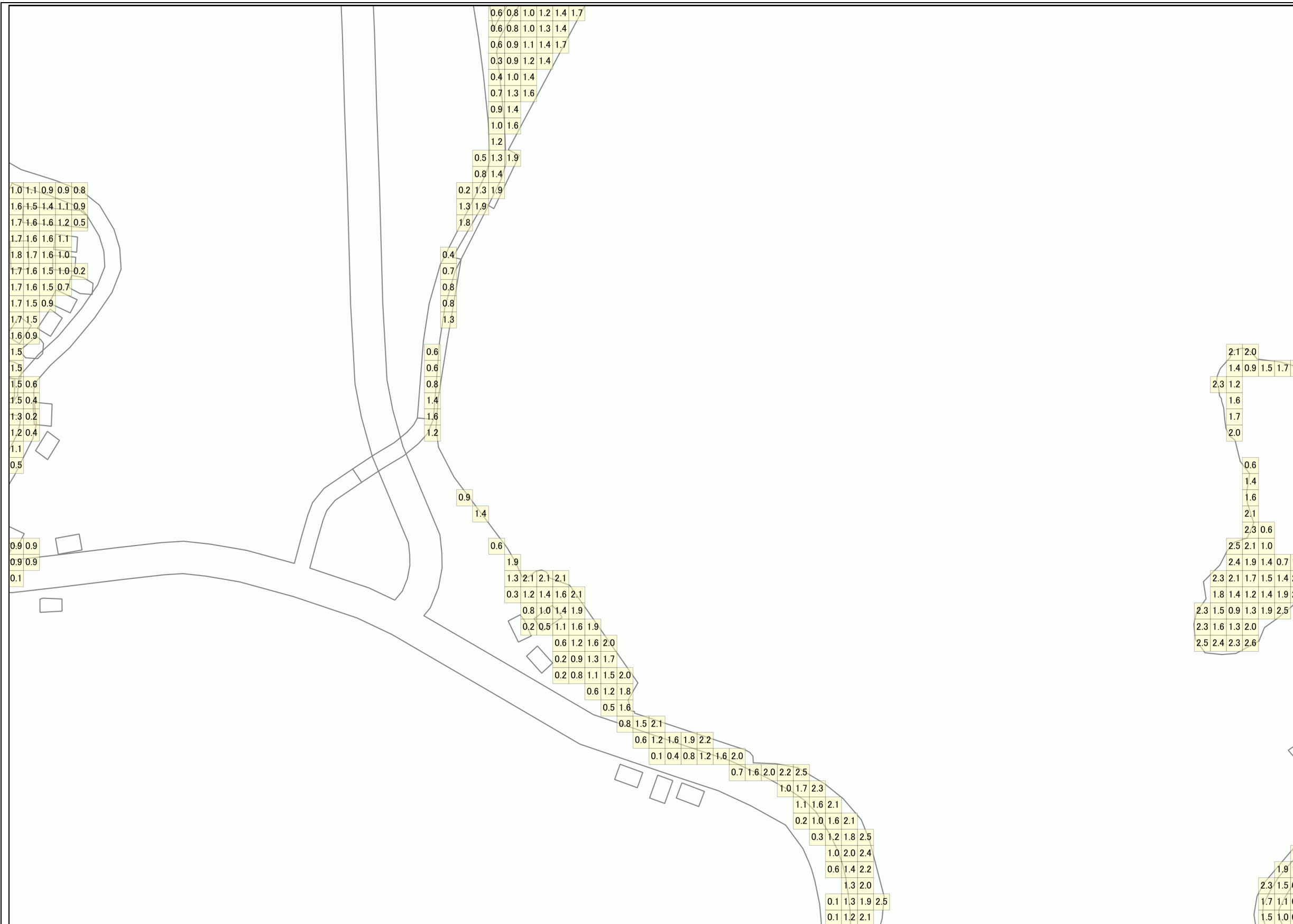
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (65)



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

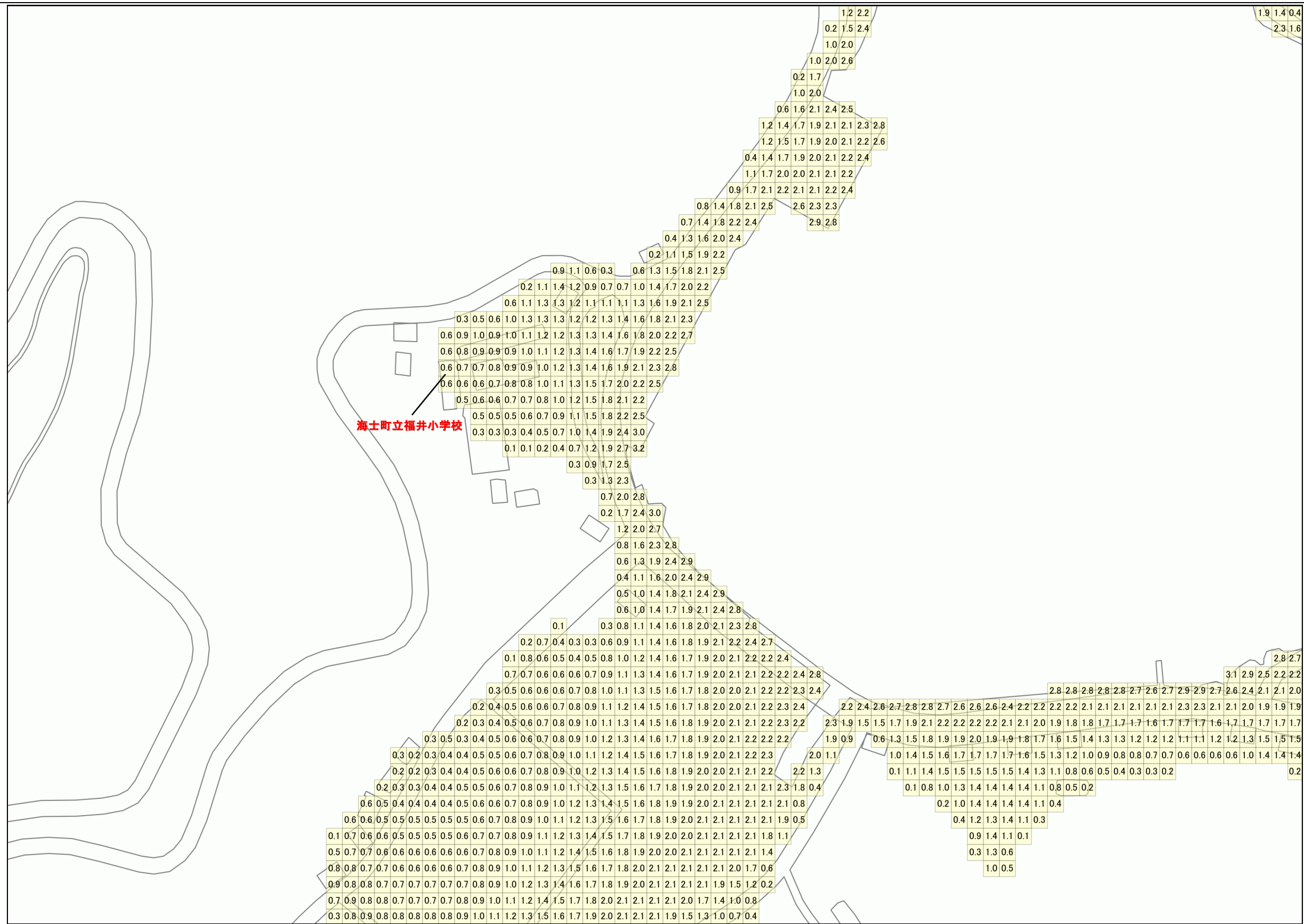
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] □ 津波災害警戒区域
 0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (66)



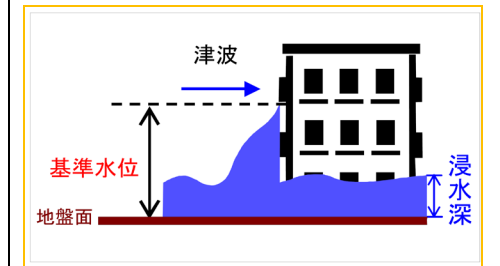
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

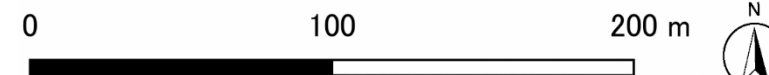
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

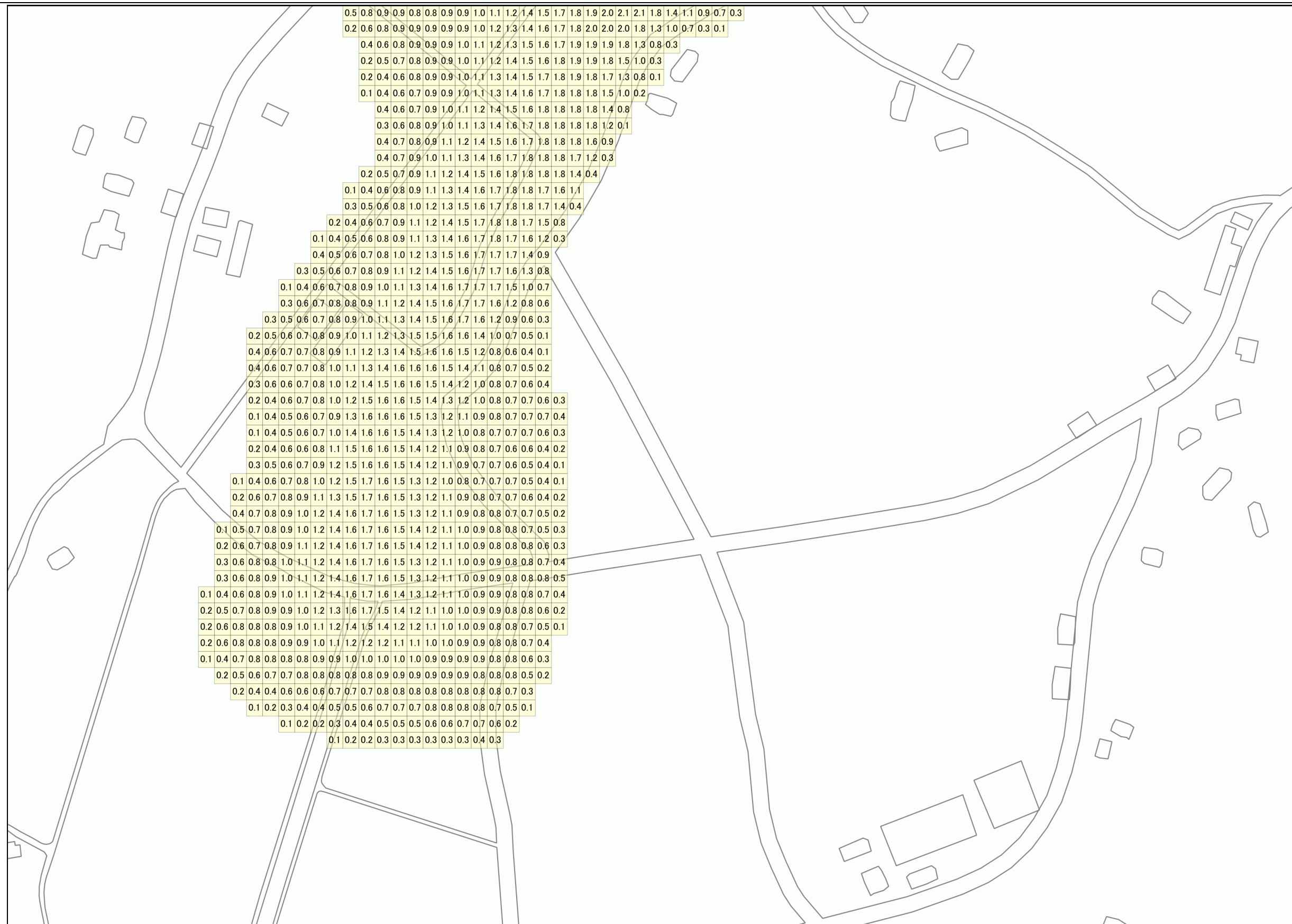
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (67)



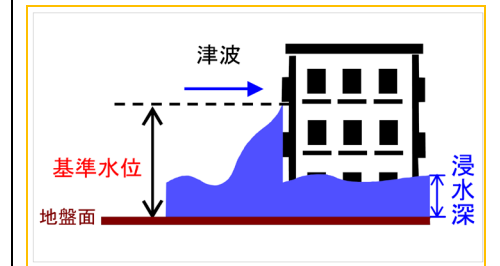
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

[凡例] 津波災害警戒区域

0.0 基準水位(メートル)

告示番号 島根県告示第222号

告示年月日 令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (68)



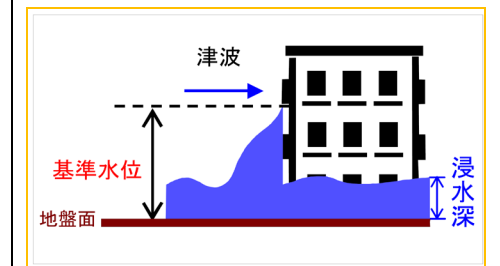
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

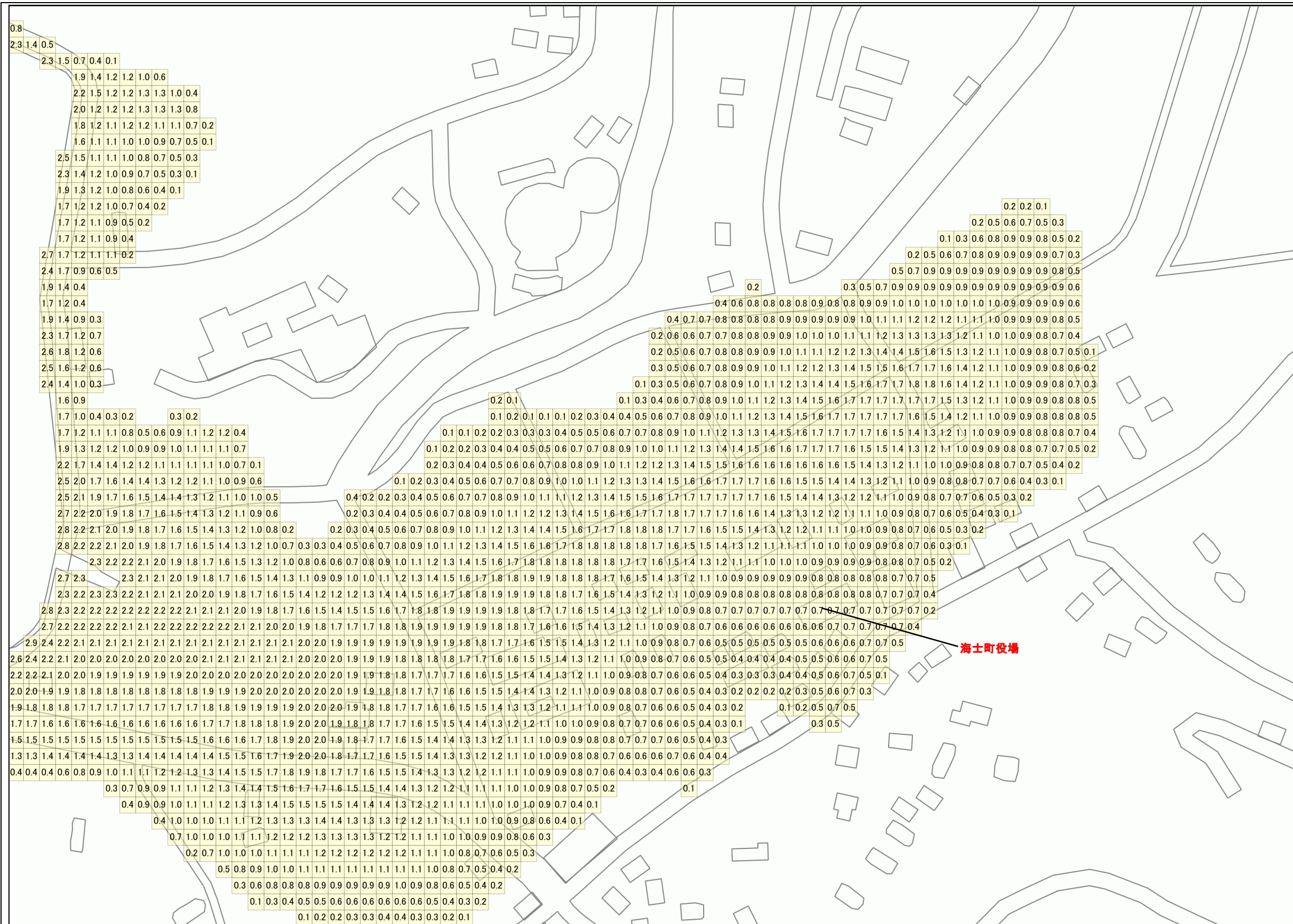
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
 0.0 基準水位(メートル)

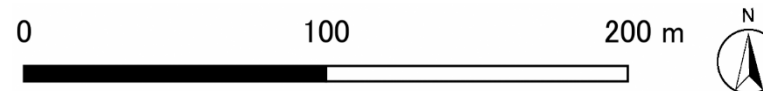
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (69)



縮尺 1:2,500



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 298)

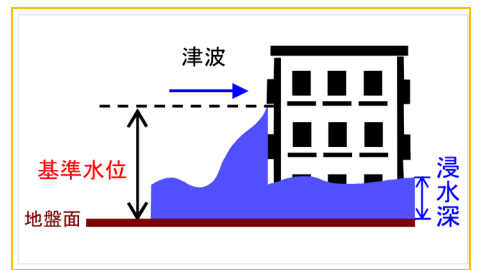
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)(以下、「法」という。)第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ(メートル)で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形(標高)データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例]	津波災害警戒区域
	0.0 基準水位(メートル)
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (70)



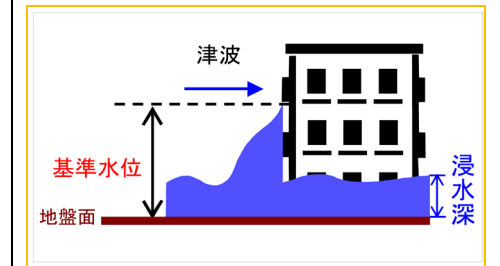
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

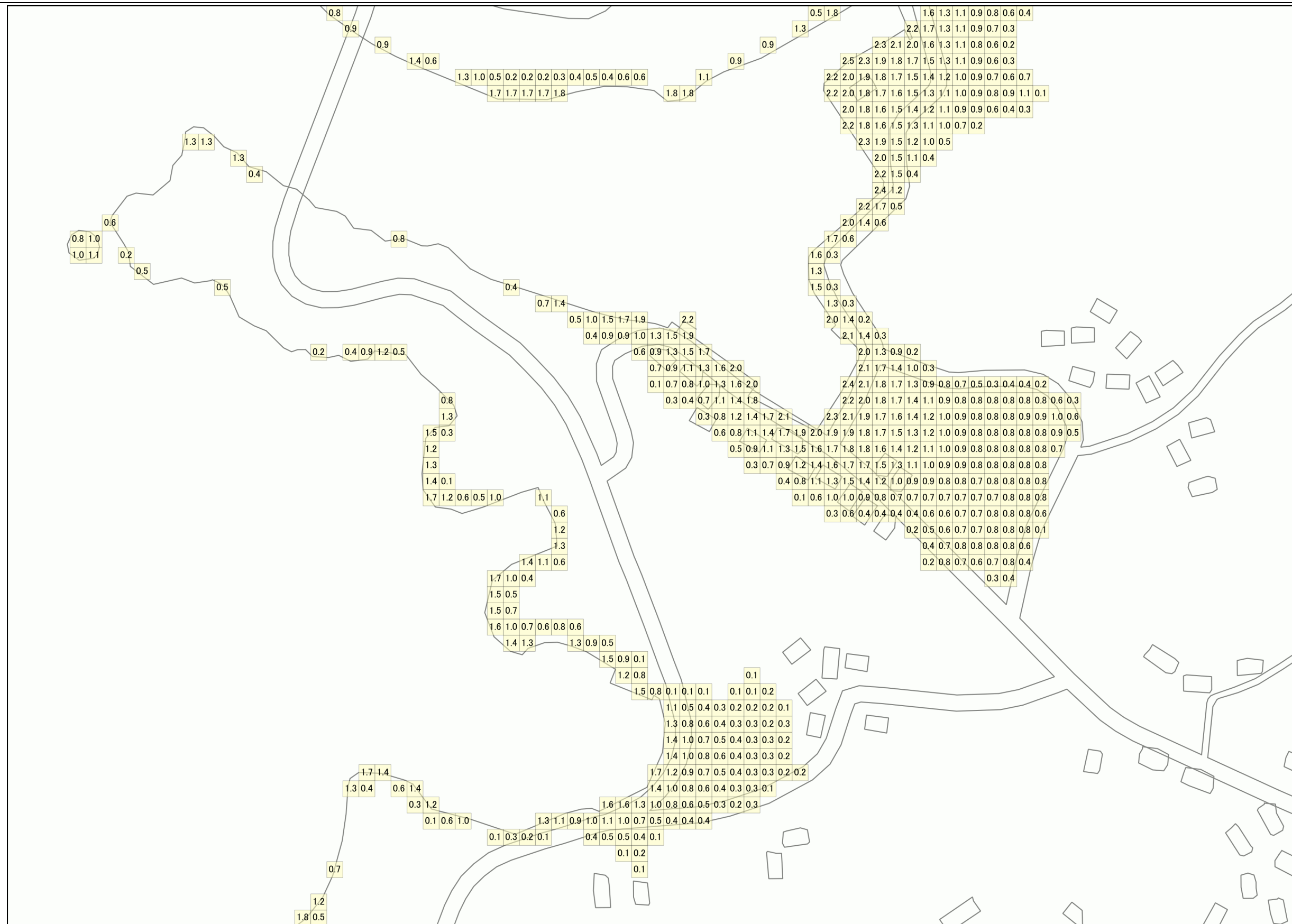
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

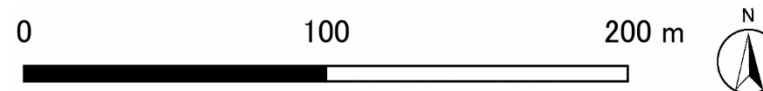
0 100 200 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 298)

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (71)



縮尺 1:2,500



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 298)

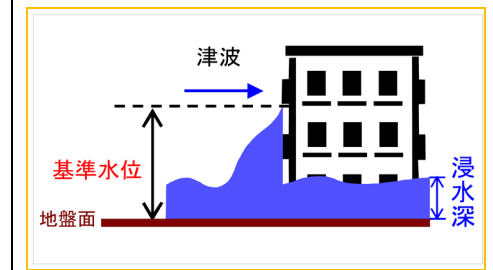
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛り土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

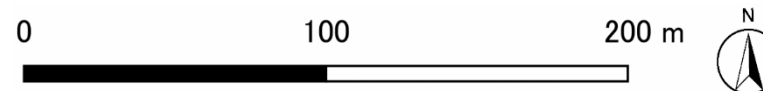
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例]	津波災害警戒区域
	0.0 基準水位(メートル)
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (72)



縮尺 1:2,500



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 298)

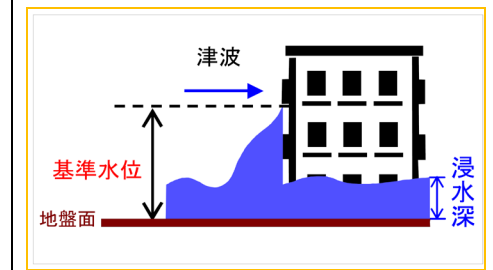
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



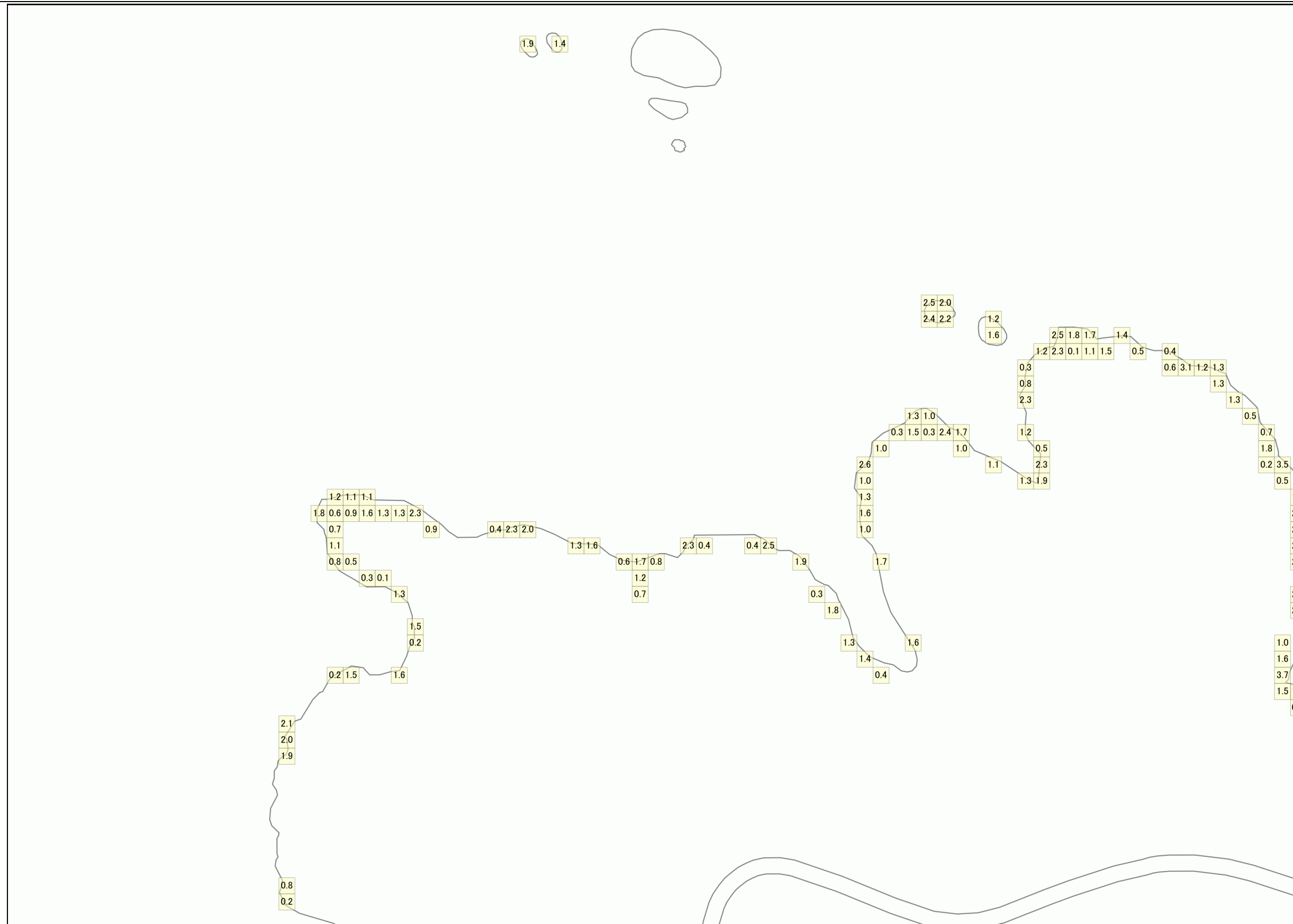
【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例]	津波災害警戒区域
	0.0 基準水位(メートル)
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日



縮尺 1:2,500
0 100 200 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 298)

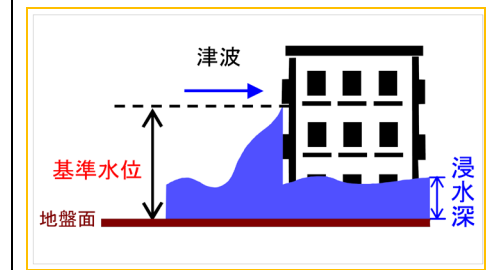
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

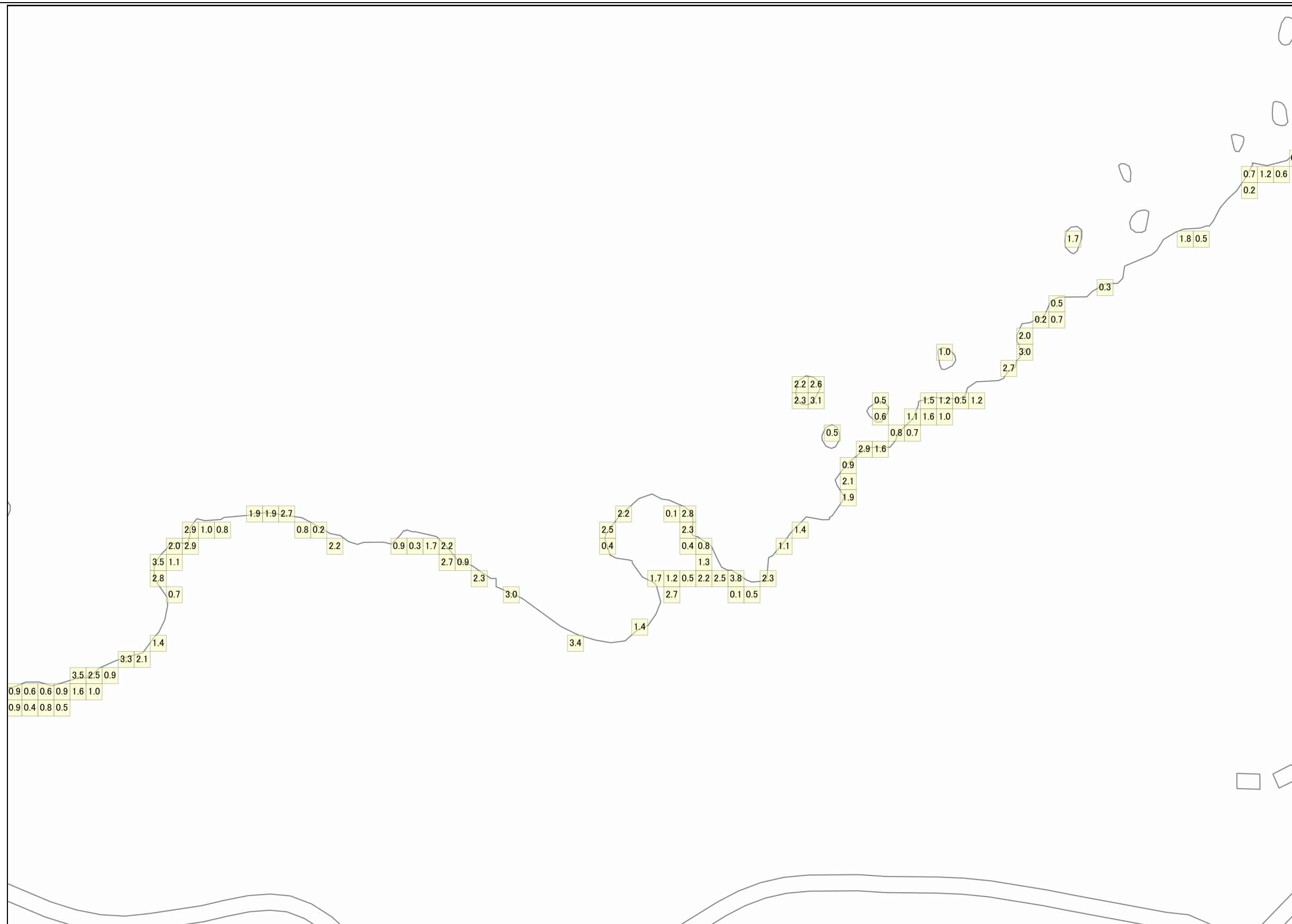
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例]	津波災害警戒区域
	0.0 基準水位(メートル)
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (74)



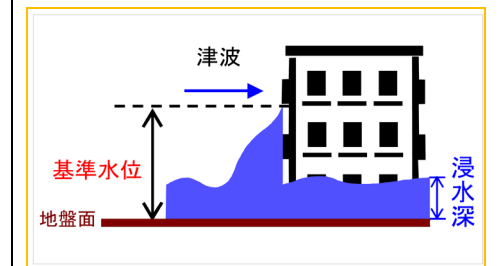
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

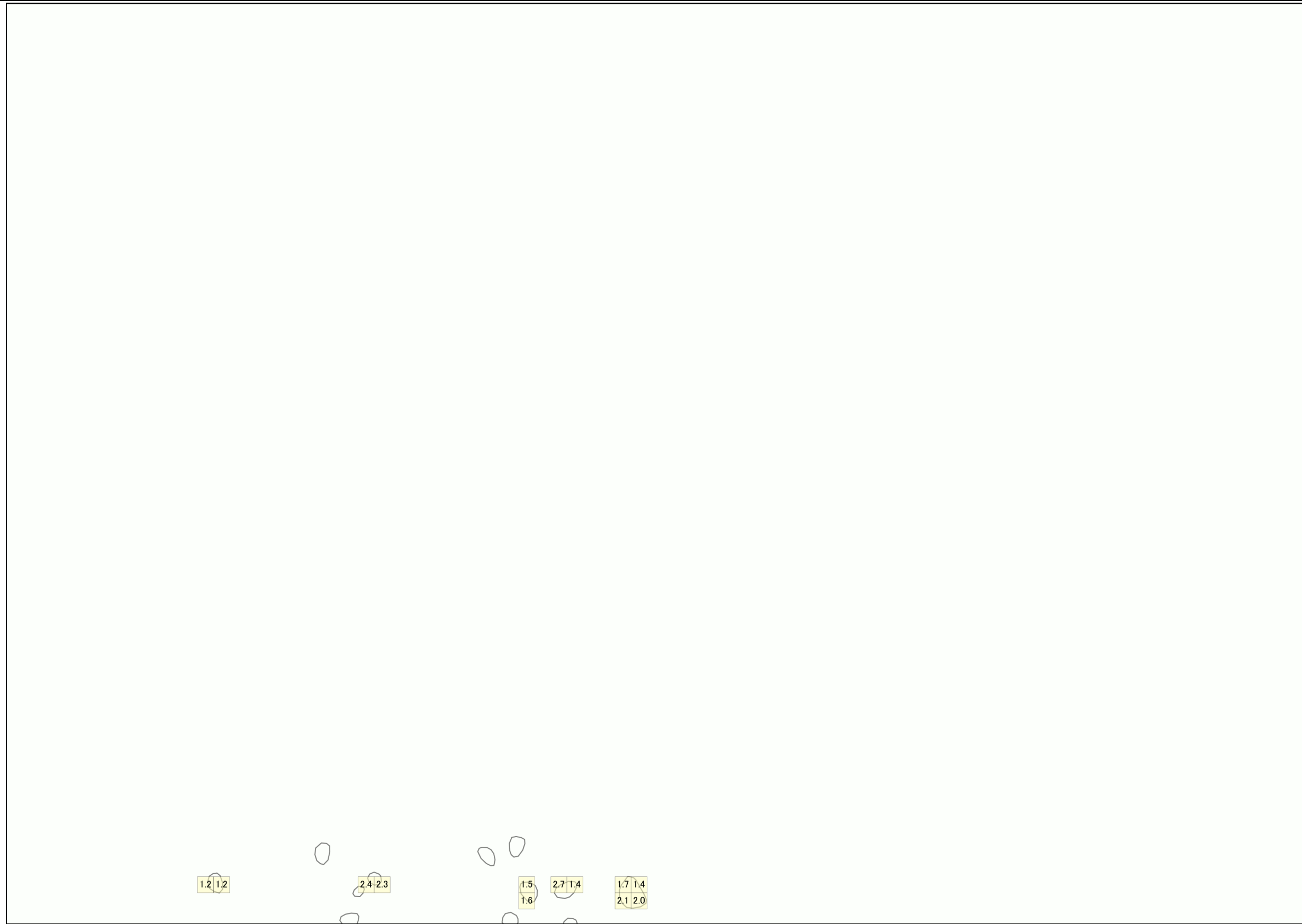
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

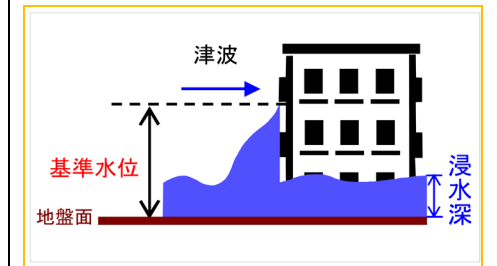
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)(以下、「法」という。)第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ(メートル)で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形(標高)データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

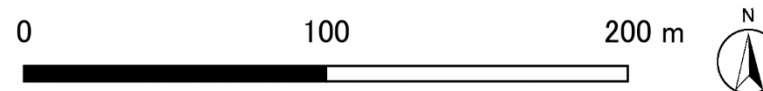
[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (76)



縮尺 1:2,500



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 298)

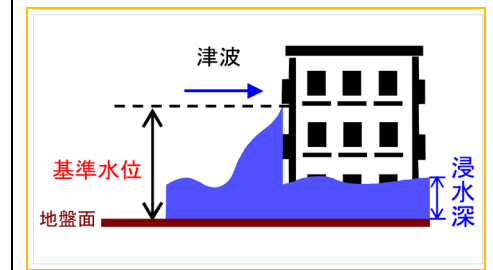
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

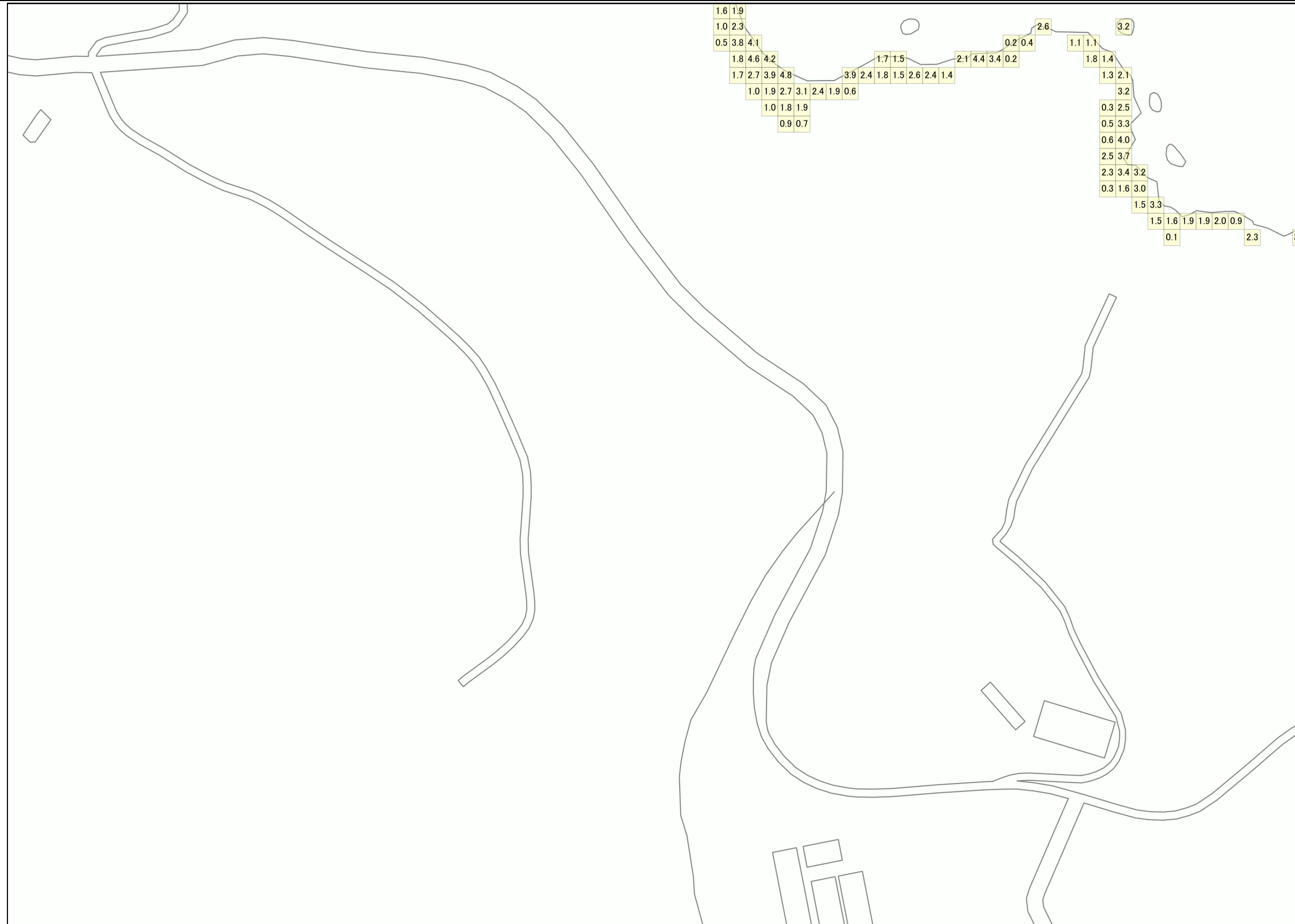
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例]	津波災害警戒区域
	0.0 基準水位(メートル)
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (77)



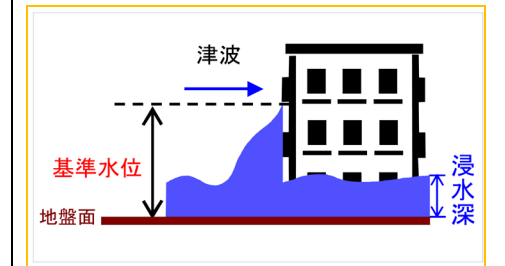
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

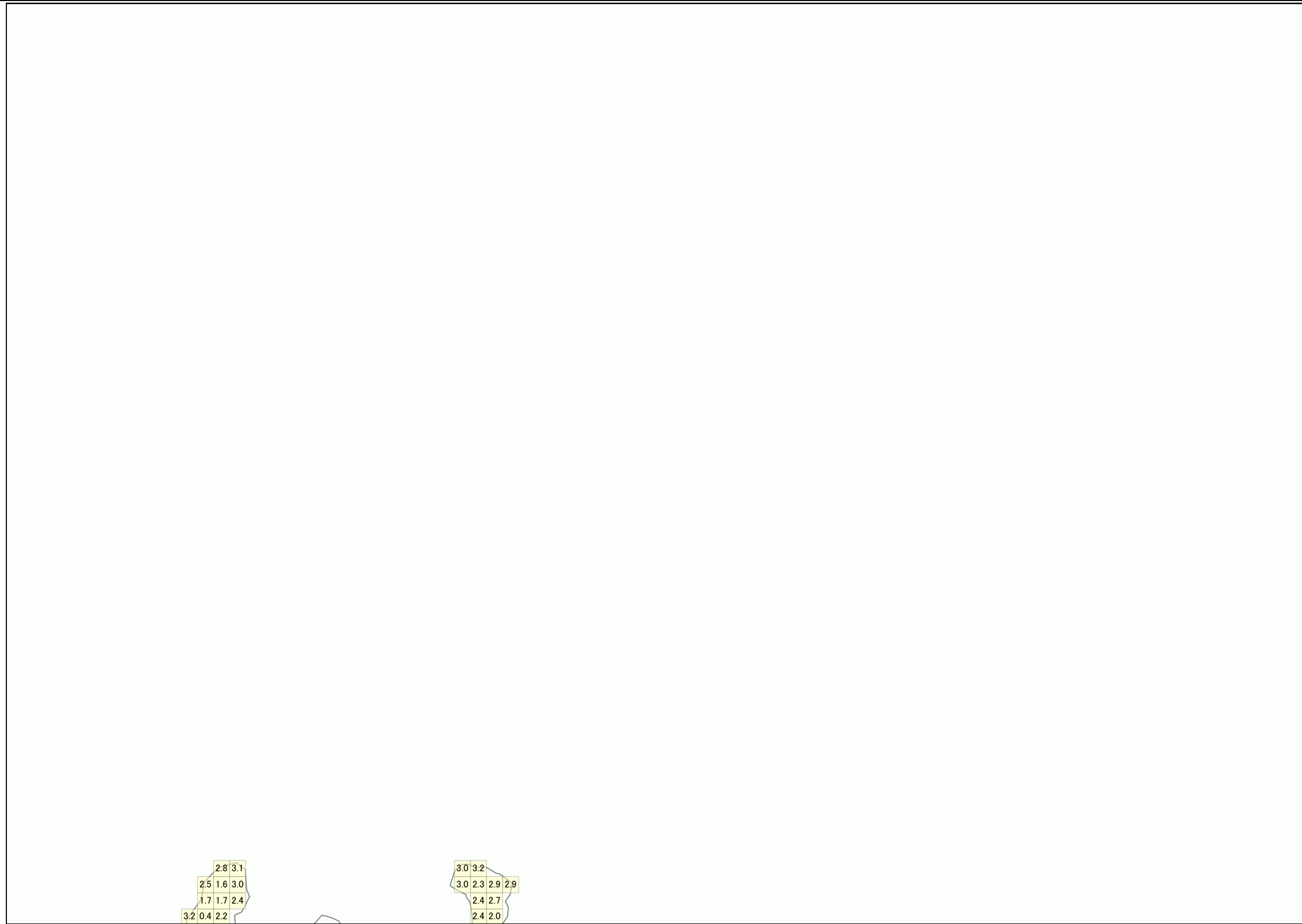
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



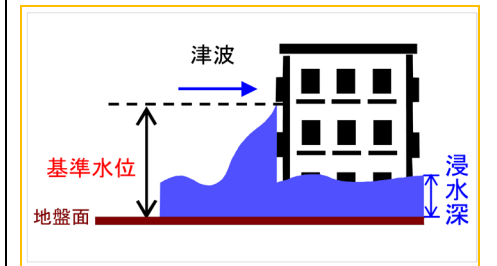
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (79)



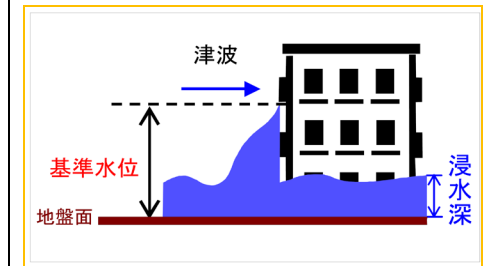
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

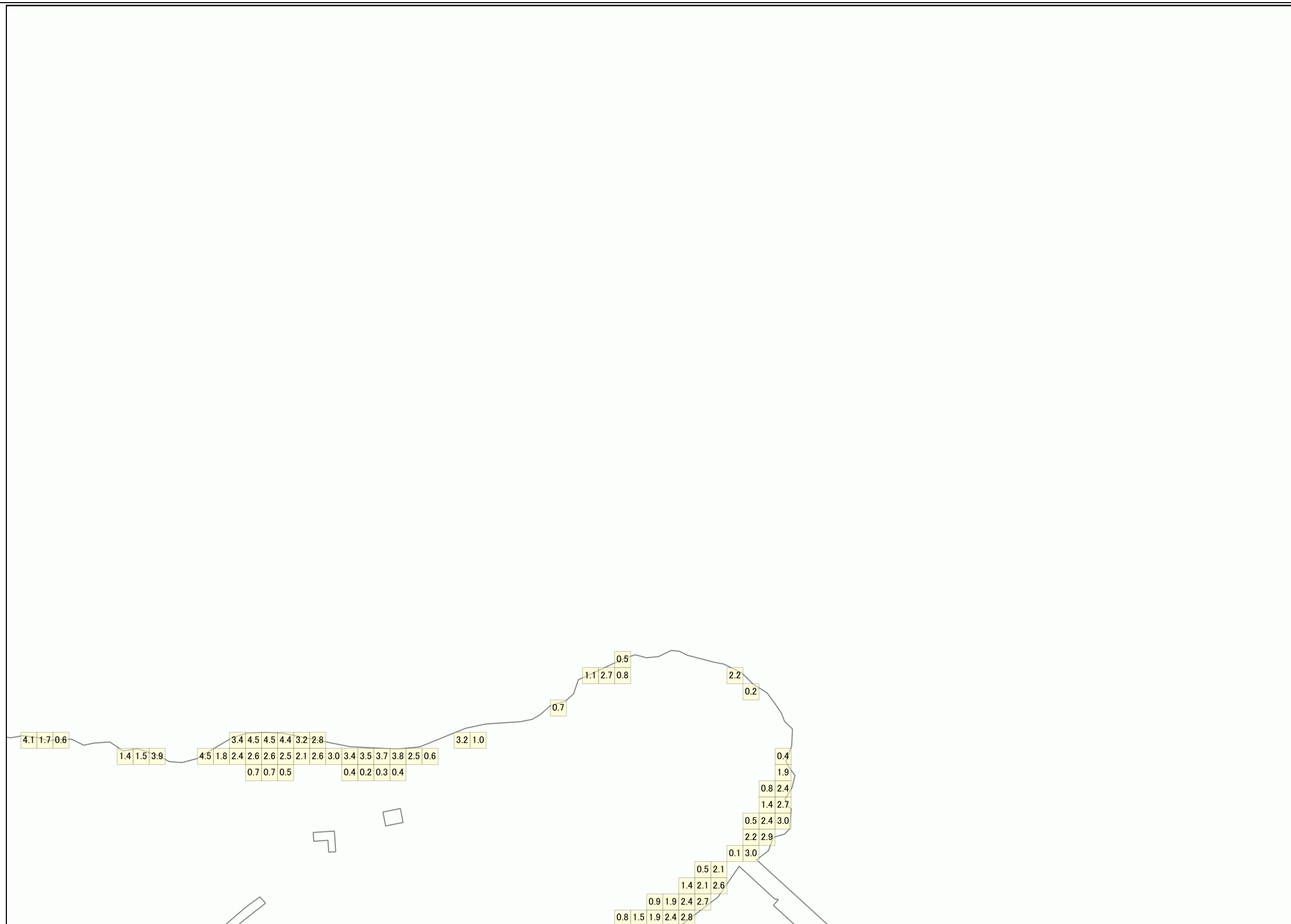
[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 298)



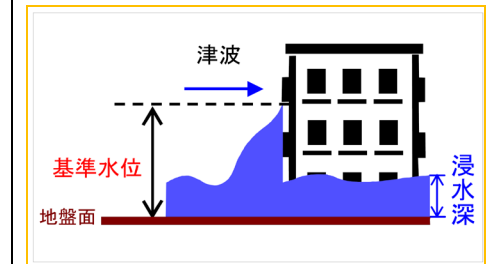
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

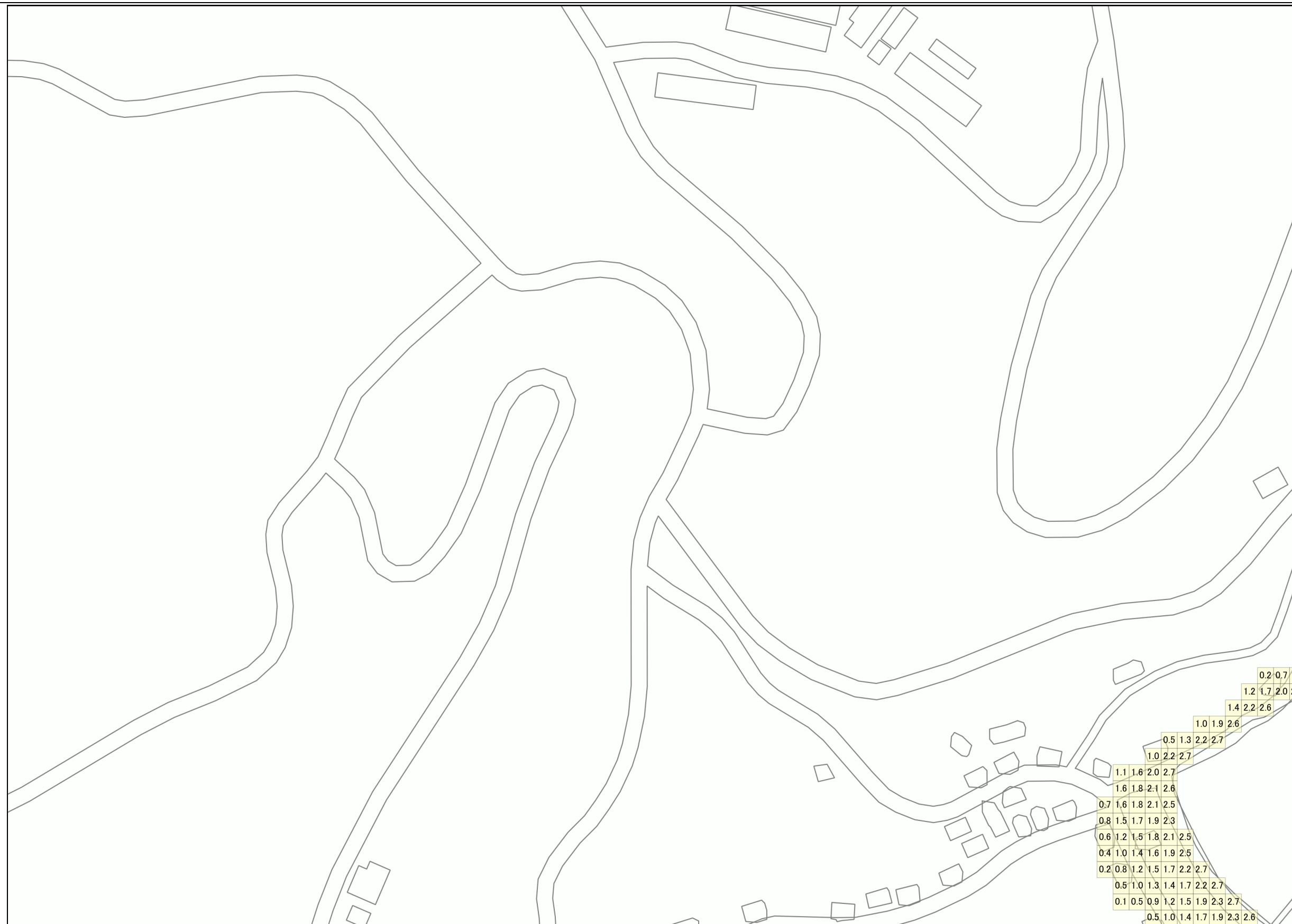
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (81)



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

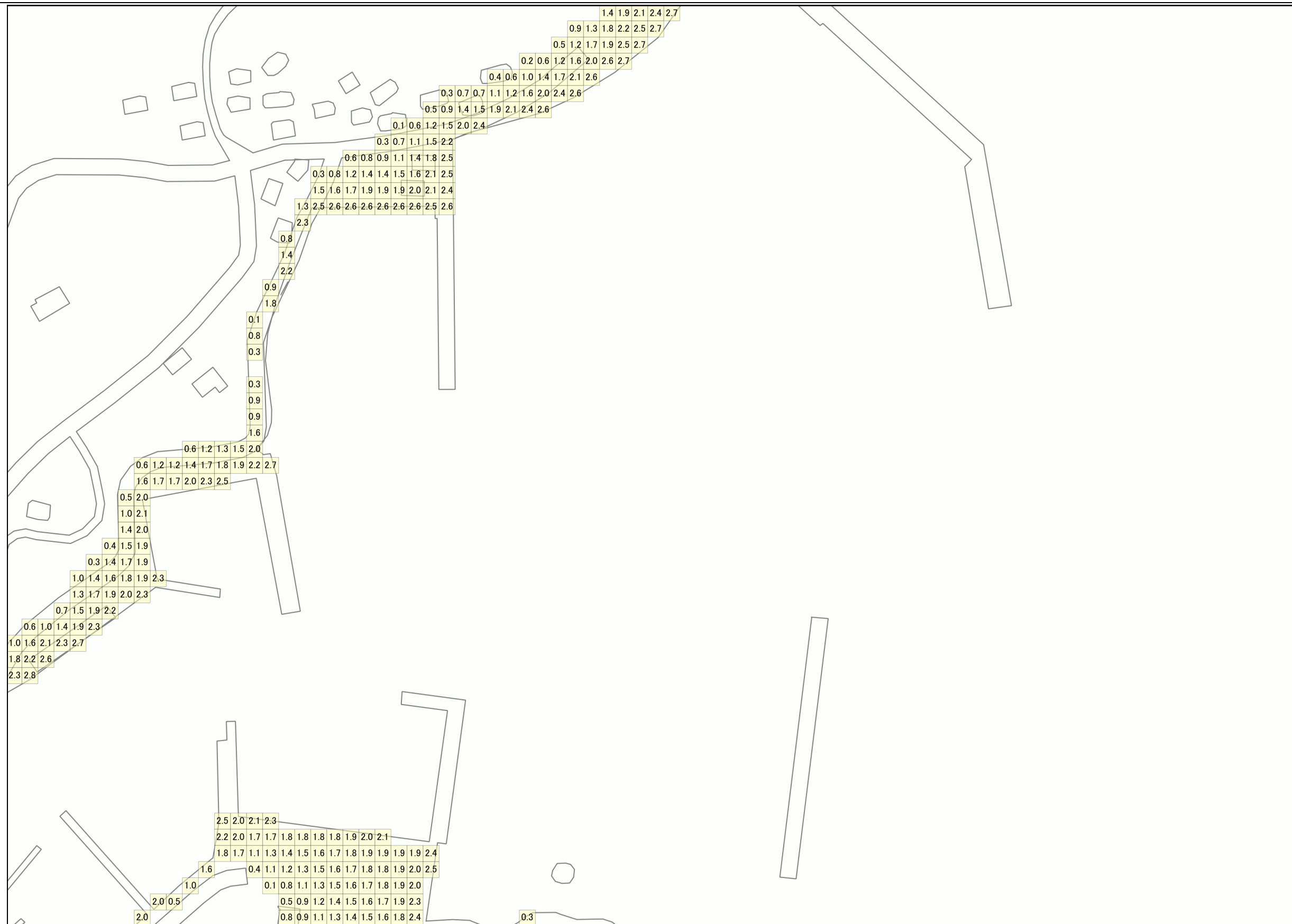
[凡例] 津波災害警戒区域

0.0 基準水位(メートル)

告示番号 島根県告示第222号

告示年月日 令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (82)



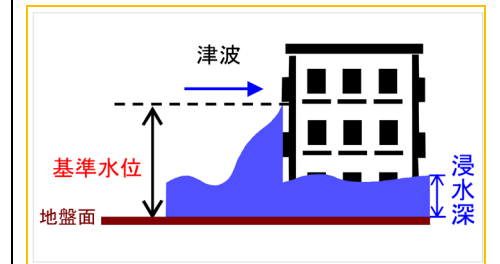
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (83)



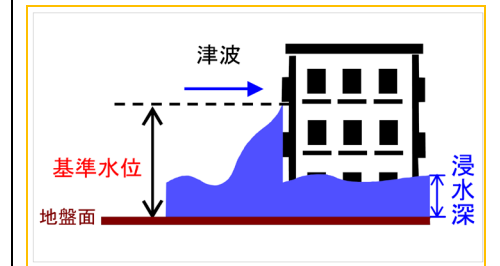
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

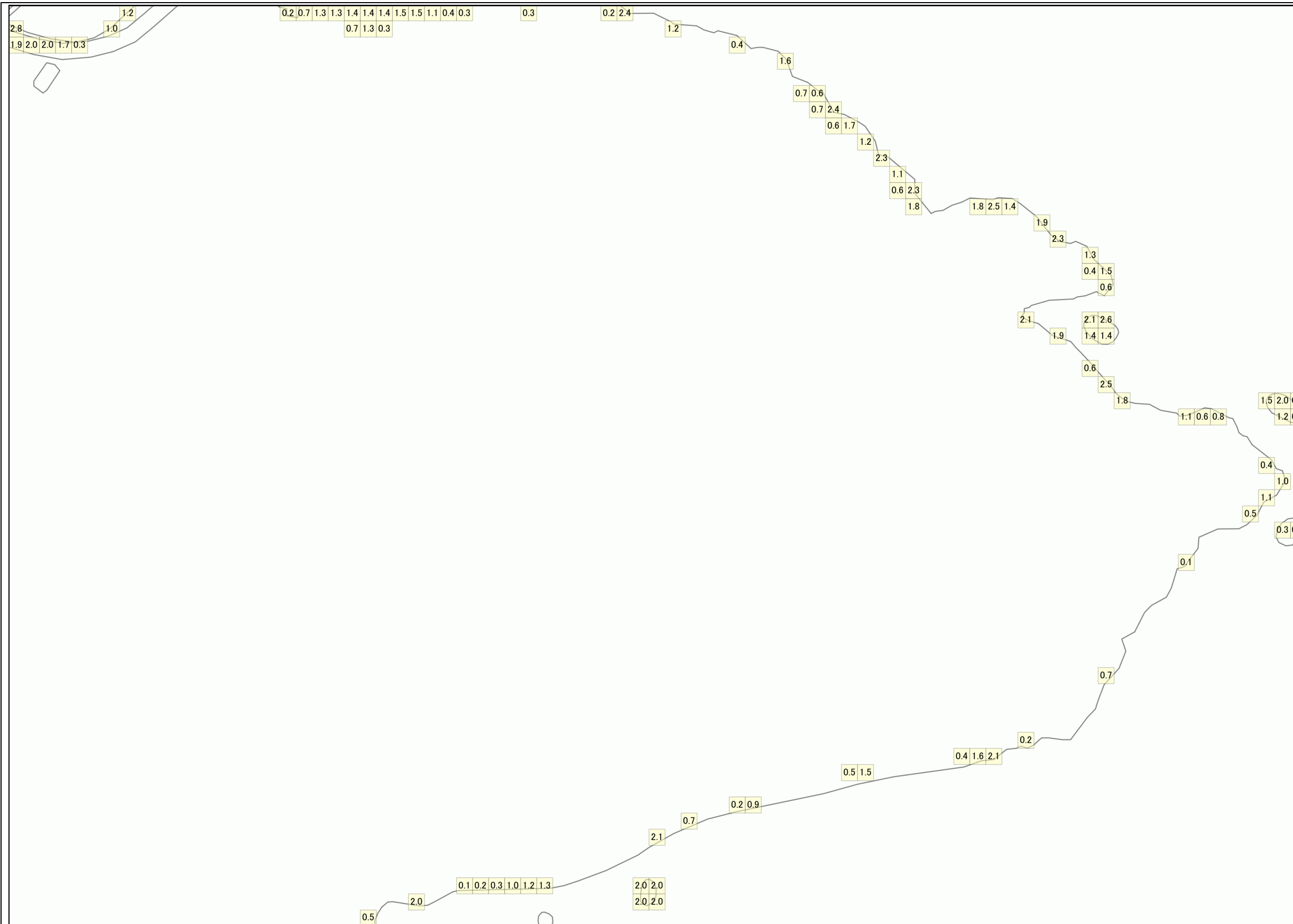
縮尺 1:2,500

0 100 200 m



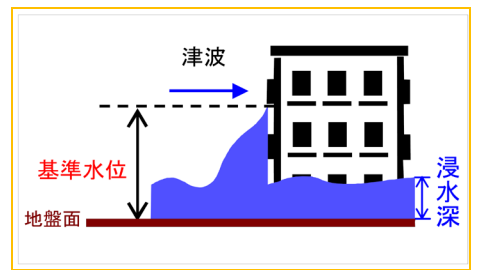
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (84)



<留意事項>

- 【津波災害警戒区域】**
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
 - 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。
- 【基準水位】**
- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
 - 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



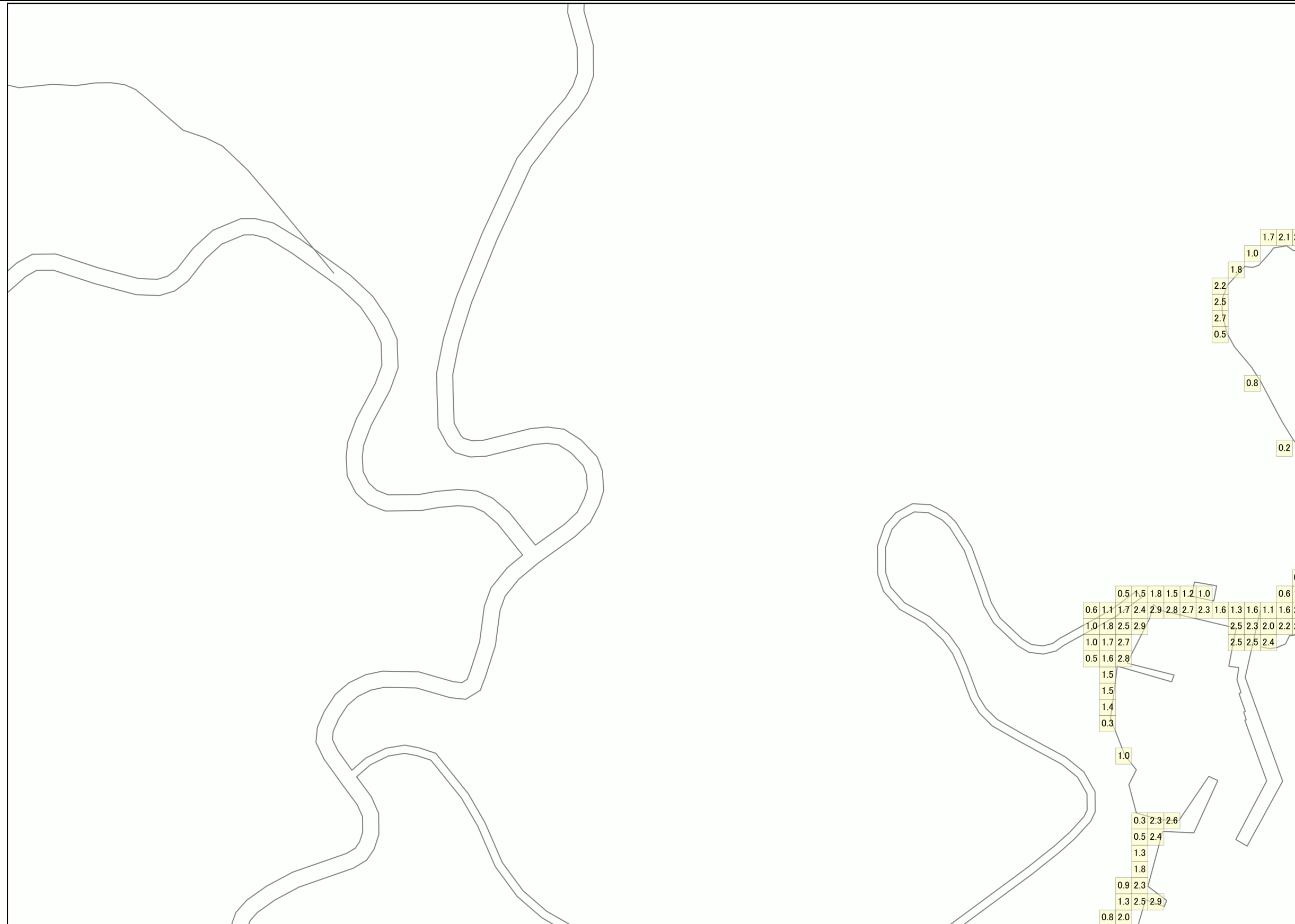
- 【地形（標高）データ】**
- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】**
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

〔凡例〕	
 	津波災害警戒区域
0.0	基準水位(メートル)
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (85)



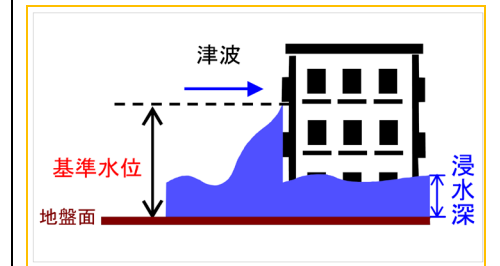
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域

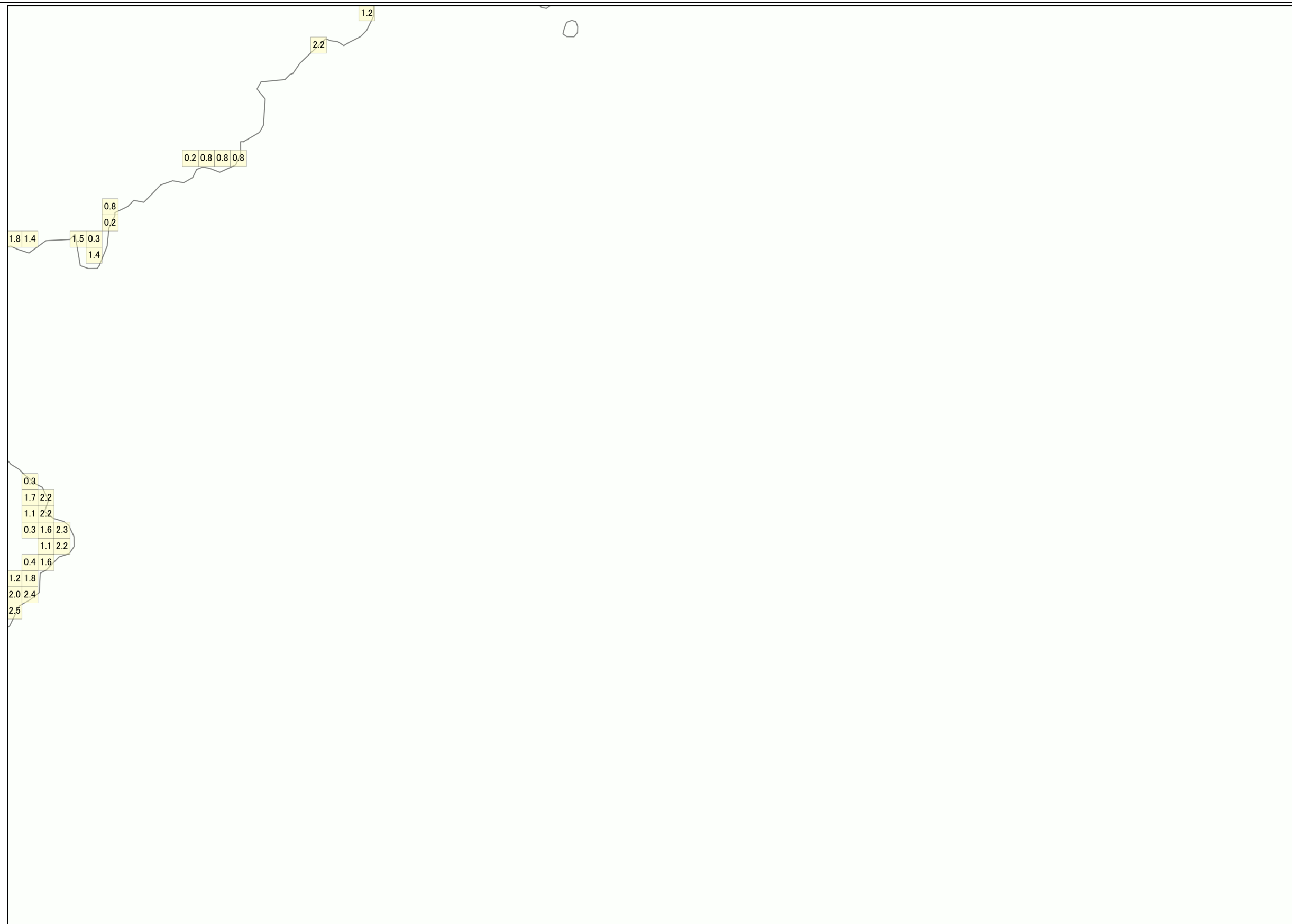
0.0 基準水位(メートル)

告示番号 島根県告示第222号

告示年月日 令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (86)



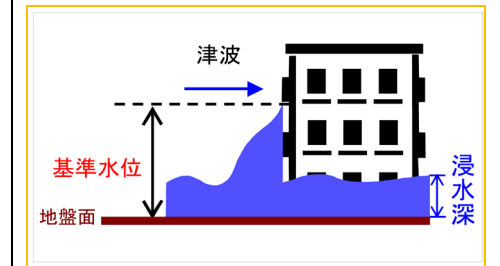
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

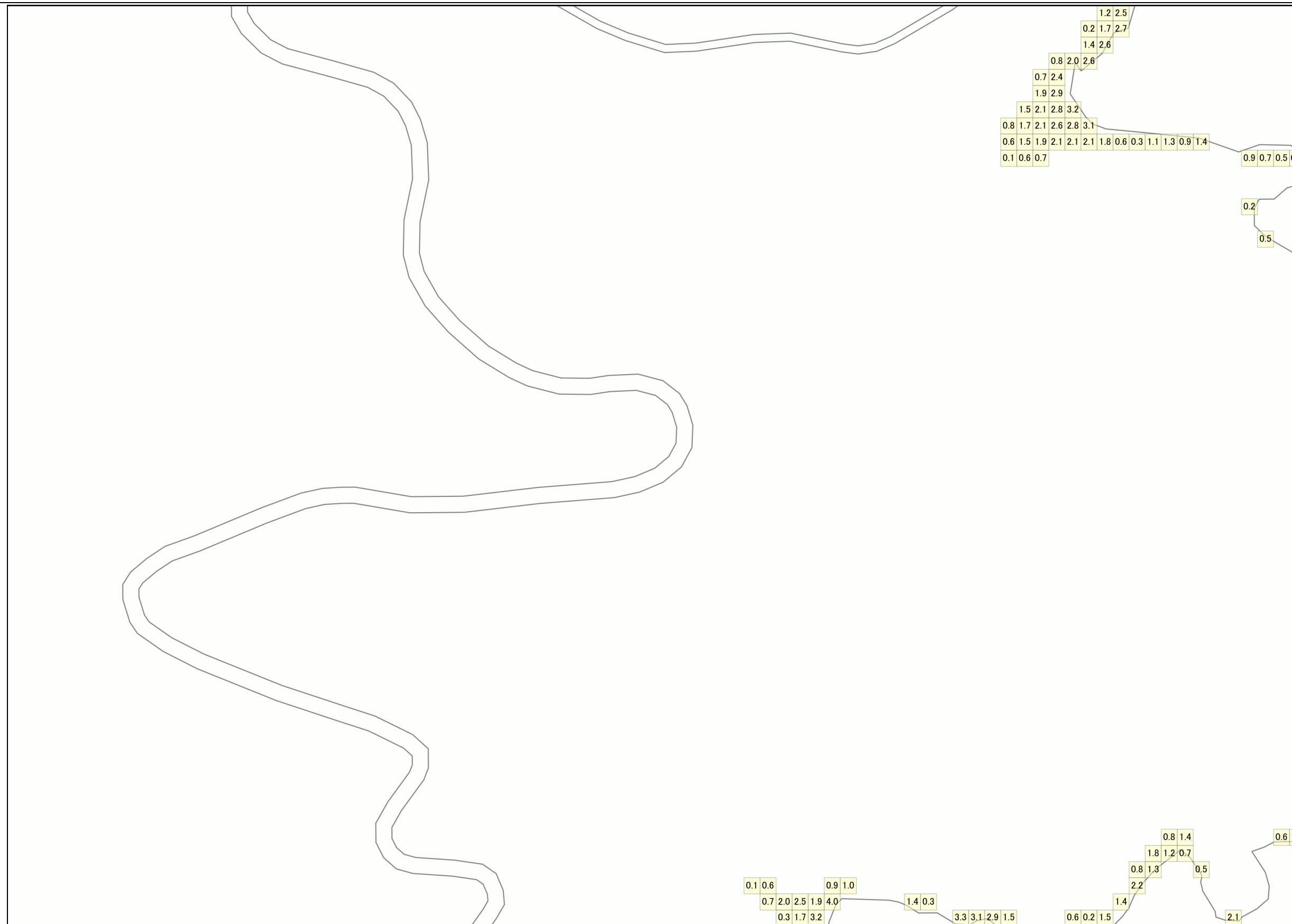
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)



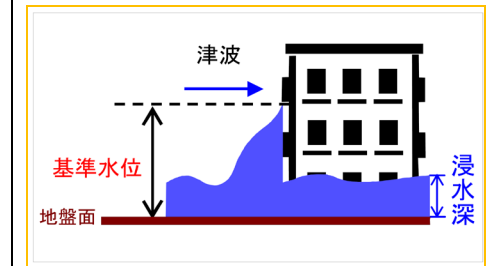
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛り土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

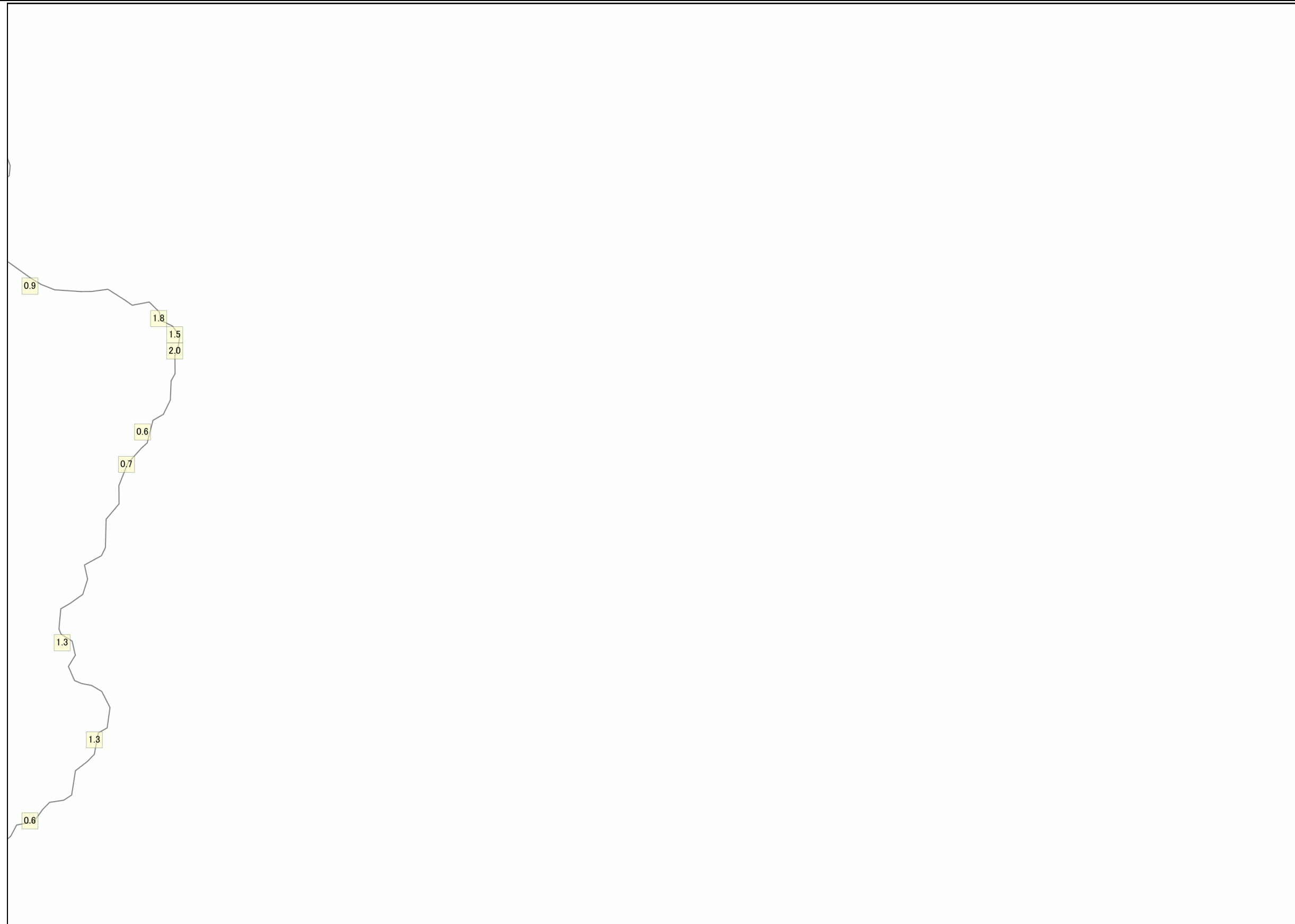
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (88)



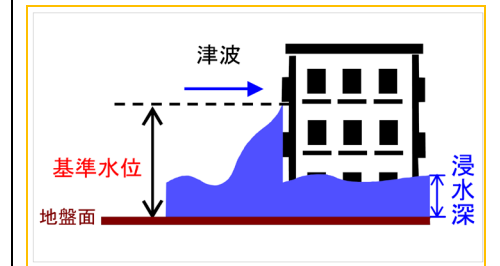
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

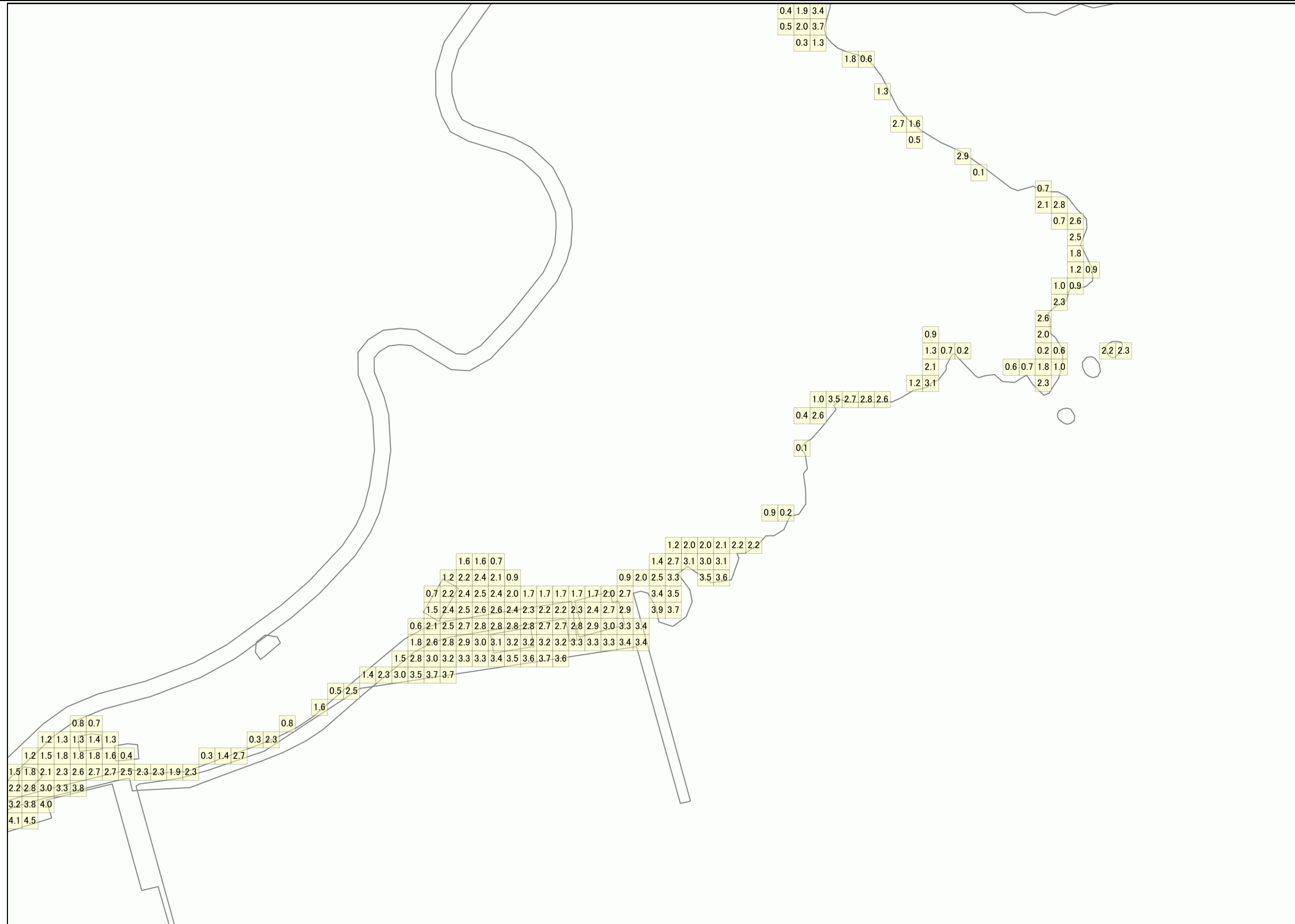
縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (89)



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛り土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

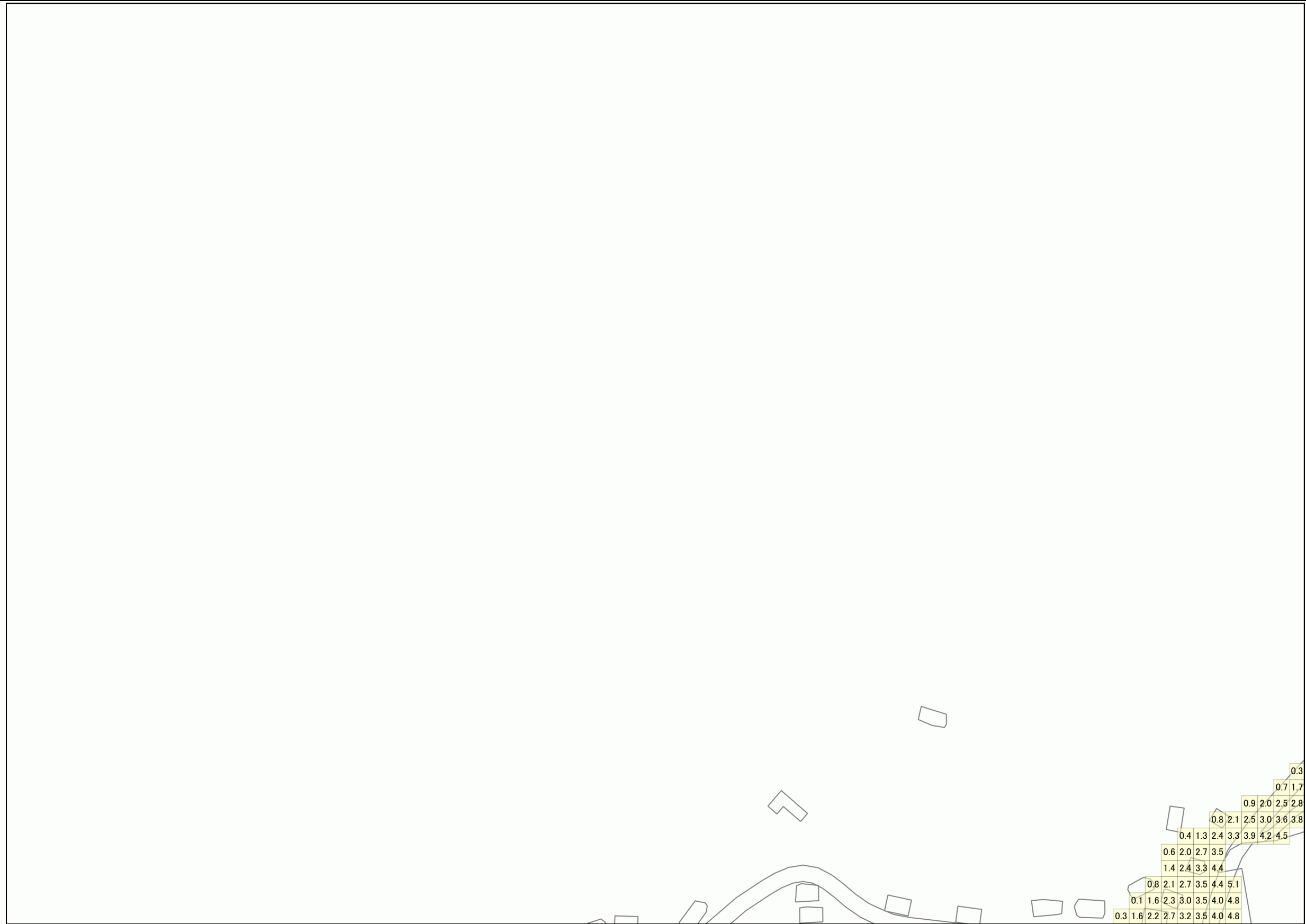
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡 例]	津波災害警戒区域
	0.0 基準水位(メートル)
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 298)



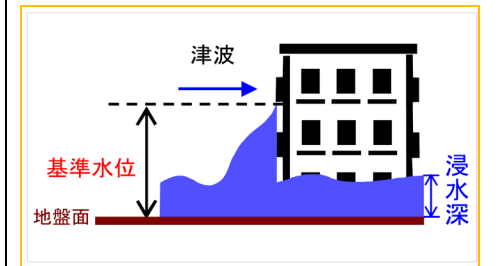
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500
 0 100 200 m
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (91)



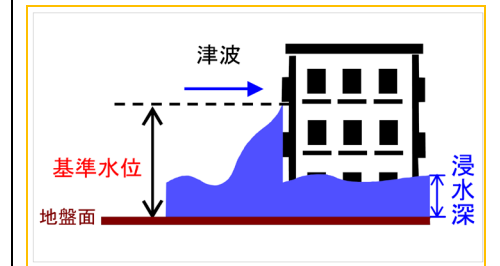
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域

0.0 基準水位(メートル)

告示番号 島根県告示第222号

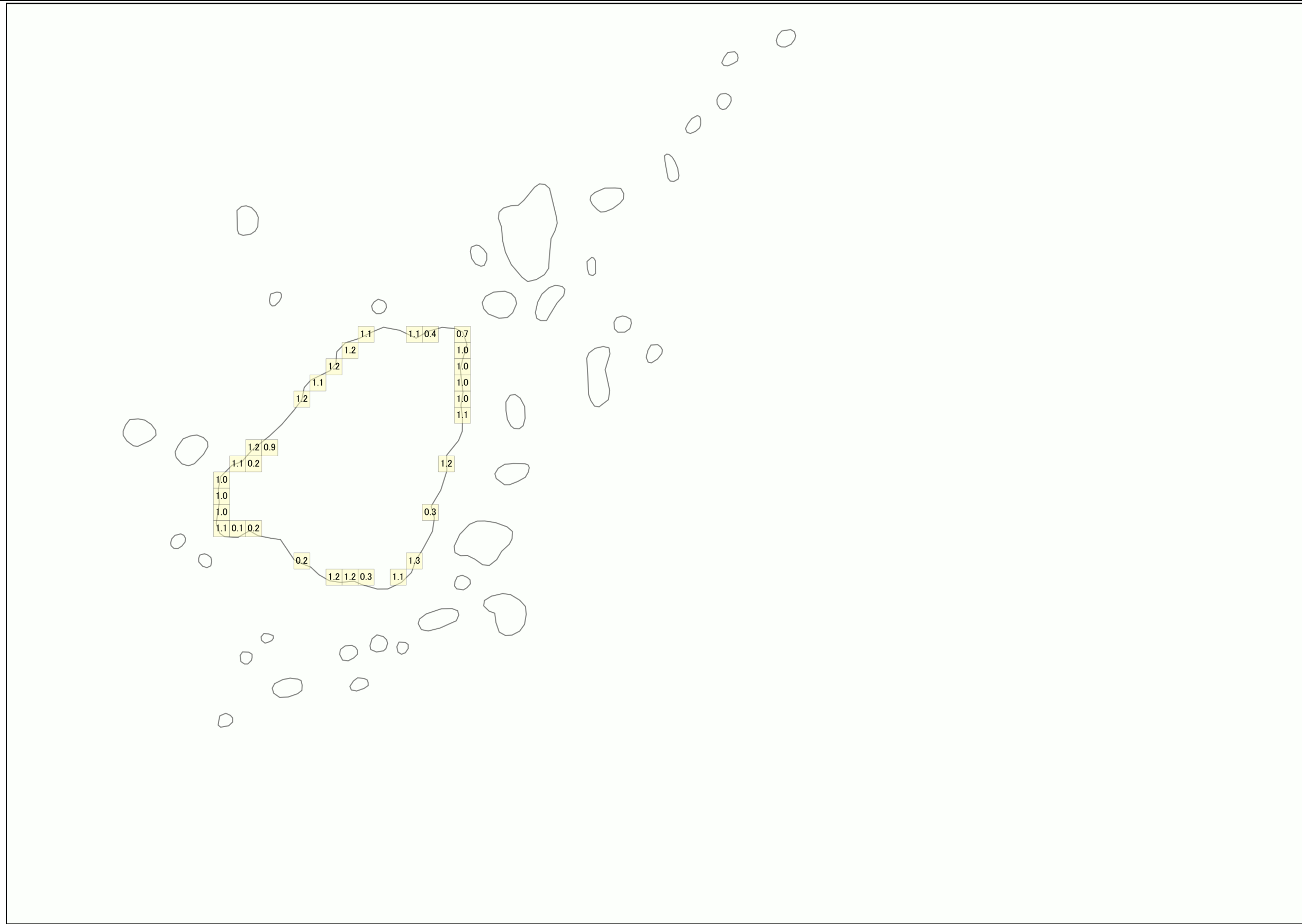
告示年月日 令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



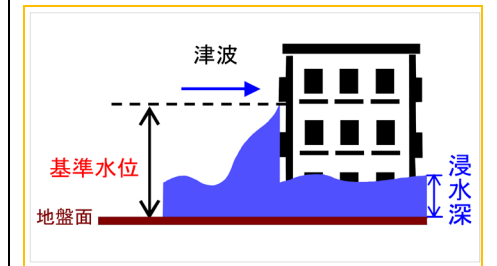
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (93)



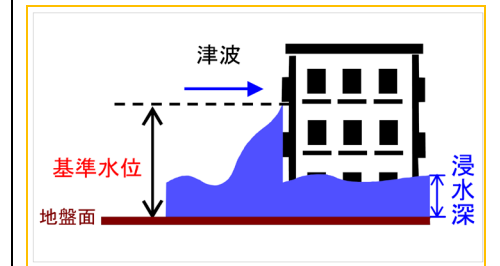
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

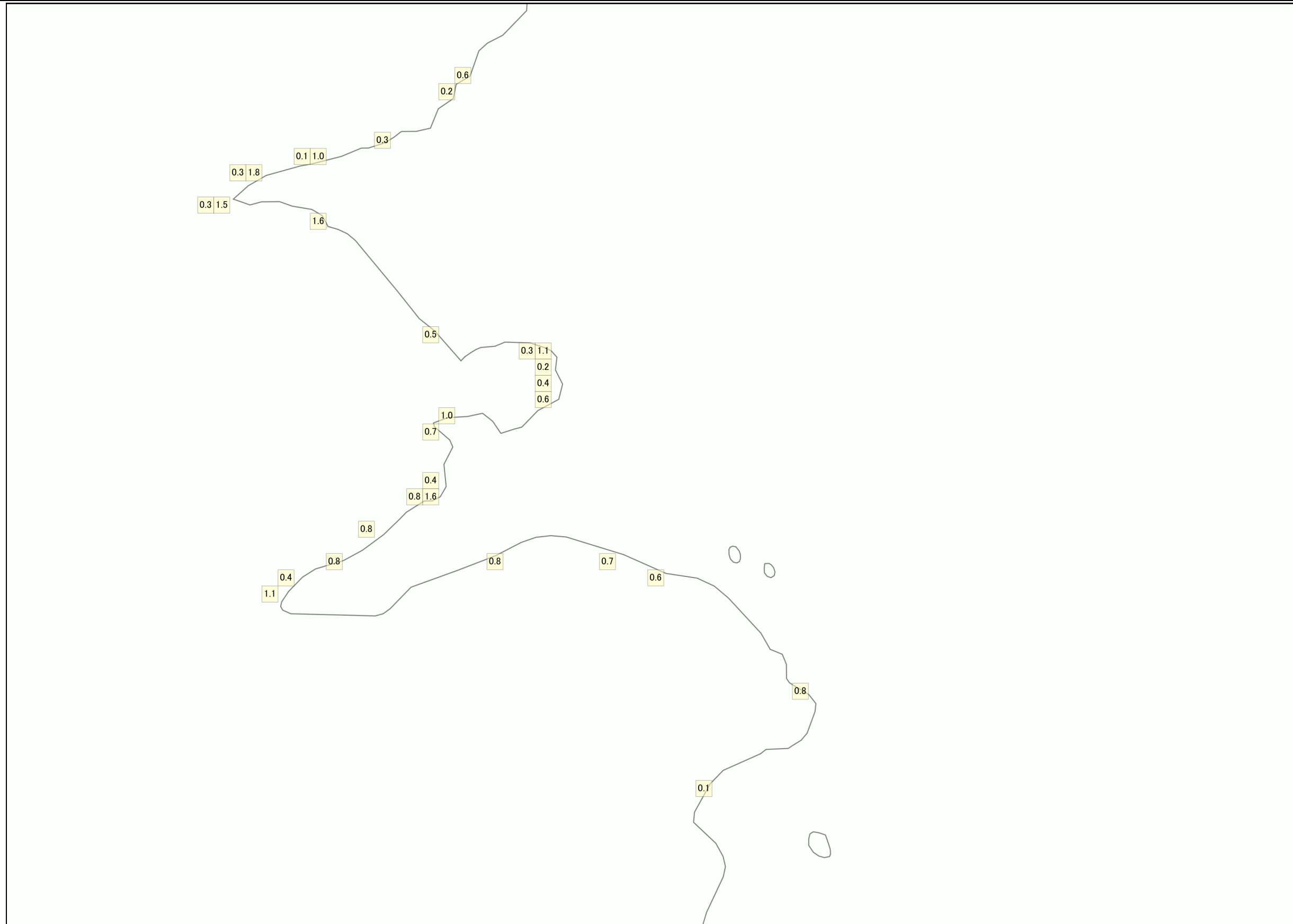
縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (94)



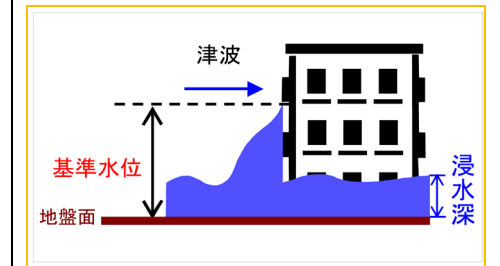
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

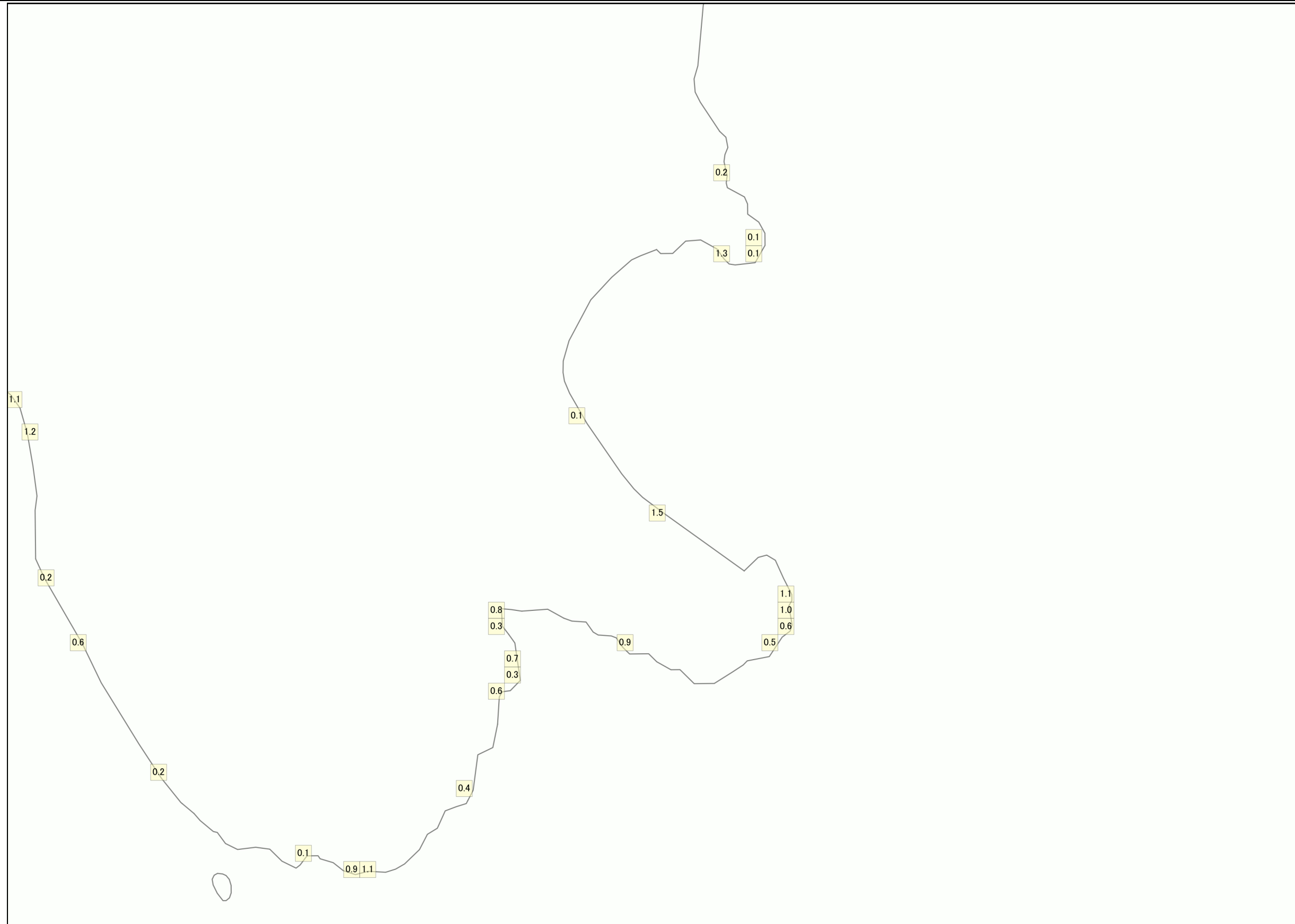
[凡例] ■ 津波災害警戒区域

0.0 基準水位(メートル)

告示番号 島根県告示第222号

告示年月日 令和5年3月24日

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (95)



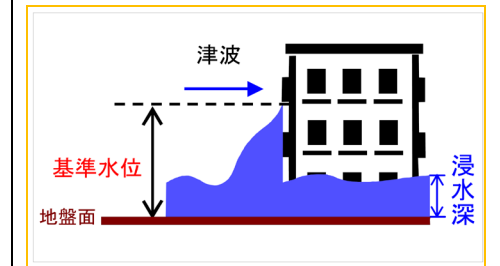
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

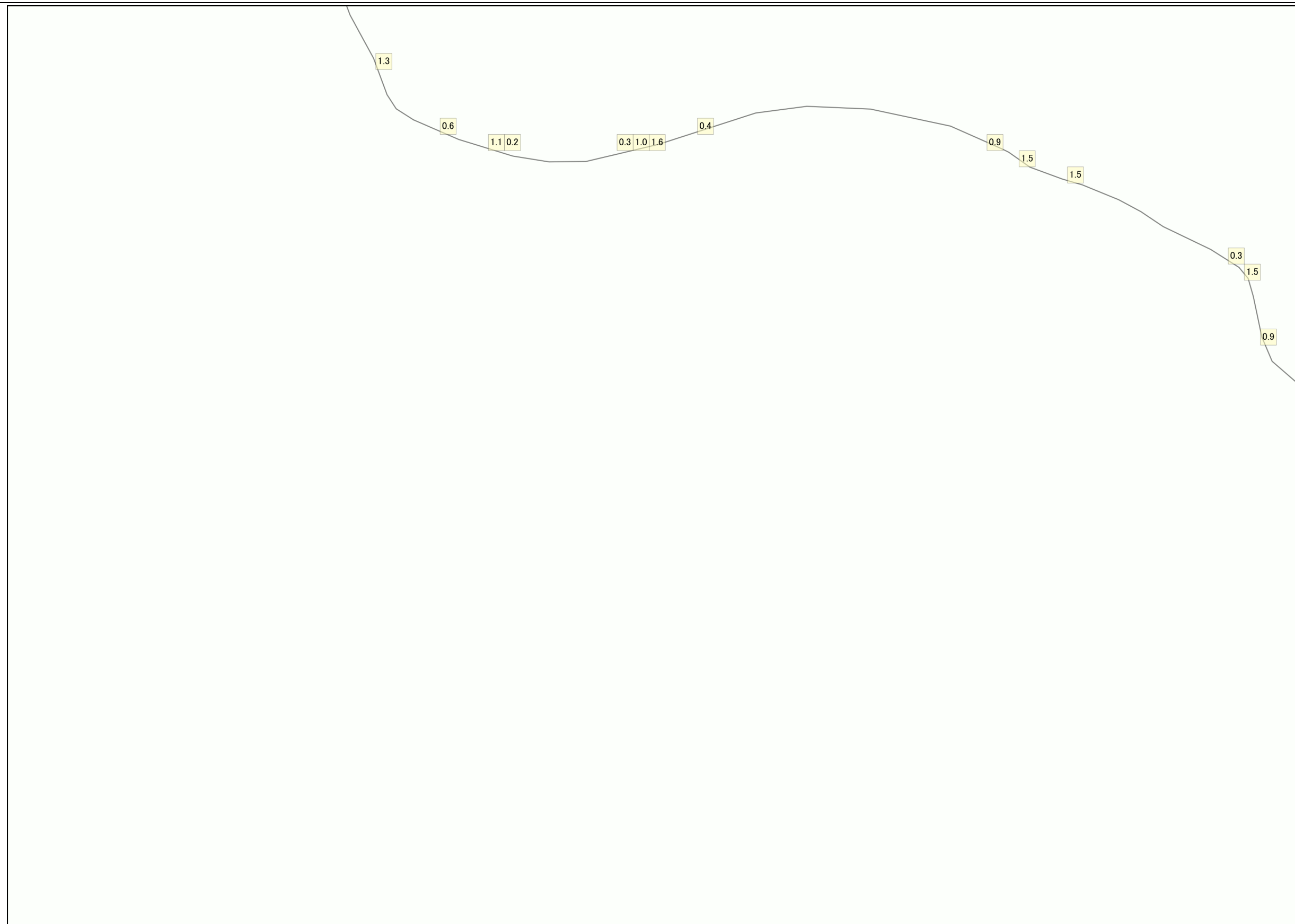
- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
 0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）

海士町 津波災害警戒区域 区域図 (96)



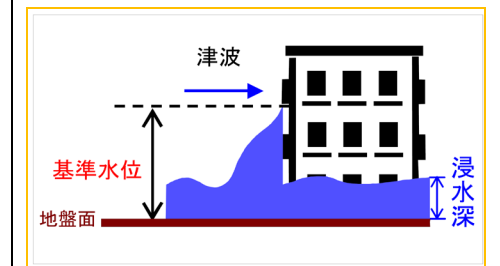
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

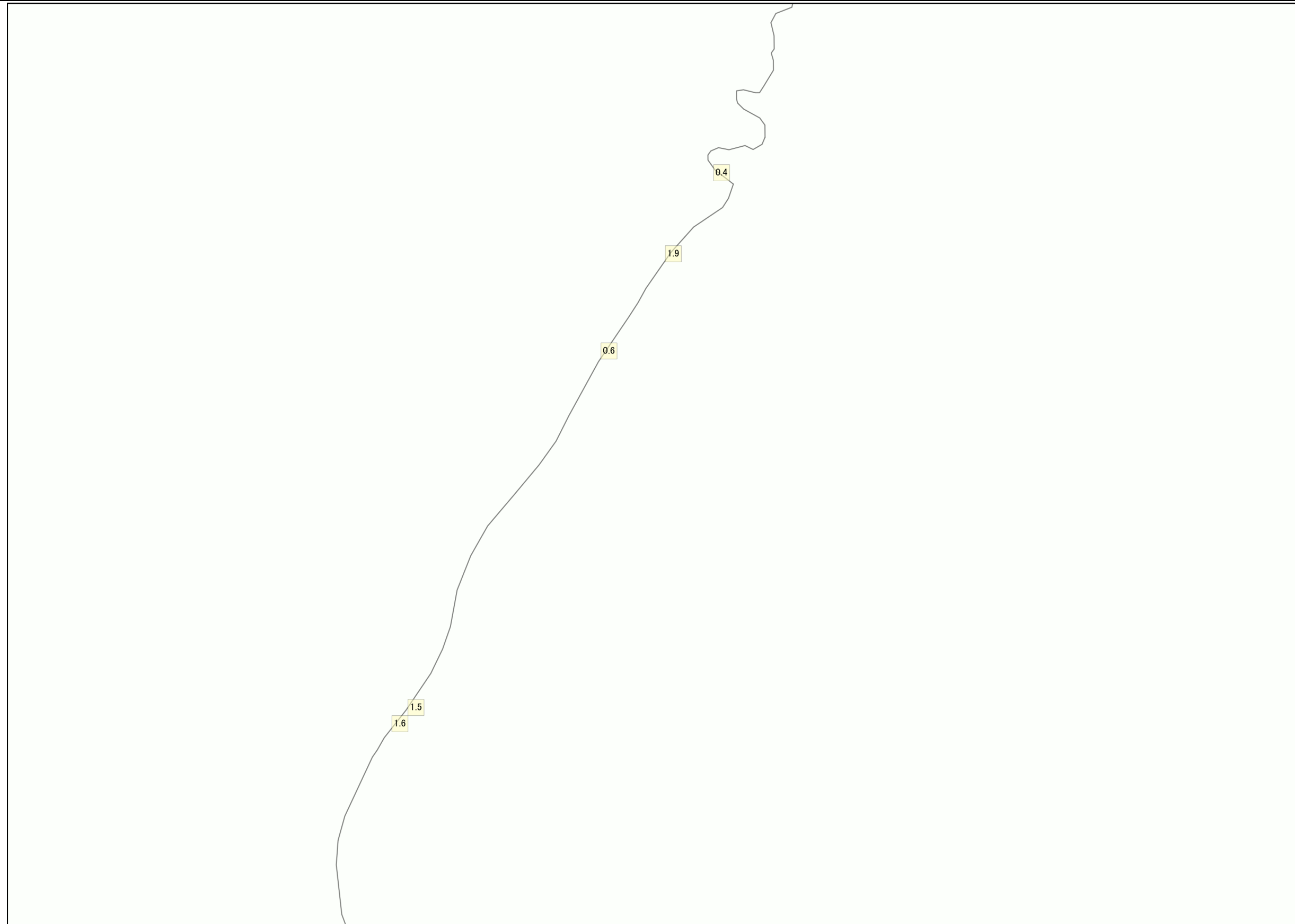
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 298）



縮尺 1:2,500

0 100 200 m



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

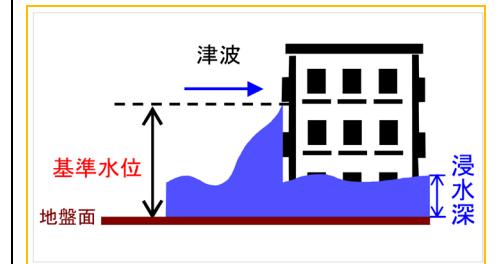
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)(以下、「法」という。)第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ(メートル)で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形(標高)データ】

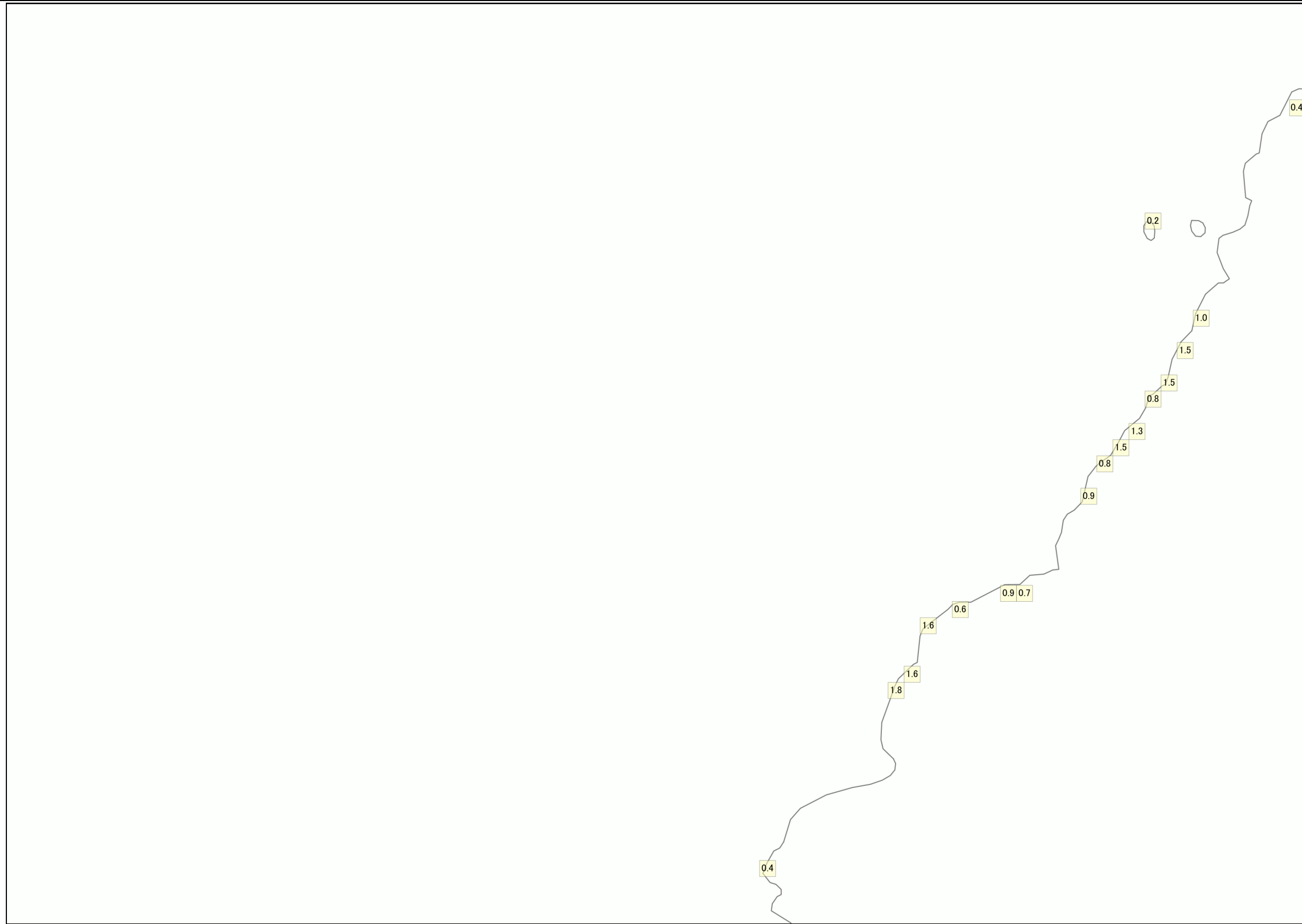
- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例] 津波災害警戒区域
0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日



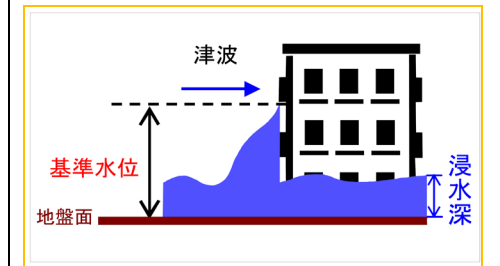
＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下、「法」という。）第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建造物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ（メートル）で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

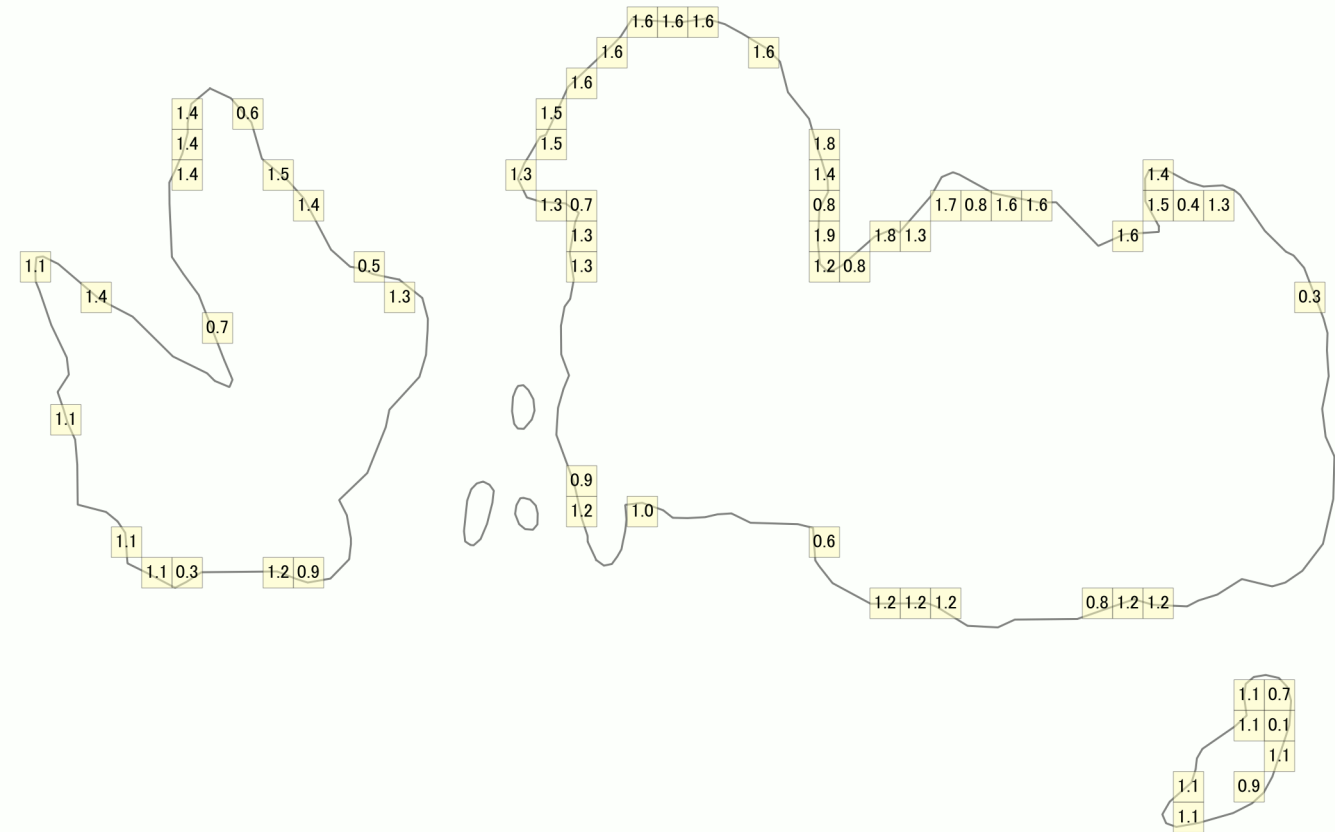
[凡例] 津波災害警戒区域
 0.0 基準水位(メートル)

告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日

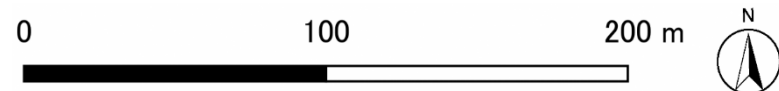
縮尺 1:2,500

0 100 200 m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 298)



縮尺 1:2,500



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 298)

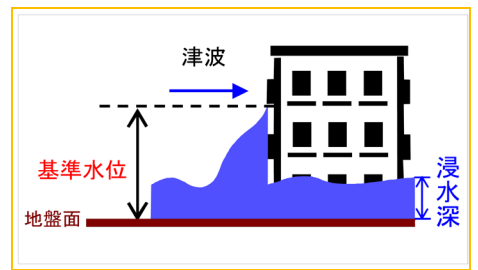
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)(以下、「法」という。)第53条第1項に基づく区域です。
- 津波災害警戒区域は、法第8条第1項に基づく津波浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備する区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波浸水想定に定める浸水深による水位に、津波が建築物へ衝突した際の水位上昇を加えた水位であり、地盤面からの高さ(メートル)で表示しています。
- 基準水位は、津波から避難するうえでの避難施設の有効な高さの目安となるものです。



【地形(標高)データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成27年度時点の海岸における基盤地図情報、都市計画図等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和4年7月時点の基盤地図情報を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

[凡例]	津波災害警戒区域
	0.0 基準水位(メートル)
告示番号	島根県告示第222号
告示年月日	令和5年3月24日